

令和 8 年度  
第 1 回ツキノワグマ管理検討協議会

日 時 令和 8 年 6 月 12 日（金） 13：00～14：30

場 所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 令和 7 年度及び令和 8 年度のツキノワグマ管理施策の実施状況について

【報告】

(2) 大規模生息数調査を踏まえた個体数推計（速報値）について【報告】

(3) 令和 8 年度のツキノワグマの捕獲上限数の見直しについて【協議】

(4) 第 6 次ツキノワグマ管理計画の策定について【協議】

(5) その他

4 閉 会

令和8年度第1回キノワグマ管理検討協議会 出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識 経験者	東北地域環境計画研究会	会 長	由井 正敏	
	国立大学法人岩手大学	准 教 授	山内 貴義	WEB
	盛岡市動物公園 (株式会社もりおかパークマネジメント)	園 長	辻本 恒徳	
	合 同 会 社 東北野生動物保護管理センター	代 表	宇野 壮春	WEB
関係 団体	岩手県鳥獣保護巡視員協議会	会 長	佐々木 実行	
	公益社団法人岩手県猟友会	会 長	皆川 金哉	新任
	岩手県森林組合連合会	事業 森林整備グループ長	佐々木 利夫	
	全国農業協同組合連合会 全岩手県本部営農支援部	営農技術課長	佐々木 歩	
行政 機関	東北森林管理全局課 企画保全部課	課 長	神成 悟	新任 (随行：企画官 佐々木学)
	岩手県農林水産部課 農業振興課	担い手対策課長	櫻田 学	
	岩手県農林水産部課 森林整備課	整備課長	泉 憲裕	新任
	岩手県警察本部生活安全部課 岩手県警生活安全課	参事官兼課長	岩間 茂	新任 代理出席：危険物補佐 黒須 貴久
市町村	盛岡市環境部課 環境企画課	課 長	新井田 昌幸	新任
	遠野市農林市課 産業部農林課	課 長	菊池 功幸	新任・WEB
	八幡平市農林市課 産業建設部農林課	課 長	高橋 繁範	
	宮古市農林水産部農林市課 古農林水産部農林課	課 長	菊地 政幸	新任・WEB
			計16名	
事務局	岩手県環境保健研究センター	主査専門研究員	鞍懸 重和	
	岩手県環境生活部自然保護課	総括課長	引屋敷 努	
		特命参事 (クマ対策)	千田 志保	
		特命課長 (野生動物管理)	小澤 豊和	
		主 査	佐々田 丈瑠	
		主 査	佐藤 恵子	
		主 任	佐々木 俊	
		技 師	村居 勇佑	
主 事	古川 健			
主 事	駒井 千輝			
オブザー バー	岩手県農林水産部課 農業振興課	特命課長	村田 就治	
	岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部	技 師	多田 福望	
	岩手県南広域振興局保健福祉環境部	技 師	山本 悠太	WEB
	岩手県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター	主 任	菊池 一馬	WEB
	岩手県南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター	技 師	吉田 野乃花	
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部	技 師	高橋 純平	
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	主 査	澤口 幸司	
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター	技 師	多田 圭佑	
	岩手県北広域振興局保健福祉環境部	技 師	吉水 祐太	WEB
	岩手県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉センター	技 師	横澤 雄基	

## 第5次ツキノワグマ管理検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するツキノワグマ地域個体群の管理全般について検討し、もって人とツキノワグマとの共存に資するため、「ツキノワグマ管理検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関する事
- (2) 個体数管理に関する事
- (3) 生息環境の整備に関する事
- (4) 被害防除対策に関する事
- (5) モニタリング調査に関する事。
- (6) その他ツキノワグマの管理に関する事。

(組織)

第3 協議会は、学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、環境生活部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者(以下「構成員」という。)により構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は構成員が互選する。

3 会長は会務を総括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、構成員のうちから予め会長が指名する構成員が、その職務を代行する。

5 協議会の検討事項を専門的に検討するため、必要に応じて協議会に構成員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 構成員の任期は構成員が就任依頼を承諾した日から、第5次ツキノワグマ管理計画の期間が満了する日までとする。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

2 環境生活部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月24日から施行する。

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

## 【報告事項】

## 令和 7 年度及び令和 8 年度のツキノワグマ管理施策の取組状況について

## 1 出没の状況 [資料 1-1]

令和 7 年度のツキノワグマの出没数は 9,739 件であった。

令和 8 年度は 4 月末現在で 376 件であり、過去 5 年間の同期と比較すると最も多い。  
(単位：件)

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8
各年度同期比 (4 月末)	184	110	212	170	224	376
年度計	2,602	2,179	5,877	2,883	9,739	—

## 2 被害及び防除対策 [資料 1-2, 1-3]

## (1) 被害状況

## ① 人身被害の状況

令和 7 年度の人身被害は 39 件・40 人であった。

令和 8 年度は 6 月 10 日時点 (※) で 5 件・5 人となっている。

【人身被害】 (単位：件、人)

区 分	R3		R4		R5		R6		R7		R8 <sup>※</sup>	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
北 奥 羽	6	6	7	7	20	22	3	3	21	22	4	4
北 上 山 地	8	8	16	17	26	27	7	7	18	18	1	1
計	14	14	23	24	46	49	10	10	39	40	5	5

## ② 農林業被害の状況

令和 6 年度の農作物被害は総額 3,296 万円で、令和 5 年度と比較して 6,670 万円減少した。特に減少額が大きい作目は果樹と飼料作物であった (令和 7 年度は調査中)。

【農作物被害】 (単位：万円)

区分	R3	R4	R5	R6	R7
水 稻	508	300	585	407	調査中
野 菜	309	259	496	580	
果 樹	1,562	1,707	6,332	1,522	
飼料作物	1,718	989	2,340	775	
その他	3	59	213	12	
計	4,100	3,314	9,966	3,296	

林業被害について、令和 5 年度は被害報告がなかったが、令和 6 年度は 3 市町から被害報告があり、過去 10 年間で最大となった。令和 7 年度の被害報告は 1 市。

【林業被害】 (単位：万円)

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
被害発生市町村数	1	1	0	3	1
林木被害額	92	8	0	1,396	197

## (2) 防除対策の状況

### ① 人身被害防止対策

#### ア ツキノワグマの出没に関する注意喚起通知

令和7年度は、令和6年度のブナの豊凶調査において、ブナの結実が並作となったことから、4月18日に注意報を発表したが、7月4日に死亡事故が発生したことを踏まえ、出没に対する注意喚起を強化し更なる被害の防止を図るため、同日付けで警報を発表した。その後、10月をピークに出没及び人身被害件数が増加した。

その後、12月に入り、出没件数がピーク時から半減以上に減少し、人身被害も落ち着きつつあることを踏まえ、令和8年1月1日に警報を注意報に切り替えた（その後、令和8年1月31日に注意報を終了）。

令和8年に入り、令和8年2月、3月の人身被害の発生や出没状況を踏まえ、令和8年3月24日に注意報を発表した。

令和8年度は、令和8年1月から3月の出没件数が過去5か年平均の約6倍となっていることや、4月に人身被害が発生したことを受け、4月22日に警報を発表した。更に、5月に山菜採り場面での人身被害の発生を受け、県民に対し、山菜採りの自粛と一層の注意喚起を求める知事コメントを発出した。

#### 【内容】

(令和7年度)

時期	発出先	内容
R7.4.18	検討委員会委員、(公社)岩手県猟友会、(一社)岩手県山岳・スポーツクライミング協会、岩手県勤労者山岳連盟、各市町村、東北森林管理局、農林水産部、広域振興局、県警本部、県政記者クラブ	ツキノワグマの出没に関する注意報
R7.7.4	同上	ツキノワグマの出没に関する警報

(令和8年度)

時期	発出先	内容
R8.3.24	検討委員会委員、(公社)岩手県猟友会、(一社)岩手県山岳・スポーツクライミング協会、岩手県勤労者山岳連盟、各市町村、東北森林管理局、農林水産部、広域振興局、県警本部、県政記者クラブ	ツキノワグマの出没に関する注意報
R8.4.22	同上	ツキノワグマの出没に関する警報

その後、R8.5.21に山菜採りの自粛と一層の注意喚起を求める知事コメントを発表

#### イ 各種媒体を活用した注意喚起

令和7年度は、「春のツキノワグマ被害防止キャンペーン」として、SNSや市町村広報等を活用した注意喚起の実施や登山者や中山間地居住者等への注意喚起

カード等の配布を行ったほか、「秋のツキノワグマ被害防止キャンペーン」として、クマの生態等に関するパネル展示を県庁及び合同庁舎で実施し、イベントを活用したPRを行った。その他、人身被害防止対策や人里への出没防止対策について、CMやリーフレット等を作成し、県民向けに啓発を実施した。

令和8年度は、山菜採りシーズンが本格化する4月18日から「春のツキノワグマ被害防止キャンペーン」を実施した。その後、当該期間中においても出没件数が同時期比最多を更新し、人身被害も立て続けに発生したことから、重点的に広報を実施している。

【内容】

(令和7年度)

時期	媒体	内容等
R7. 4. 19～ 5. 31	「春のツキノワグマ被害防止キャンペーン」	チラシの配布やポスターの掲示（山編、人里編）、SNSでの発信強化
R7. 4. 18	X（旧 Twitter）	「クマに注意」（注意報発令）
R7. 4. 26	テレビ	IAT「Go!Go!いわて」内お知らせによる放送（県政番組）
R7. 10月	パネル展示	クマ被害防止関連ポスターのパネル展（県民室）
R7. 11月	新聞広告	新聞広告の実施（2回：11/8、11/16）
R7. 11月	テレビCM	テレビCMの配信（民放4局）
R8. 3月	新聞広告	新聞広告の実施（3回：3/25、3/28、3/31）
通年	ホームページ	・ツキノワグマによる人身被害状況・出没状況 ・各種リーフレット、人身被害状況マップの周知

(令和8年度)

時期	媒体	内容等
R8. 4. 18～ 5. 31	「春のツキノワグマ被害防止キャンペーン」	新聞広告（4/18）、チラシの配布やポスターの掲示（山編、人里編）、SNSでの発信強化
R8. 4. 22	X（旧 Twitter）	「クマに注意」（警報発令）
R8. 5. 7	X（旧 Twitter）	「クマに注意」（一層の注意喚起）
R8. 5. 8		報道機関への一層の注意喚起の要請
R8. 5. 18	テレビ	「いわてわんこ広報室」（県政番組）による広報（クマ出没情報共有アプリ「Bears」紹介）
R8. 5. 21		知事コメントの発表
R8. 5. 21	X（旧 Twitter）	「知事コメント」（山菜採り自粛、一層の注意喚起）
R8. 5. 29～ 6. 2	ラジオCM	ラジオCMの配信（1日3回）
R8. 5. 30	新聞広告	新聞広告の実施（5/30）
R8. 6月～	テレビCM	テレビCMの配信（民放4局）
通年	ホームページ	・ツキノワグマによる人身被害状況・出没状況 ・各種リーフレット、人身被害状況マップの周知

## ウ 岩手県クマ出没情報共有アプリ「Bears（ベアーズ）」について

岩手県内のクマの出没に関する情報を投稿・共有できるアプリ「Bears（ベアーズ）」を令和8年3月24日にリリースした（本アプリは、LINEの岩手県公式アカウントを友達追加することで、利用可能）。

### 【「Bears」の概要】 [資料1-4]

- (1) 県公式 LINE からアプリを起動し、クマの目撃情報の投稿や県全域のクマの出没情報の地図上での閲覧が可能
  - (2) 初期設定の際に、選択したエリア内で投稿があった場合にプッシュ通知を受信することが可能。
- ※ プッシュ通知の受信希望エリアを複数の市町村単位で設定でき、さらに細分化した5km四方（メッシュ）単位でも選択可能。

令和8年4月末現在で、岩手県公式Lineのお友達登録者数が約25,000件となり、リリース前（令和8年2月末時点）と比較して、約3倍となっている。

## エ 地域における管理対策の推進（各年度共通）

「ツキノワグマ管理計画」に基づき、各広域振興局において、市町村や警察等の関係者で構成される地区管理協議会を開催し、各地域における被害防除の取組について情報の共有を図っている。

## オ 追払い対策の推進（各年度共通）

クマ等の大型獣類の追払いを目的とする轟音玉等の安全な使用のため、煙火消費保安講習会を岩手県猟友会及び日本煙火協会と共催で実施（令和7年度：9月2日実施、受講者：市町村職員、猟友会員、鳥獣保護巡視員等）。令和8年度も実施予定。

## ② 農林業被害の防除対策

### ア 鳥獣被害防止特措法の活用

【農林業被害防止計画策定状況（ツキノワグマを対象とするもの）】

県内全市町村で策定（33市町村）。

【主な計画内容】

電気柵設置、刈払い等環境整備、誘引物除去、追払い推進、実施隊による捕獲体制整備、普及啓発等。

【参考】鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した侵入防止柵の設置状況

（農業振興課調べ。他の鳥獣目的のものを含む。）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
設置距離 (km)	73	91	118	101	65	64	1,479

### ③ ツキノワグマの生息環境整備

#### ア 天然性林の保全・管理

国の森林整備事業を活用し、コナラ等の広葉樹の造林や保育等を実施した。

(森林整備課調べ) (単位：ha)

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R7/R6 比
造林	54	17	40	34	52	153%
保育等 (除伐・間伐・更新伐)	29	63	62	69	34	49%

#### イ いわたの森林づくり県民税の活用 (いわて環境の森整備事業)

多様な公益的機能を有する森林環境の維持・保全等を目的とした「いわての森林づくり県民税」を活用し、管理が行き届かない森林を、針葉樹と広葉樹が混交した森林に誘導する混交林誘導伐 (概ね5割の強度間伐) を実施。

(林業振興課調べ) (単位：ha)

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R7/R6 比
混交林誘導伐	537	573	400	426	195	46%

### ④ 緩衝帯の整備

#### ア 県管理河川の取組

河道掘削及び支障木伐採など治水安全度の向上を図る取組を実施しており、クマの出没抑制にも寄与している。

(令和8年4月末現在)

区分	実施状況
令和7年度実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施河川数 52河川、60箇所。</li> <li>このうち57箇所が完了、3箇所で作業中。</li> </ul>
令和8年度計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施予定河川数 築川 (盛岡市)、安比川 (八幡平市) など52河川、63箇所。</li> </ul>

また、令和7年度後半から、ツキノワグマ被害防止対策事業により、県管理河川内の立木伐採を実施している。

(令和8年4月末現在)

区分	実施状況
令和7年度 ～8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施予定区域 6市町、実施予定河川数 和賀川 (北上市)、磐井川 (一関市) など8河川、11箇所。</li> <li>6市町から要望を聞き取り、伐採箇所を調整済み。</li> <li>実施予定箇所11箇所のうち3箇所が完了。残る8箇所についても、順次、着手予定。</li> </ul>

令和8年度から「いわての森林づくり県民税」を活用し、クマ等の野生動物の人の生活圏への出没抑制のため、移動経路となり得る河川等の樹木の伐採や藪の刈り払い等の環境整備を実施することになっている。

イ 県有施設での取組

いわて森林づくり県民税を活用し、旧県営野球場等の県有施設の刈り払いを実施予定。県立学校敷地内の刈り払いについても、順次実施予定。

### 3 捕獲の状況

(1) 捕獲頭数の管理 [資料 1-5, 1-6]

① 令和7年度の捕獲状況

令和7年度の捕獲頭数は、北奥羽地域が 619 頭、北上山地地域が 652 頭の合計 1,271 頭となっている。

【地域別の捕獲上限数及び捕獲状況】 (単位：頭)

地域	捕獲上限	狩猟	許可捕獲			指定管理	捕獲計	うち放獣
			有害	うち放獣	春季			
北奥羽	—	7	553	(7)	21	38	619	(7)
北上山地	—	54	598	(8)	0	—	652	(8)
計	796	61	1,151	(15)	21	38	1,271	(15)

② 過去5年の捕獲状況との比較

令和6年度の捕獲頭数は450頭であり、過去5年間で最も多い捕獲頭数となった。捕獲頭数増加の要因は、出没件数が過去最多となり、かつ人身被害も相当数に上ったことから、有害捕獲が増加し、かつ指定管理捕獲数も増加したことによる。

【過去5年間の捕獲状況及び捕獲上限数】 (単位：頭)

区分	R3	R4	R5	R6	R7
狩猟	63	47	66	57	61
春季捕獲	13	16	12	22	21
有害捕獲	385	356	820	370	1,151
指定管理	—	—	—	1	38
<b>合計</b>	<b>461</b>	<b>419</b>	<b>898</b>	<b>450</b>	<b>1,271</b>
うち放獣	(8)	(12)	(28)	(1)	(15)
うち錯誤捕獲	—	(113)	(188)	(155)	(304)
捕獲上限数	546	626	686	796	796

③ 捕獲許可にかかる特例許可

ツキノワグマの出没や被害が増加していることから、平成26年6月1日から、市町村の判断による迅速かつ円滑な対応を確保するため、通常の捕獲許可手続きに加え、市町村ごとに捕獲上限を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う特例許可を行っている。令和4年度からは捕獲手続きの円滑化のため、許可期間を30日間から90日間に延長した。

令和7年度は、4月14日に371頭を当初配分し、その後、8月7日に14市町村150頭、9月3日に4市町20頭、9月25日に19市町村210頭、11月5日に20市町村192頭の追加配分を行ったほか、市町村の要望を踏まえ、令和7年度に限り12月31日まで延長した。

令和 8 年度は、令和 8 年 4 月 16 日に 503 頭を当初配分した。

【対 象】 全市町村（鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定済市町村）

【申 請】 全市町村

【許可期間】

（令和 7 年度）令和 7 年 4 月 18 日から 12 月 31 日の期間中で、最大 90 日間

（令和 8 年度）令和 8 年 4 月 17 日から 10 月 31 日の期間中で、最大 90 日間

#### ④ 春季捕獲の実施

ツキノワグマの伝統的な猟法を保全し、狩猟資源の持続的な利用を図ることを目的として、令和 7 年度は 5 市町で実施した（八幡平市、雫石町、西和賀町、北上市、奥州市）。

令和 8 年度は 4 市町で実施した（八幡平市、雫石町、西和賀町、奥州市。捕獲結果は取りまとめ中）。

【令和 5 年度～令和 7 年度捕獲実績】

（単位：頭）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
八幡平市	5	16	19
西和賀町	7	5	1
雫石町	0	1	1
合計	12	22	21

#### ⑤ 県直営の指定管理捕獲の実施

令和 8 年度から通年での指定管理捕獲（捕獲目標数：200 頭）を行うこととし、令和 8 年 5 月 25 日から北奥羽地域個体群を優先に、調整が整った箇所から順次捕獲用の箱わなの設置を開始し、捕獲を実施。野生動物管理専門員（5 名）が実務を担う。

### (2) 緊急時における捕獲許可事務の特例処理

#### ① 根拠

「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」により、人身被害に関わる緊急時における捕獲許可については、市町村において事務処理ができることとしている。

#### ② 権限移譲状況 全市町村（平成 21 年度から）

【市町村における捕獲許可実績】

市町村名	捕獲許可日	捕獲実績	備考
一関市	平成 21 年 5 月 16 日	0 頭	人家敷地内への侵入
岩泉町	平成 21 年 7 月 24 日	1 頭	人家敷地内への侵入
奥州市	平成 22 年 6 月 12 日	0 頭	人家敷地内への侵入
西和賀町	平成 22 年 9 月 4 日	1 頭	人家敷地内への侵入
金ケ崎町	平成 23 年 7 月 2 日	0 頭	日常生活範囲内での人身危害
花巻市	平成 24 年 7 月 21 日	1 頭	人家敷地内への侵入
花巻市	平成 26 年 5 月 27 日	1 頭	日常生活範囲内での人身危害
八幡平市	令和 2 年 11 月 29 日	1 頭	人家敷地内への侵入
一関市	令和 5 年 10 月 28 日	3 頭	人家敷地内への侵入

### (3) 市街地出没時対策訓練

令和6年度は、令和5年度に実施した盛岡市での訓練内容から出没時の条件設定を変更し、北上市で8月27日に机上、28日に実動訓練を実施するとともに、他の地域での訓練実施の参考となるマニュアルを作成した。

令和7年度は、9月1日に改正鳥獣保護管理法が施行されたことを受け、緊急銃猟の机上及び実地訓練を釜石市で9月22日に実施した。令和8年度は、4広域圏ごとに実施する予定。

### (4) 緊急銃猟の制度の運用に係る体制整備等について

令和7年9月1日付けで鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が施行され、「緊急銃猟」について整備された。そして、国は「緊急銃猟ガイドライン」を公表し、これに伴い岩手県ツキノワグマ市街地等出没時対応マニュアルを改定し、9月1日に施行した。

また、岩手県独自の取組として、市町村が緊急銃猟を実施するに当たり、市町村の求めに応じ、県は状況を確認した上で、現地に緊急銃猟の実施を支援する対策チームを設置できる「岩手県緊急銃猟対策チーム」を設置した。

なお、令和7年度の緊急銃猟は4件（実施順に、洋野町、釜石市、大船渡市、二戸市）、令和8年度は2件（遠野市）行われた。

## 4 モニタリング調査

### (1) 堅果類豊凶状況調査

クマの出没予測及び注意報等発表の判断材料とするため、ブナ及びナラ類の豊凶状況調査を実施した。令和8年度も継続して実施予定。

【調査地域】 北上山地12地点（ナラ類）、北奥羽10地点（ブナ、ナラ類）

【実施主体】 各広域振興局保健福祉環境部・林務部、環境保健研究センター、自然保護課

【調査時期】 令和7年8月29日から9月29日まで

【方 法】 目視による調査

### (2) ツキノワグマ個体数密度調査（小規模ヘアトラップ調査）

大規模ヘアトラップ調査終了後の県内の生息密度の動向を継続的に把握するため、平成25年度から花巻市及び遠野市において調査を実施している。

【調査結果】

花巻市（北奥羽）	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
個体数密度(頭/km <sup>2</sup> )	1.97	実施 せず	1.70	実施 せず	1.60	1.77	実施 せず
95%信頼区間下限	1.45		1.26		1.22	1.41	
95%信頼区間上限	2.70		2.23		2.12	2.22	

遠野市（北上山地）	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
個体数密度(頭/km <sup>2</sup> )	0.42	実施 せず	実施 せず	0.41	実施 せず	実施 せず	0.50
95%信頼区間下限	0.29			0.23			0.28
95%信頼区間上限	0.67			0.78			0.89

### (3) 放射性物質検査

クマ肉については、平成24年度から出荷制限指示が継続されており、県南地域を中心に基準値（100Bq/kg）を超過する検体が確認されている。

※出荷制限指示H24.9.10（継続中）

#### 【クマ肉の放射性物質検査結果】

年度	検体数	基準超過件数	基準値超過市町村
H23	8 検体	2 検体	一関市、奥州市
H24	11検体	2 検体	一関市、陸前高田市
H25	24検体	3 検体	一関市、奥州市、陸前高田市
H26	27検体	2 検体	一関市
H27	15検体	2 検体	一関市、大船渡市
H28	21検体	5 検体	一関市、大船渡市、陸前高田市、奥州市、金ヶ崎町
H29	6 検体	1 検体	陸前高田市
H30	23検体	8 検体	平泉町、陸前高田市、一関市、金ヶ崎町、大船渡市
R1	22検体	2 検体	陸前高田市、平泉町
R2	15検体	3 検体	奥州市、大船渡市、陸前高田市
R3	13検体	なし	該当なし
R4	16検体	2 検体	陸前高田市、大船渡市
R5	16検体	なし	該当なし
R6	14検体	なし	該当なし
R7	9 検体	なし	該当なし

## 5 捕獲の担い手の確保

### (1) 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回実施した。令和7年度の新規免許取得者は587人であった。令和8年度も3回の実施を予定。

### (2) 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的として、受講料無料の狩猟免許試験予備講習会を公益社団法人岩手県猟友会への委託により合計3回実施した。令和8年度も3回の実施を予定。

#### 【予備講習会受講者数、狩猟免許新規取得者数、狩猟免許試験回数・地区等の推移】

年度	予備講習会 受講者数	狩猟免許 新規取得者数	狩猟免許 試験回数	開催地区 ※（ ）内は開催回数
R 元	267人	290人	3 回	盛岡地区（3）
R 2	343人	369人	3 回	奥州地区、宮古地区、盛岡地区
R 3	344人	406人	3 回	奥州地区、宮古地区、盛岡地区
R 4	447人	482人	3 回	宮古地区、花巻地区、盛岡地区
R 5	434人	486人	3 回	宮古地区、盛岡地区（2）
R 6	414人	418人	3 回	宮古地区、盛岡地区（2）
R 7	590人	587人	3 回	宮古地区、盛岡地区（2）
R 8	—	—	3 回	宮古地区、盛岡地区（2）

(3) 各種研修会の開催

- ・ 狩猟免許に興味がある一般県民を対象とした研修会の開催
- ・ 狩猟免許を取得して3年未満の初心者を対象とした研修会の開催
- ・ 捕獲従事者養成研修（はこわな研修）の実施

# ツキノワグマ出没状況

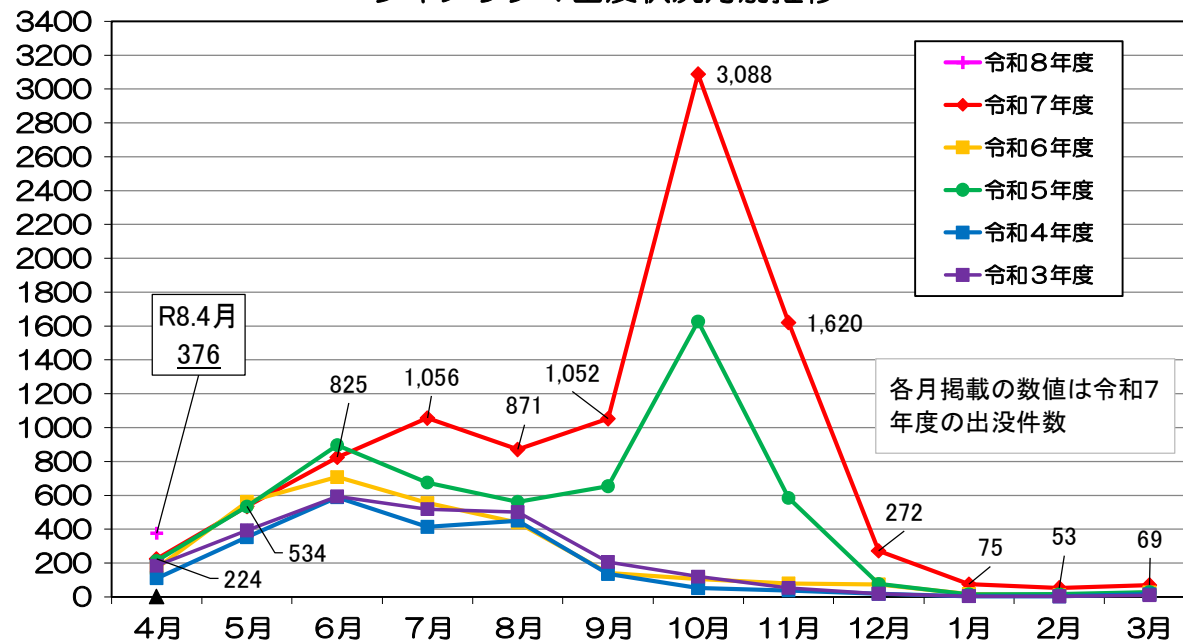
資料 1-1

[単位：件]

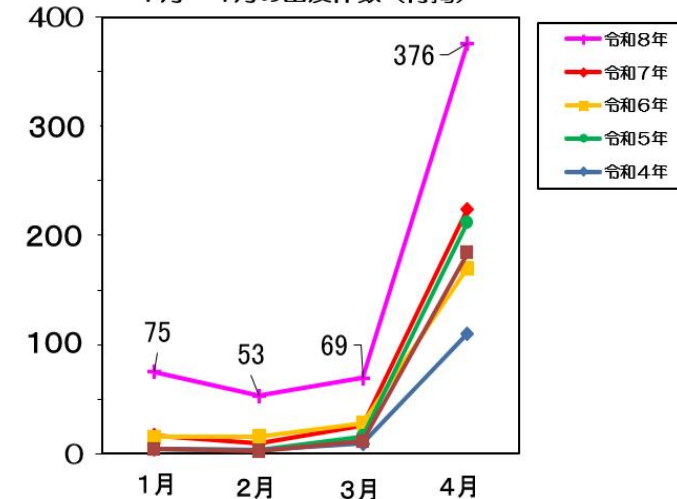
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和8年度	376												
令和7年度	224	534	825	1,056	871	1,052	3,088	1,620	272	75	53	69	9,739
令和6年度	170	561	708	554	438	142	105	79	74	17	9	26	2,883
令和5年度	212	534	896	675	561	653	1,627	584	76	15	16	28	5,877
令和4年度	110	353	588	413	450	135	51	38	18	4	3	16	2,179
令和3年度	184	392	593	519	501	206	120	53	18	4	3	9	2,602
直近5か年の 平均値 (R3~R7)	180	475	722	643	564	438	998	475	92	23	17	30	4,656

[件]

## ツキノワグマ出没状況月別推移



## 1月～4月の出没件数（再掲）



# ツキノワグマによる人身被害の状況

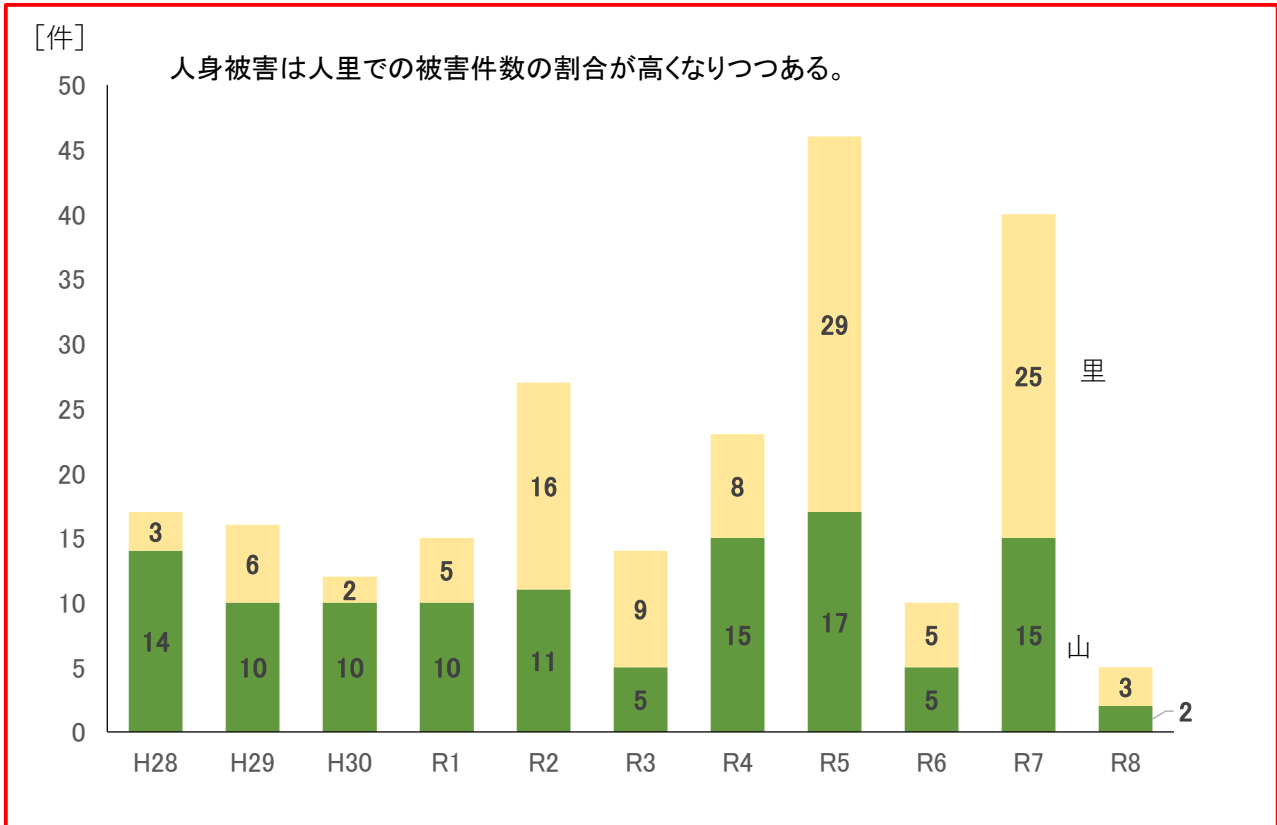
資料1 - 2

令和8年度【5件5名】*令和8年6月10日現在												
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山	備考
1	令和8年4月21日	午前10時	昼	紫波町	山屋地内	その他(行方不明者捜索中)	50代	男性	重傷	不明	里	
2	令和8年4月21日 ※1	不明		紫波町	山屋地内	不明	50代	女性	死亡※1	不明	里	
3	令和8年5月7日 ※2	不明		八幡平市	西根地内	不明	60代	女性	死亡※2	不明	里	
4	令和8年6月9日	午後6時45分	夜	花巻市	東和町北成島地内	散歩・歩行	40代	女性	不明	不明	山	
5	令和8年5月20日	不明		西和賀町	小繋沢地内	不明	80代	男性	死亡※3	不明	山	

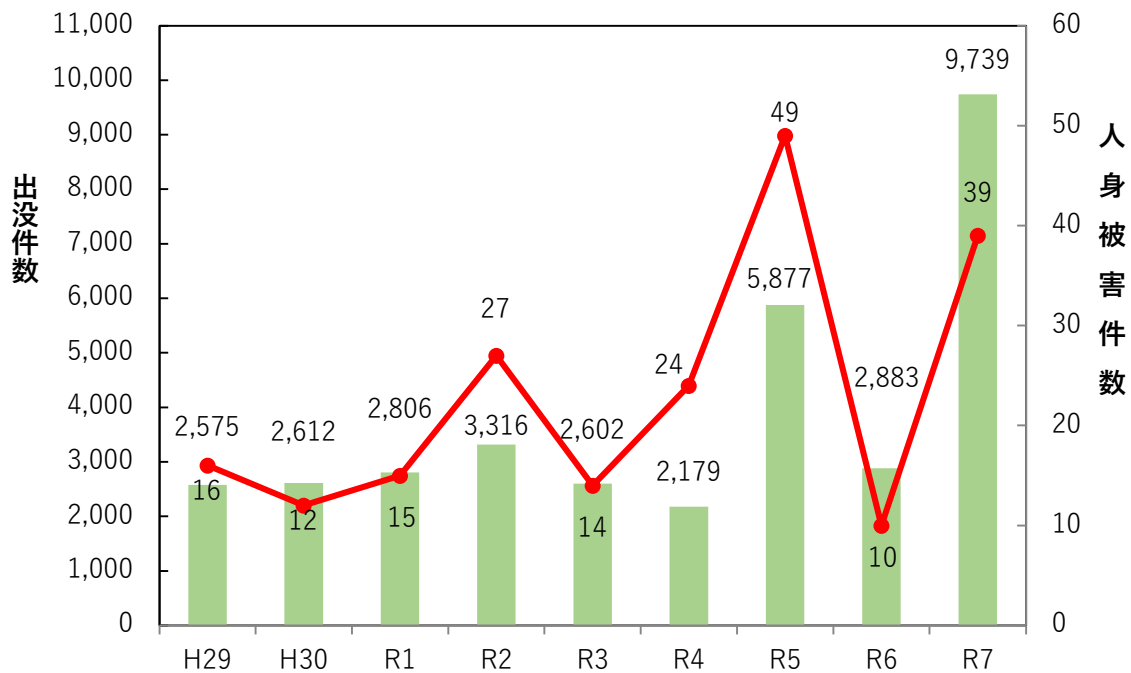
- ※1 4月21日に沢で発見された女性について、捜査の結果、クマによる被害の可能性が高いと県警が発表したことから、クマによる人身被害件数として計上しています。  
 ※2 5月7日に山林で発見された女性について、捜査の結果、クマによる被害の可能性が高いと県警が発表したことから、クマによる人身被害件数として計上しています。  
 ※3 5月20日に河川付近で発見された男性について、捜査の結果、クマによる被害の可能性が高いと県警が発表したことから、クマによる人身被害件数として計上しています。

令和7年度【39件40名】												
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山	備考
1	令和7年4月22日	午前8時	朝	久慈市	山根町地内	山菜・きのご採り	70代	男性	重傷	不明	山	
2	令和7年4月25日	午前11時30分	昼	久慈市	宇部町地内	山菜・きのご採り	70代	男性	重傷	不明	山	
3	令和7年4月26日	午前11時	昼	八幡平市	野駄地内	山菜・きのご採り	70代	男性	軽傷	不明	山	
4	令和7年5月5日	午後3時	昼	八幡平市	松尾地内	山菜・きのご採り	20代	男性	重傷	不明	山	
							30代	男性	軽傷	不明	山	
5	令和7年5月16日	不明	昼	宮古市	小国地内	山菜・きのご採り	70代	女性	重傷	不明	山	
6	令和7年6月10日	午前10時20分	昼	住田町	上有住地内	その他(作業中)	60代	男性	軽傷	不明	山	子連れ
7	令和7年6月12日	午後0時50分	昼	遠野市	青笹町地内	その他(施設駐車場を移動中)	60代	男性	軽傷	不明	里	
8	令和7年6月16日	午後1時	昼	大船渡市	三陸町地内	その他(歩行中)	40代	男性	不明	不明	山	
9	令和7年6月30日	午前4時30分	朝	盛岡市	東松園地内	刈払い作業中	80代	男性	軽傷	不明	里	
10	令和7年7月3日	午後4時20分	夕	奥州市	江刺稲瀬地内	農作業中	70代	女性	重傷	不明	里	子連れ
11	令和7年7月4日	午前7時40分	朝	北上市	和賀町山口地内	不明	80代	女性	死亡※1	不明	里	
12	令和7年8月3日	午前10時00分	昼	八幡平市	七時雨登山道	登山	50代	男性	軽傷	不明	山	
13	令和7年9月1日	午後7時30分	夜	宮古市	茂市地内	その他(作業中)	70代	男性	軽傷	出没情報の収集	里	
14	令和7年9月15日	午後2時20分	昼	雫石町	西根地内	溪流釣り	50代	男性	軽傷	不明	里	
15	令和7年9月18日	午前6時30分	朝	八幡平市	安比高原地内	山菜・きのご採り	50代	男性	軽傷	不明	山	
16	令和7年9月20日	午前4時00分	朝	雫石町	上野地内	その他(牛舎に移動中)	40代	男性	軽傷	不明	里	
17	令和7年9月26日	午前5時50分	朝	葛巻町	江刈地内	農作業中	70代	女性	重傷	不明	里	
18	令和7年9月26日	午後0時20分	昼	滝沢市	柳沢地内	その他(休憩中)	60代	男性	軽傷	不明	山	
19	令和7年9月27日	午前7時30分	朝	宮古市	曇目地内	その他(作業小屋で精米中)	70代	男性	不明	不明	里	
20	令和7年9月28日	午後5時30分	夕	八幡平市	細野地内	農作業中	80代	女性	不明	不明	里	
21	令和7年9月30日	午後1時30分	昼	遠野市	土淵町地内	農作業中	70代	女性	軽傷	不明	里	
22	令和7年10月1日	午後5時55分	夕	矢巾町	太田地内	散歩・歩行	70代	男性	軽傷	不明	里	
23	令和7年10月2日	午後3時00分	昼	雫石町	上野地内	その他(クリ拾い)	80代	男性	重傷	不明	里	
24	令和7年10月8日	不明		北上市	和賀町岩崎新田地内	不明	不明	不明	死亡※2	不明	山	
25	令和7年10月10日	不明		雫石町	長山地内	山菜・きのご採り	70代	男性	死亡※3	不明	里	
26	令和7年10月11日	午後1時00分	昼	釜石市	唐丹町地内	農作業中	80代	男性	軽傷	不明	里	
27	令和7年10月12日	午後4時00分	夕	盛岡市	乙部地内	その他	70代	男性	軽傷	不明	里	2頭
28	令和7年10月13日	午後8時00分	夜	宮古市	津軽石地内	散歩・歩行	20代	男性	不明	不明	里	
29	令和7年10月15日	午前10時35分	昼	雫石町	御明神地内	その他(有害捕獲作業中)	80代	男性	不明	不明	山	
30	令和7年10月17日	不明		北上市	和賀町地内	その他(清掃作業中)	60代	男性	死亡※4	不明	里	
31	令和7年10月19日	午前8時00分	朝	北上市	和賀町地内	その他(移動中)	60代	男性	軽傷	不明	里	2頭
32	令和7年10月26日	午後2時30分	昼	岩泉町	釜津田地内	散歩・歩行中	80代	女性	重傷	不明	里	
33	令和7年10月27日	不明		一関市	巖美町地内	不明	60代	男性	死亡※5	不明	里	
34	令和7年11月1日	午前10時30分	昼	大槌町	金澤地内	その他(狩猟)	70代	男性	重傷	不明	山	
35	令和7年11月2日	午後0時00分	昼	花巻市	石鳥谷町地内	その他	80代	女性	軽傷	不明	里	
36	令和7年11月12日	午前6時15分	朝	八幡平市	野駄地内	散歩・歩行	40代	男性	軽傷	不明	里	子連れ
37	令和7年12月4日	午前6時27分	朝	奥州市	胆沢小山地内	散歩・歩行	60代	女性	重傷	不明	里	
38	令和8年2月13日	午後0時50分	昼	花巻市	柵内地内	その他(追払い活動中)	70代	男性	不明	不明	里	
39	令和8年3月8日	午前11時00分	昼	宮古市	区界地内	登山	60代	男性	軽傷	不明	山	

## ツキノワグマによる人身被害の状況

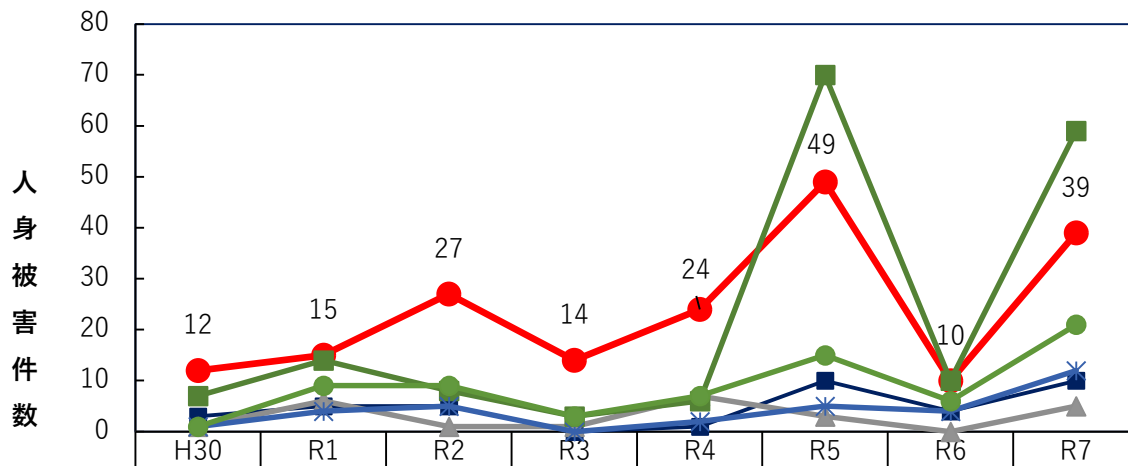


## 出没件数及び人身被害の状況



出没数、人身被害数は3月末時点

## 東北6県の人身被害状況



● 岩手	12	15	27	14	24	49	10	39
■ 青森	3	5	5	0	1	10	4	10
▲ 宮城	1	6	1	1	7	3	0	5
■ 秋田	7	14	8	3	6	70	10	59
✱ 山形	1	4	5	0	2	5	4	12
● 福島	1	9	9	3	7	15	6	21

岩手県内のクマの出没に関する情報を投稿・共有できるアプリ「Bears（ベアーズ）」を令和8年3月24日リリースしました。本アプリは、LINEの岩手県公式アカウントを友達追加することで、どなたでも御利用いただけます。

## 「Bears（ベアーズ）」の概要

- ① 県公式LINEからアプリを起動し、クマの目撃情報の投稿や県全域のクマの出没情報の地図上での閲覧ができる。
- ② 初期設定の際に、選択したエリア内で投稿があった場合にプッシュ通知を受信することができる。

※ プッシュ通知の受信希望エリアを複数の市町村単位で設定でき、さらに細分化した5km四方（メッシュ）単位でも選択可能。



左記QRから、**岩手県公式LINE**を  
友だち登録

## 「Bears（ベアーズ）」導入後の県公式LINEのお友達登録者数

直接的な利用者数ではないが、県公式LINEの友だち登録者数は、リリース前の3倍超に増加（2月末 7,486件 → 4月末 24,826件）

## 目撃情報の投稿



県公式LINEを開く  
⇒「防災・震災復興」メニュー  
⇒ Bears（ベアーズ）を選択

「クマを見た!」から  
ピンを立てれば投稿完了

## プッシュ通知・閲覧



県公式LINEから通知

「クマはどこ?」から  
マップで閲覧可

# 操作イメージ①：投稿

1

岩手県公式  
LINEを開く



2

「防災・震災復興」  
メニューからBears  
(ベアーズ)ボタンを選択



3

「クマを見た!」  
ボタンを押し  
必要情報を入力



4

地図上にピンを  
打つ



5

投稿完了



投稿されたエリアを  
受信設定しているユーザーへ  
通知



# 操作イメージ②：閲覧

1

岩手県公式  
LINEを開く



2

「防災・震災復興」メ  
ニューからBears(ベ  
アーズ)ボタンを選択



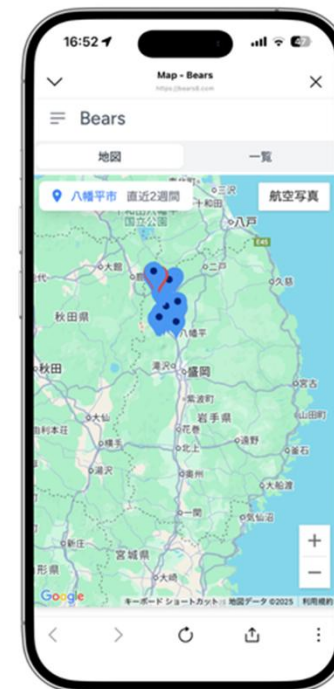
3

「クマはどこ？」  
ボタンを押す



4

地図上のピン/  
一覧で出没状況  
を確認



# 操作イメージ③：受信設定

1

岩手県公式  
LINEを開く



「防災・震災復興」  
メニューからBears  
(ベアーズ)ボタンを選択



2

「受信設定」  
ボタンを押す



3

市町村単位(複数)や  
エリア単位で  
受信設定が可能



4

設定したエリアで  
出没があった場合  
通知が届く

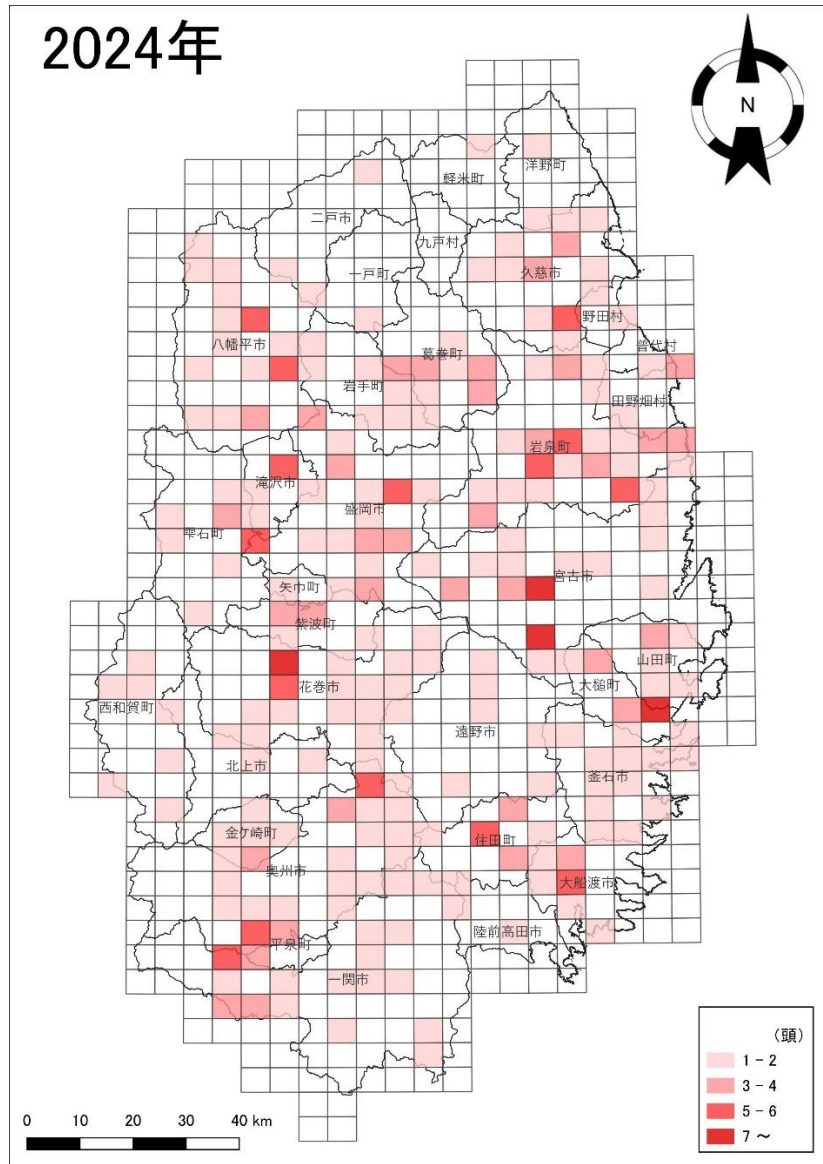


5

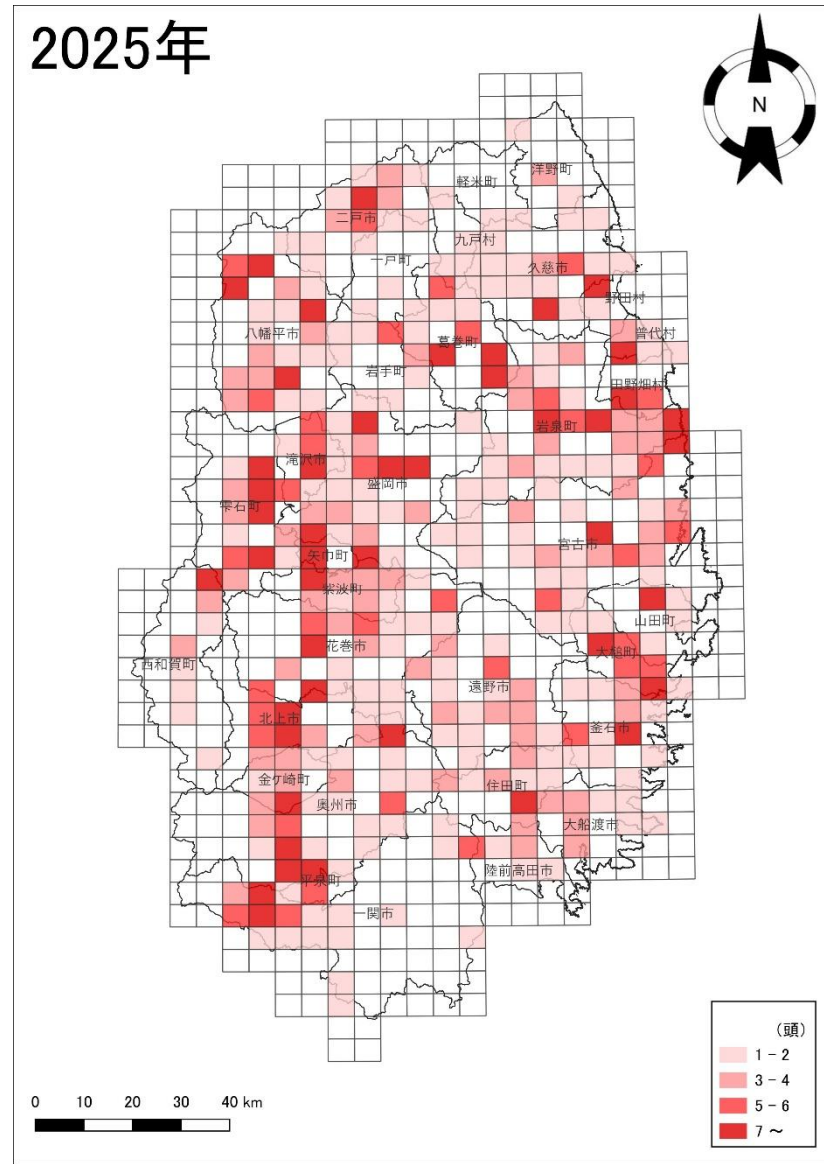




令和6年度捕獲位置図（全捕獲数）



令和7年度捕獲位置図（全捕獲数）



※捕獲票に記載されたメッシュ番号に基づき集計し作成

※1メッシュあたり、5kmとしている。

※国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2018.html>) を加工して作成

## 【報告事項】

## 大規模生息数調査を踏まえた個体数推計（速報値）について

## 1 ヘア・トラップ調査の概要

ヘア・トラップとは広葉樹林内に有刺鉄線と誘引用エサ（リンゴ）を設置してクマの体毛を回収する装置である（図 1）。本調査では体毛から DNA を抽出して雌雄判別および個体識別を行い、標識再捕獲法を用いてクマの生息数を推定する。

## 【実施期間】

北奥羽地域；令和 6 年 5 月～8 月

北上山地地域；令和 7 年 6 月～8 月

## 【ヘア・トラップ設置数】

前回（H31～R2）の大規模ヘア・トラップ調査で利用された 5km×5km メッシュを基本として、ヘア・トラップを 1 メッシュあたり 8 基、合計で北奥羽：219 基、北上：302 基を設置した（図 2）。

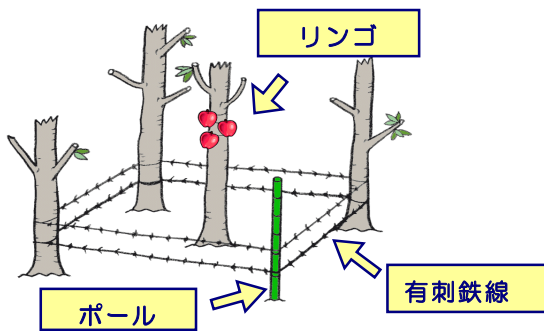


図 1 ヘア・トラップ模式図

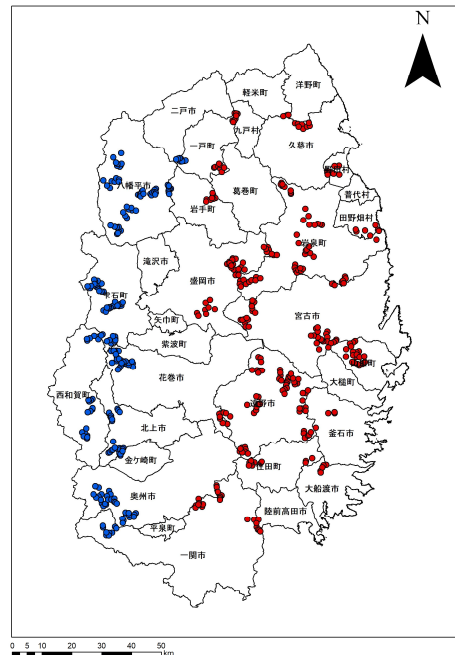


図 2 ヘア・トラップ設置箇所

## 2 地域別の個体数推定結果

## (1) 北奥羽地域

（単位：頭）

推定頭数	H31（前回）	R6（今回）	増減
推定値	1,700（≒1,722）	2,200（≒2,213）	500（≒491）
95%信頼区間下限値	1,308	1,947	—
95%信頼区間上限値	2,272	2,520	—

(2) 北上山地地域

(単位：頭)

	推定頭数	R1・R2 (前回)	R7 (今回)	増減
北部	推定値	996	北上山地を北部・南部で分けずに1年で実施	—
	95%信頼区間下限値	629		—
	95%信頼区間上限値	1,589		—
南部	推定値	966		—
	95%信頼区間下限値	646		—
	95%信頼区間上限値	1,439		—
合計	推定値	2,000 (≒1,962)	3,000 (≒3,026)	1,000 (≒1,064)
	95%信頼区間下限値	1,275	2,518	—
	95%信頼区間上限	3,028	3,637	—

3 全県の個体数推定

北奥羽地域と北上山地地域を合わせた全県の推定頭数は以下のとおり。

(単位：頭)

地域	H30～R2 調査 (前回)	R6～R7 調査 (今回) ※
北奥羽	1,700	2,200
北上山地	2,000	3,000
合計	3,700	5,200

※速報値

【参考】

前回の大規模ヘア・トラップ調査の個体数推定法は、動物の長距離移動を加味した手法でなかったが、令和5～7年度の環境保健研究センターにおける研究の結果、クマの長距離移動の要素を加えて個体数推定の正確度を向上させることに成功したため、今回の推定から採用している。これにより、クマの生態に則した推定個体数が出せるようになったもの。

なお、新しい推定方法で前回の調査結果を推定し直すと、全県で約4,700頭となる。

(単位：頭)

地域	H30～R2 調査 (参考)	R6～R7 調査 (今回)
北奥羽	2,200	2,200
北上山地	2,500	3,000
合計	4,700	5,200

**【協議事項】****令和 8 年度ツキノワグマ捕獲上限数の見直しについて（案）****1 捕獲上限数の検討方針**

第 5 次ツキノワグマ管理計画（R4～R8）において、令和 8 年度末時点で県内の生息数を約 3,400 頭とすることを目安として個体数管理を行うこととしていることを踏まえ、捕獲実績やモニタリングの状況に応じて、翌年度以降の捕獲上限数を検討することとしている。

**2 令和 8 年度の捕獲上限数の見直しについて**

令和 7 年 9 月 19 日に開催した協議会において、令和 6 年度に実施した北奥羽地域の大规模ヘア・トラップ調査の結果や今後の推定生息数の試算結果から、推定生息数を第 5 次管理計画期末（令和 8 年度末）における目安「3,400 頭」とするためには、令和 8 年度に 796 頭の捕獲が必要となったことから、令和 8 年度の捕獲上限数を 796 頭に設定していた。

令和 8 年度に入り、依然として出沒や被害が続いていること、また、令和 6 年度及び令和 7 年度の大規模ヘア・トラップ調査結果から推定した推定生息数が 3,400 頭を大きく上回ったことから、令和 8 年度については、捕獲を推進するため、捕獲上限数 796 頭を超える捕獲を行うこととしたい。

## 第6次ツキノワグマ管理計画策定について

## 1 策定スケジュール等について

- (1) 現行計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）
- (2) 第6次ツキノワグマ管理計画策定スケジュール（案）

時期	内容
令和8年6月12日	第1回ツキノワグマ管理検討協議会（個体数推計提示・方向性協議）【今回】
8月～10月	第2回ツキノワグマ管理検討協議会（素案協議）
12月上旬	県議会環境福祉委員会説明
12月中旬	パブリックコメント開始（～1月中旬まで実施）
令和9年1月下旬	第3回ツキノワグマ管理検討協議会（最終案協議）
3月中旬	県議会環境福祉委員会説明
3月下旬	策定・公表

## 2 第6次ツキノワグマ管理計画の主な論点等について

- (1) 計画期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）
- (2) 対象地域（現行計画に同じ）  
県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。
- (3) 管理対象個体群（現行計画に同じ）
- ① 北上山地地域個体群
  - ② 北奥羽地域個体群
- ※ 上記個体群の境界  
ツキノワグマにとって大きな移動障害になっていると考えられる馬淵川（平糠川）及び北上川をもって地域個体群の境界とし、以東を北上山地地域個体群、以西を北奥羽地域個体群と区分する。



#### (4) 検討に当たっての留意事項

北奥羽地域個体群については青森県及び秋田県に、北上山地地域個体群は青森県及び宮城県にそれぞれまたがっている。

ツキノワグマは広域に移動することから、国においては、広域管理の推進のため、保護管理ユニット（個体群ごと）の個体数推定を行い、適正個体数に向けた捕獲、管理を推進することとしている。東北においては、令和8年度中に調査及び個体数推定を行うこととしていることから、個体群を共有する隣接県と連携し広域的に管理を進めていくことを検討する。

#### (5) 環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の概要

別添資料参照

#### (6) 主な論点

##### 論点1 推定個体数の評価

##### ① 現状・課題

- ア 資料No.2「大規模生息数調査を踏まえた個体数推計（速報値）について」のとおり
- イ 第5次管理計画期末（令和8年度末）における目安「3,400頭」を大きく上回っている。
- ウ 第5次管理計画における個体数管理は、個体群ごとではなく全県で設定している。

##### ② 主な論点

- ア 第5次管理計画期末（令和8年度末）における目安「3,400頭」の妥当性
- イ 第6次計画期の推定生息数の調査手法、その他評価方法の検討。

##### 論点2 個体数管理

##### (1) 現状・課題

- ① 地域個体群ごとの適正個体数は設定していない。現計画では、計画期末現在の岩手県内の生息数の目安を設定。
- ② ガイドラインでは、**個体群単位での管理**が想定されている。

##### (2) 主な論点

##### ① ガイドラインにおける個体数水準における各個体群の位置づけを踏まえた評価。

- ・[個体数水準4] 総個体数1,200頭以上（成獣個体数800頭以上）。「北奥羽」、「北上山地」いずれも個体数水準は4。

中期的に軋轢の発生を軽減できる個体数で管理するため、個体数水準4の範囲内で目標個体数を設定し、管理する。ただし、軋轢の低減に向けて個体数水準3（総個体数600-1,200頭程度（成獣個体数400-800頭程度））

まで下げる必要がある場合は、個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。

- ② 目標個体数の設定と年度ごとの捕獲目標数（上限、下限）の設定。

### 論点3 捕獲の方針

#### (1) 現状・課題

- ① 管理期間は、4月1日から翌年の3月31日の1年間ごととし、捕獲上限数を設定。上限数に達することが予測されるときは捕獲の自粛を要請することとしている。
- ② 捕獲許可においては、原則として追い払いとし、生命又は身体に対する危害が発生（可能性が高い場合を含む）した場合や、捕獲等の措置以外に農林業被害等を防ぐことができない場合、捕獲（捕殺含む。）を認めている。ただし、予察的な捕獲は認めていない。なお、ツキノワグマの捕獲許可期間は30日（特例許可については90日）を限度としている。
- ③ 狩猟期間を11月1日から翌年2月末までとしている。
- ④ 春季捕獲は、伝統的な猟法の維持等を目的として北奥羽地域個体群の生息地域である7つの市町村が必要とする場合に実施する。なお、穴グマ猟や親子連れの捕獲は親子とも認めていない。
- ⑤ 推定個体数や被害の状況等を鑑み、捕獲の方針等を見直しが必要である。

#### (2) 主な論点

- ① 捕獲上限数の設定の考え方。[第5次計画7(1)ア（p18-19）]
- ② 捕獲自粛要請の必要性。[第5次計画7(1)ア（エ）（p19）]
- ③ 県による捕獲許可の方針の考え方。許可期限の見直しの必要性 [第5次計画7(1)イ（p19-20）]
- ④ 狩猟期間の更なる延長の必要性。[第5次計画7(1)ウ（p20）]
- ⑤ 春季捕獲の目的、実施地域、許可条件の見直しの必要性。[第5次計画7(1)エ（p21）]
- ⑥ 指定管理捕獲における捕獲数設定の考え方。[第5次計画7(1)キ（エ）（p22）]

令和8年度 東北地方ツキノワグマ対策関係機関連絡会議(令和8年6月3日)会議資料より



---

# 特定鳥獣保護・管理計画作成のための ガイドライン（クマ編） 令和8年度版

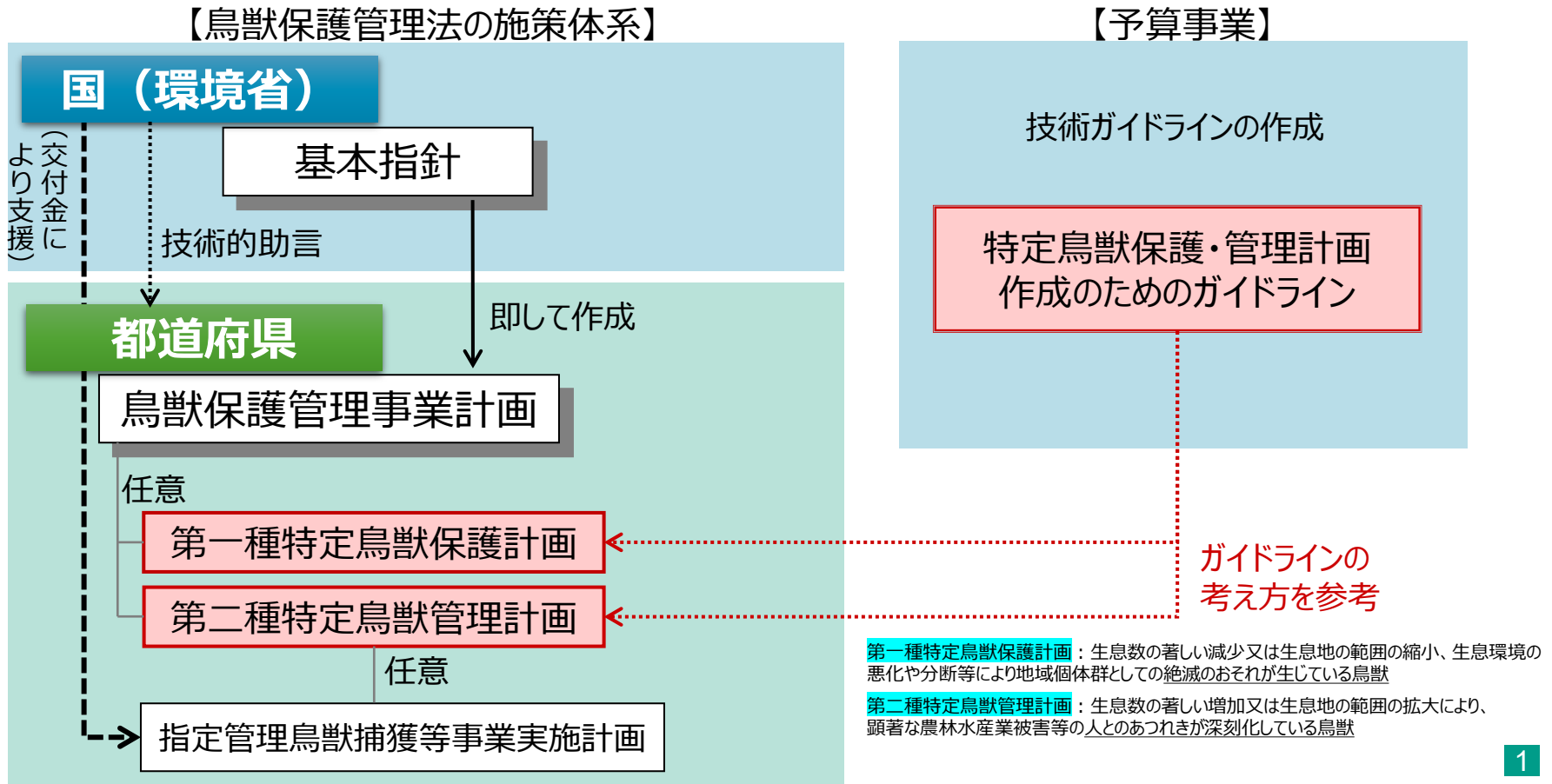
---

令和8年6月3日

# 特定計画ガイドライン※1と特定計画※2の関係

※1：特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン ※2：第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画

- 特定計画は、都道府県が鳥獣保護管理法に基づき、特に保護又は管理が必要な鳥獣の中長期的な目標や対策を取りまとめるもの
- 特定計画ガイドラインは、都道府県において特定計画を作成・改定する際の参考として、最新のクマの生息状況や被害状況、保護・管理に関する知見に基づく技術的な助言を行うものであり、概ね5年おきに改定（クマの旧ガイドラインは令和3年度策定）



# クマの特定計画の作成状況

- 国内には北海道・本州・四国の36都府県にクマが生息
- そのうち、26道府県で特定計画が作成されているほか、3県（山梨県、静岡県、三重県）が新たに計画を作成中

都道府県	第一種	第二種	前ガイドラインからの変更
北海道		○	
青森県		○	新規で作成
岩手県		○	
宮城県		○	
秋田県		○	
山形県		○	
福島県		○	
茨城県		○	新規で作成。ただし、クマの恒常的生息域ではない。
栃木県		○	
群馬県		○	
埼玉県			
千葉県	生息せず		
東京都			
神奈川県			
新潟県		○	
富山県		○	
石川県		○	
福井県		○	第一種から第二種に変更
山梨県		○	作成中
長野県		○	

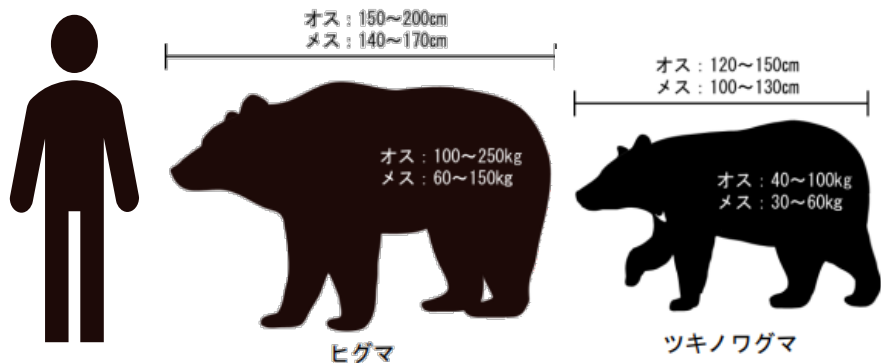
※作成中の計画も含む。

都道府県	第一種	第二種	前ガイドラインからの変更
岐阜県		○	
静岡県		○	作成中
愛知県			
三重県		○	作成中
滋賀県	○		
京都府		○	第一種から第二種に変更
大阪府	恒常的生息域ではない		
兵庫県		○	
奈良県		○	新規で作成
和歌山県		○	新規で作成
鳥取県		○	第一種から第二種に変更
島根県		○	第一種から第二種に変更
岡山県		○	第一種から第二種に変更
広島県		○	第一種から第二種に変更
山口県		○	第一種から第二種に変更
徳島県			
香川県	生息せず		
愛媛県	恒常的生息域ではない		
高知県			
合計	1	28*	

(2026 (令和8) 年2月13日時点) ※九州及び沖縄は除く。

# クマの生態

## 身体的特徴



- 体重は春から夏にかけて減少、秋は冬眠に備えて脂肪を蓄積するため急増する
- 大きな犬歯を持つが、食べ物は植物質中心のため、大臼歯は食べ物をすりつぶすのに適した形状
- 上腕の筋肉が発達しており、可動域の広い関節と鋭い爪をもつため、ヒグマのオス成獣の様な体が大きい個体を除き、木登りが得意である
- 嗅覚が非常に優れ、聴覚も発達していると言われている

- 分布**
- ヒグマ：北海道
  - ツキノワグマ：本州、四国 ※四国は分布域が縮小、九州は絶滅

- 食性**
- 山菜、草本類
  - 衰弱死したシカの死体等

- 草本類
- アリ等の昆虫類
- イチゴ類・サクランボ等の果実類
- シカの新生子

- ブナ・ミズナラ等の堅果類
- ヤマブドウ・サルナシ等の果実類
- サケ類（特にヒグマ）

春

夏

秋

冬

## 生活史

- 冬眠明け

- 繁殖
- 子別れ
- 分散

- 飽食期

- 冬眠入り

- 出産

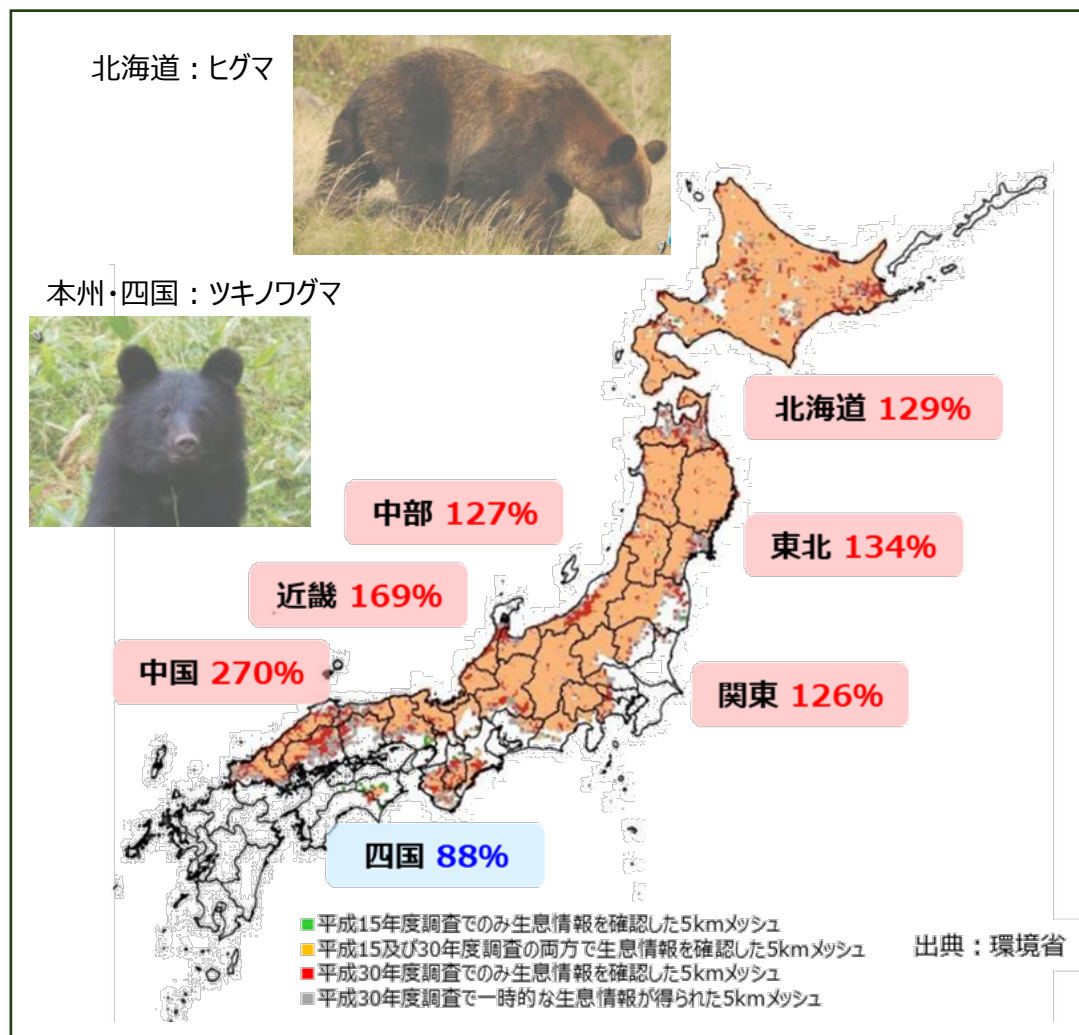
※ 分散は若いオスが春から夏に人の生活圏への出没が増加する要因となる。

※ 堅果類が不作時には行動圏が拡大し、人の生活圏への出没が増加する要因となる。

	子育て期間（平均）	出産頭数（平均）
ヒグマ	1～2年半	1～3頭
ツキノワグマ	1年半	1～2頭

- 1990年代以降の保護・管理施策の取組により、四国を除く多くの地域においてクマの分布域・個体数は回復
- ヒグマの分布域は約1.3倍に拡大（平成15年⇒平成30年度）、推定個体数（令和5年度）は12,180頭で30年間で2倍以上に増加
- ツキノワグマの分布域は約1.4倍に拡大（平成15年⇒平成30年度）
- 九州のツキノワグマは1941年の宮崎県笠松山での狩猟捕獲を最後に2012年度に絶滅と判断
- 四国のツキノワグマは30頭程度であり、生息数や分布域は限定的で、絶滅の危険性が極めて高い状況

## クマの分布の増減（平成15年→平成30年）



# クマの分布拡大・生息数増加の要因

## 【分布拡大の要因】

- 人口減少・少子高齢化、都市への一極集中等に伴う中山間地域での人間活動の低下
- 里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、市街地等の周辺がクマの生息に適した環境に変化

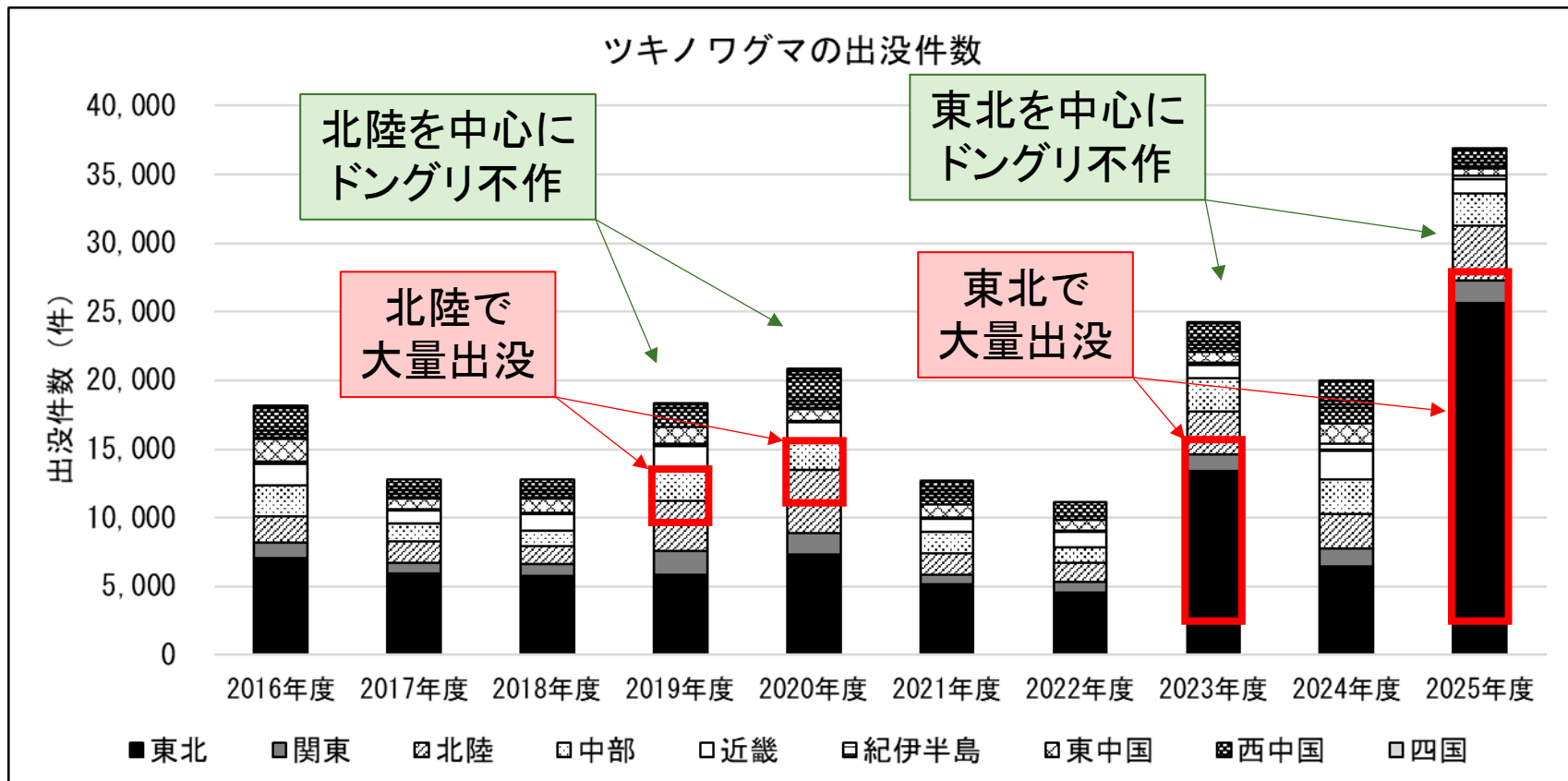
## 【生息数増加の要因】

- 個体群の回復を目的とした保護管理施策  
〔1990年代以降に取り組みられた狩猟の自粛・規制、放獣の推進、自然増加率を目安として捕獲数を設定してきたこと等〕
- 分布が集落周辺まで拡大し、そこで個体の定着が進んでいる

**市街地を避けずに行動する個体、集落へ侵入する個体の増加**

**クマの生息地である山林内に加えて、市街地等での人身被害が増加  
人家等への侵入、人家の敷地内での人身被害の発生**

# ツキノワグマの出没件数



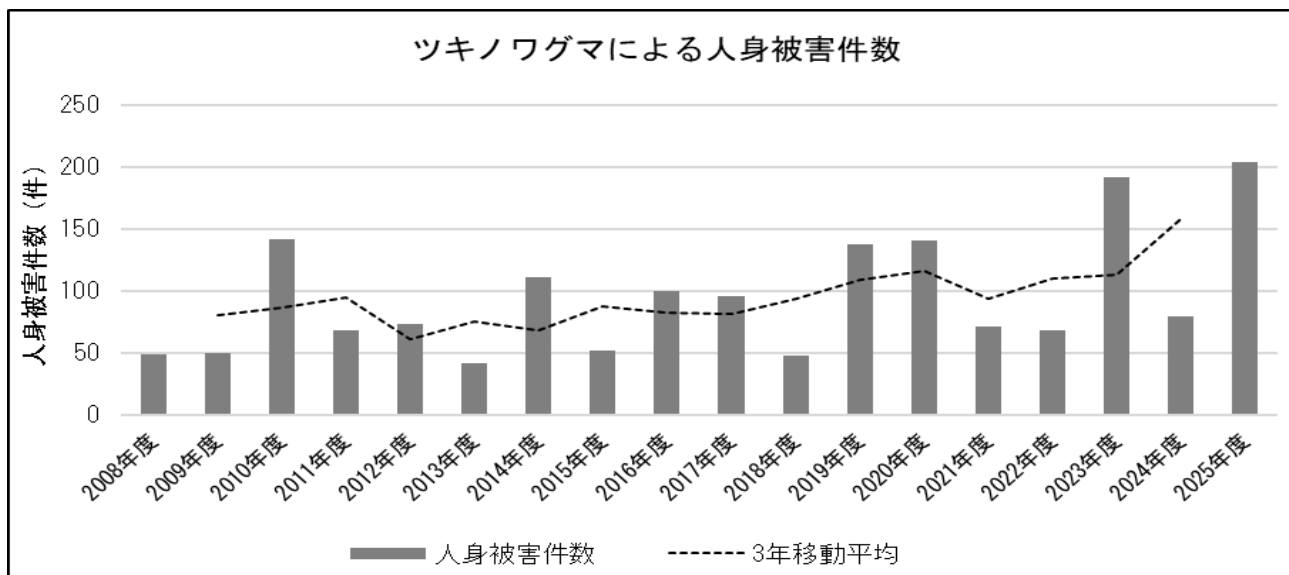
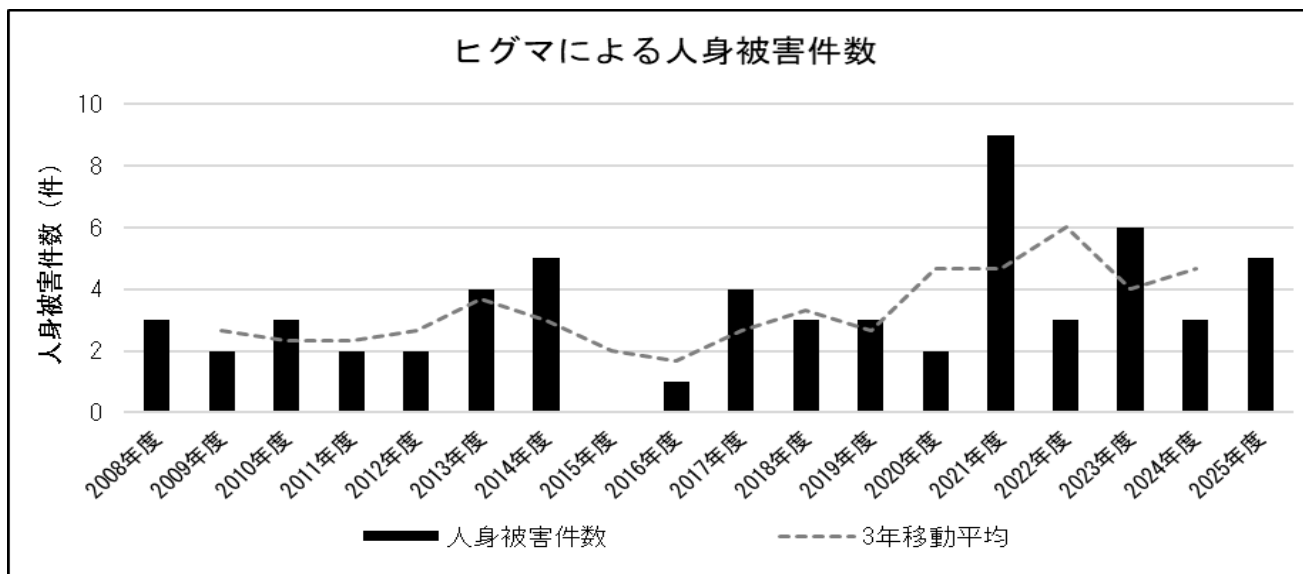
(2025年度は11月末までの速報値)

クマの出没要因は、市街地等の周辺部がクマの生息に適した環境に変化しつつあるため

〔環境変化の背景：人への警戒心の薄れ、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等〕

加えて、秋季に堅果類（ドングリ）等の食物資源が凶作の場合、大量出没する

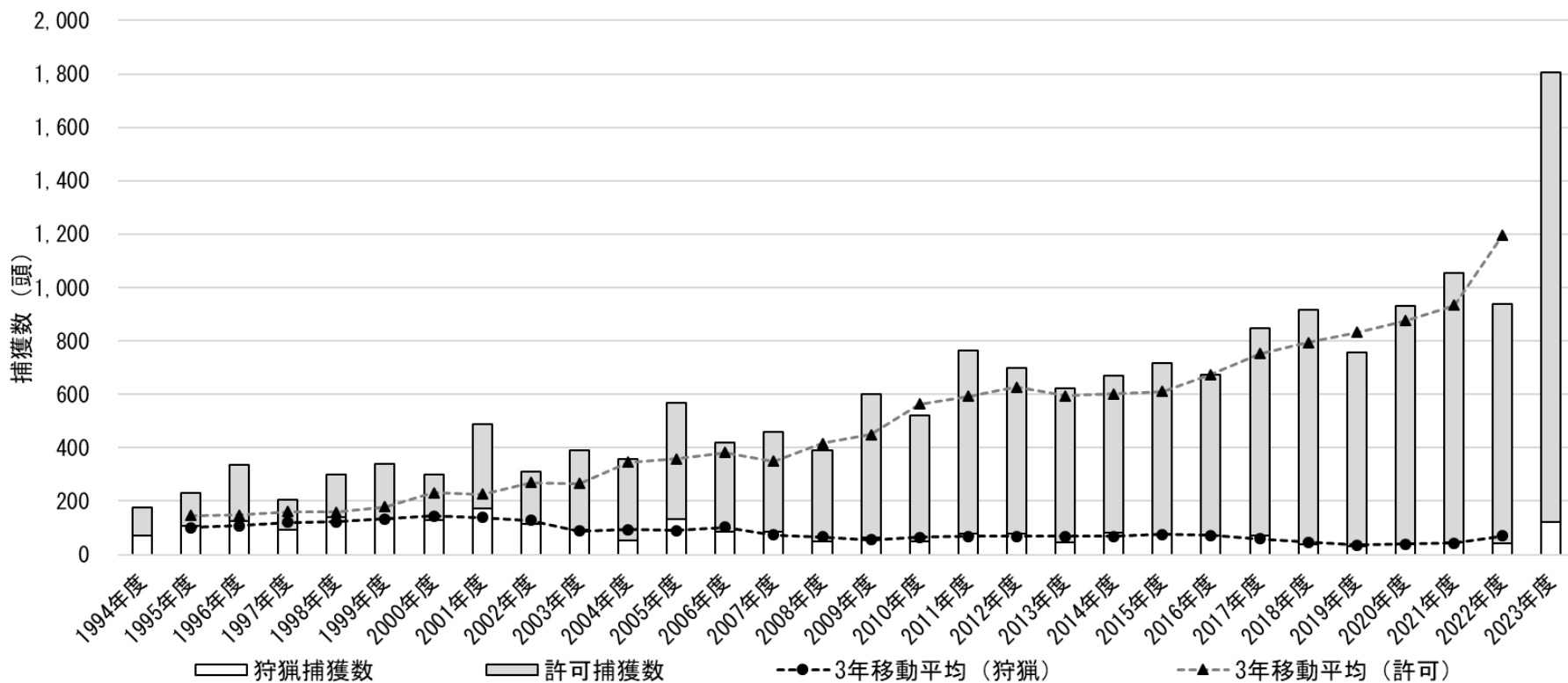
# クマによる人身被害件数



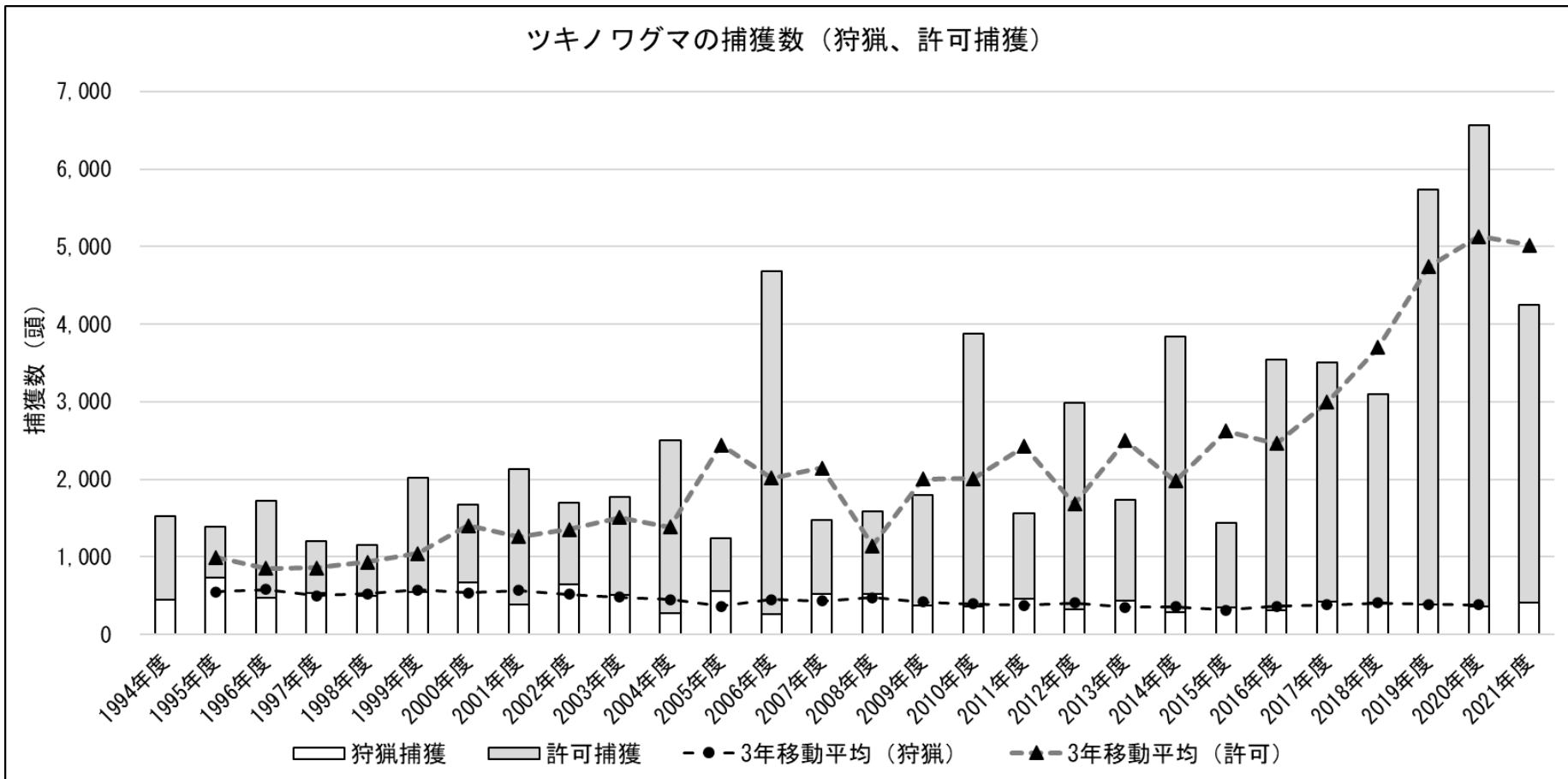
(2025年度は11月末までの速報値)

# ヒグマの捕獲件数

## ヒグマの捕獲数（狩猟、許可捕獲）



# ツキノワグマの捕獲件数



# クマの保護・管理の基本的な考え方

目的：ゾーニング管理による人とクマのすみ分け強化、  
個体数・分布域の適正な管理（減少）

（クマの地域個体群の安定的な存続と、人とクマの軋轢の低減が前提）

広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準

ゾーニング管理

人とクマのすみ分けを強化

基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）  
+ 出没対応、普及啓発、モニタリング

地域個体群の存続（＝絶滅させない）

個体数・分布域の適正な管理

人との軋轢の低減

鳥獣保護管理法における「管理」とは、  
生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の  
健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減  
少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう



- クマは行動圏が広く、行政界を超えて行動する
- 行政界、交通網、河川、山塊等を考慮して、広域的な保護・管理を行うための行政単位を「保護管理ユニット」を設定
- ヒグマで5、ツキノワグマで18のユニットを設定

# 個体数水準に応じた管理の方針

地域によっては、捕獲により個体数を減らす積極的な管理が必要 → 個体数水準の考え方を見直した

個体数水準	個体群管理の方針
個体数水準の考え方	個体数水準は保護管理ユニットの状態を示す指標である。保護を目的とする場合は個体数を増加させることが目標となるが、管理を目的とする場合は軋轢が軽減できる個体数で管理することが目標となる（その結果、個体数水準が4から3に下がることはあり得る）。
<b>個体数水準1</b> 【総個体数】150頭以下 （成獣個体数：100頭以下）	<b>目的：保護</b> <b>【捕獲上限割合】総個体数の3%以下</b> 狩猟禁止。捕獲が必要な場合は、可能な限り非捕殺的対応を行うことで、捕殺数を最小限にとどめる。
<b>個体数水準2</b> 【総個体数】150－600頭未満 （成獣個体数：100-400頭未満）	<b>目的：保護</b> 【捕獲上限割合】総個体数の5%以下 <b>目的：管理</b> 【捕獲上限割合】自然増加率※以下 捕獲上限割合を5%以下とするが、人との軋轢が恒常的に発生するなど管理の強化が必要な場合は、第二種管理計画において、捕獲上限割合を自然増加率※ <sup>2</sup> 以下で設定してもよい。狩猟は、鳥獣保護管理法施行規則第10条において捕獲等が禁止されていない限り可能であるが、狩猟と許可捕獲等の総数は捕獲上限割合の範囲内に収めるように努める。
<b>個体数水準3</b> 【総個体数】600－1,200頭程度 （成獣個体数：400－800頭程度）	<b>目的：管理</b> 軋轢を軽減するために個体数管理を行ない、 <b>個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理</b> する。
<b>個体数水準4</b> 【総個体数】1,200頭以上 （成獣個体数：800頭以上）	<b>目的：管理</b> <b>中長期的に軋轢の発生を軽減できる個体数で管理</b> するため、個体数水準4の範囲内で目標個体数を設定し、管理する。ただし、軋轢の低減に向けて個体数水準3まで下げる必要がある場合は、個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。

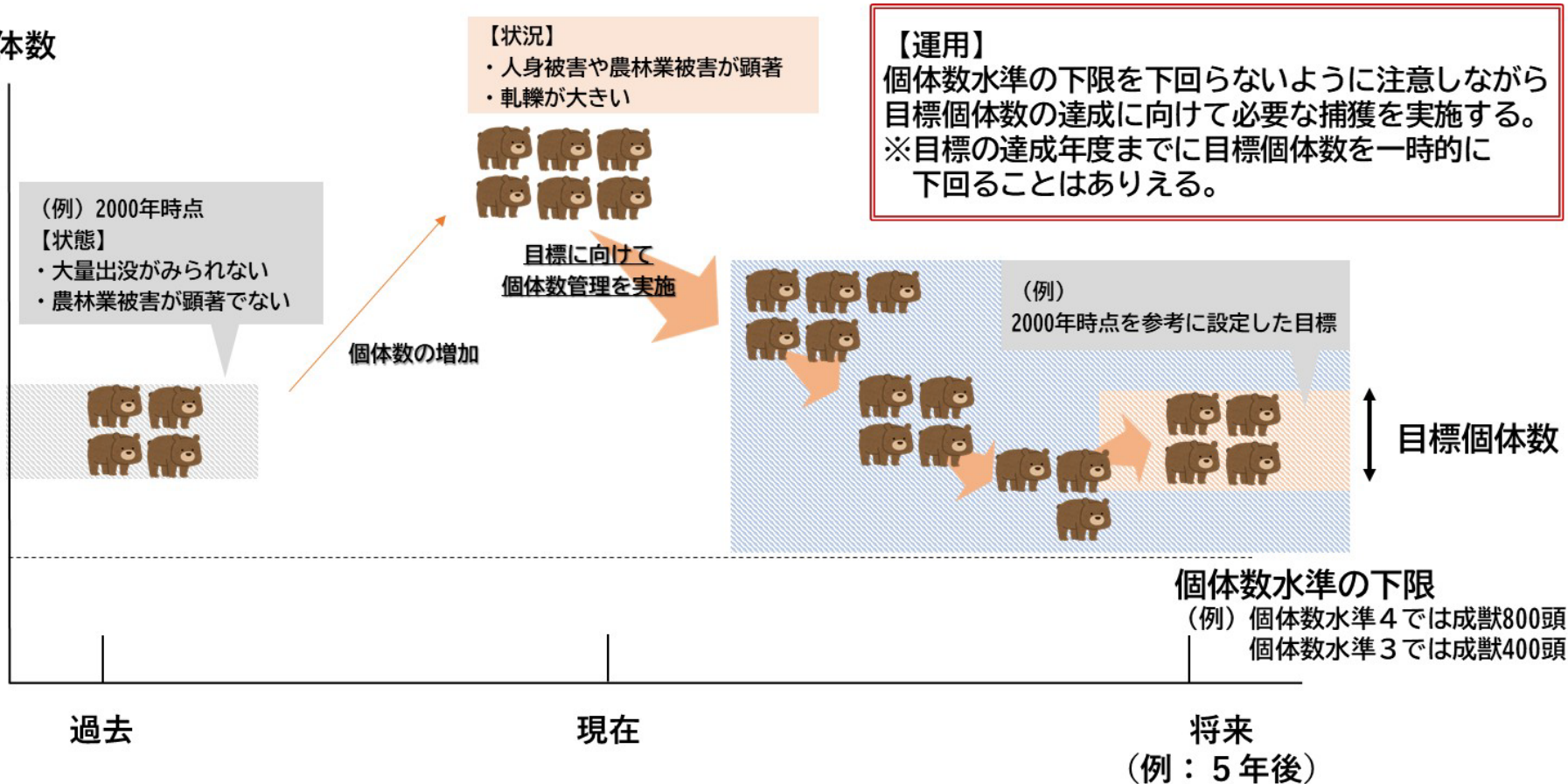
※ クマの自然増加率は環境等の要因から地域によって異なるため、都道府県毎に推定した自然増加率を用いて設定することが望ましい。ただし、自然増加率を推定していない場合は、平成22年度自然環境保全基礎調査で示された自然増加率（ツキノワグマ：中央値14.5%）を参考に設定してもよい。

# 目標個体数の設定の例

	目標	理由
例 1	【計画目標】 軋轢を10年前の状態まで 下げる	推定個体数が800頭を超えた10年前から、被害件数と許可捕獲数が増加傾向で、大量出没年の出没件数の増加と発生サイクルの短縮がみられる。 そのため、軋轢の低減を目的に、10年前の推定個体数である800頭を目標とする。
	【目標個体数】 800頭程度で管理	
例 2	【計画目標】 市街地等へのクマの出没を 減らす	近年クマの分布域拡大で、市街地での出没が増加。市街地とその周辺メッシュで積極的に個体数管理を行い市街地等へのクマの侵入を防ぐ。 クマの分布域では、市街地・周辺等を除いた約10,000メッシュを担保。1メッシュあたりの平均生息密度を0.15頭/km <sup>2</sup> とすることを目標として、目標個体数を1,500頭以下（約1,000～2,000頭）とする。
	【目標個体数】 1,500頭以下で管理 （概ね1,500～2,000頭の 範囲）	
例 3	【計画目標】 農業被害金額を現在の半分に する	保護管理ユニットAの推定個体数は約400頭であり、過去から大きな被害は発生していない。そのため問題個体の管理を中心に、400頭以上の個体数を維持する。 保護管理ユニットBでは、個体数増加・分布拡大による農業被害が深刻であり、農業被害金額の半減を目指す。農業被害及び出没件数が現在のおよそ半分だった10年前の個体数を目標に、主に分布拡大地域を中心に管理を行う。
	【目標個体数】 ユニットA：400頭以上を維持 ユニットB：800～1,200頭	

# 目標個体数に向けた捕獲の運用のイメージ

個体数



捕獲の強化により、地域個体群の安定的な維持が  
妨げられないようにするため、モニタリングが必要

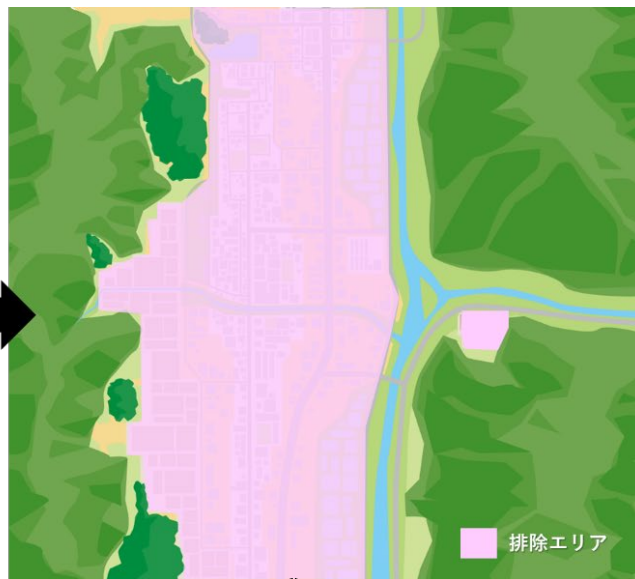
# クマの保護管理ユニットの個体数水準

対象種	保護管理ユニット	関係行政機関	個体数水準
ヒグマ	1 渡島半島地域	後志総合振興局の一部、渡島総合振興局全域、檜山振興局全域	4
	2 積丹・恵庭地域	石狩振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局の一部	3
	3 天塩・増毛地域	空知総合振興局・石狩振興局・上川総合振興局の一部、留萌振興局全域	3
	4 道東・宗谷地域	上川総合振興局・宗谷総合振興局の一部、オホーツク総合振興局全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局全域、根室振興局全域	4
	5 日高・夕張地域	空知総合振興局・胆振総合振興局の一部、日高振興局全域、上川総合振興局・十勝総合振興局の一部	4
ツキノワグマ	1 下北半島	青森県	2
	2 白神山地	青森県、秋田県	4
	3 北上山地	青森県、岩手県、宮城県	4
	4 北奥羽	青森県、岩手県、秋田県	4
	5 鳥海山地	秋田県、山形県	4
	6 月山・朝日飯豊	山形県、福島県、新潟県	4
	7 南奥羽	宮城県、山形県、福島県	4
	8 越後三国	福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	4
	9 北アルプス	新潟県、富山県、長野県、岐阜県	4
	10 白山・奥美濃	富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県	4
	11 関東山地	群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県	4
	12 富士・丹沢	神奈川県、山梨県、静岡県	2
	13 中央・南アルプス	山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	4
	14 近畿北部	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	4
	15 東中国	兵庫県、鳥取県、岡山県	3
	16 西中国	島根県、広島県、山口県	4
	17 紀伊半島	三重県、奈良県、和歌山県	2
	18 四国	徳島県、愛媛県、高知県	1

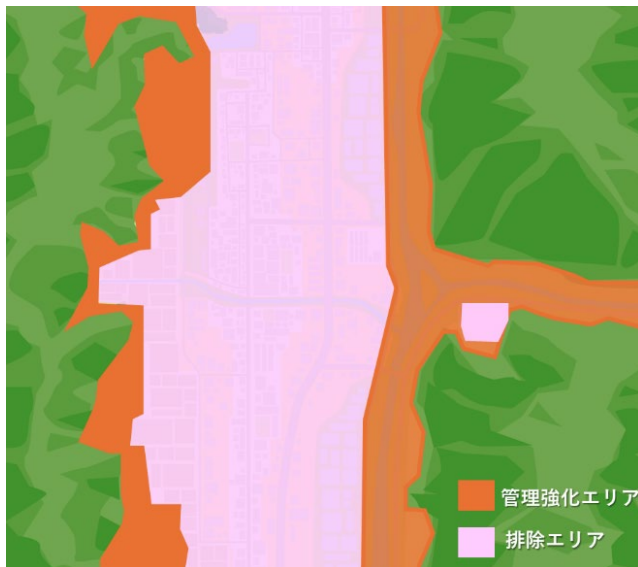
# クマの管理におけるゾーニングの定義

区分	目的	定義
排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。 <u>市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。</u>
管理強化 エリア	クマの定着や排除エ リアへのクマの侵入 の防止	<u>クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止</u> するために、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防除対策）を実施するゾーン。
緩衝地帯	人間活動とクマの生 息の両立	コア生息地を除く <u>クマの生息域</u> となるゾーン。
コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、 <u>クマにとって良好な生息環境を保全</u> するゾーン。

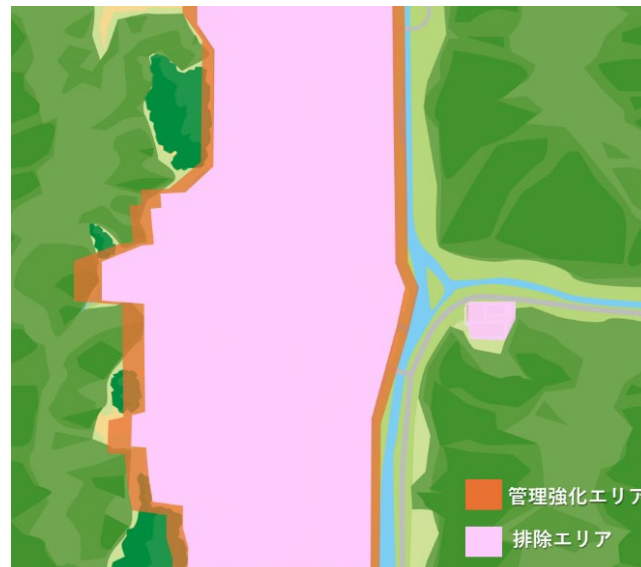
# ゾーン設定のイメージ



市街地や住宅などの人の居住区、農地などの人の活動域は排除エリアとして設定

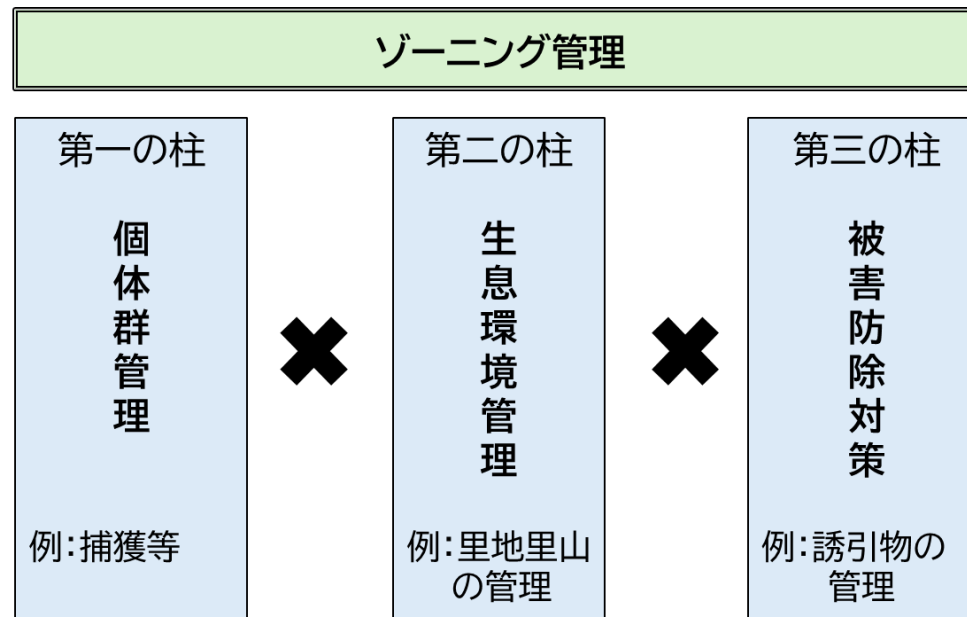


①奥山から市街地に続く河川での目撃の増加、市街地に隣接する里山でクマ剥ぎや養蜂被害が発生していることから、河川と里山を管理強化エリアとして設定



②市街地から100mの範囲にある森林、河川沿いで目撃件数が増加していることから市街地から100m範囲内を管理強化エリアとして設定

- 広域管理、ゾーニング管理の考えのもと、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の各施策を組み合わせる
- 個体群管理、河川敷の刈り払いや林相転換を目指す生息環境管理、集落や農地などを中心に実施される被害防除対策は、鳥獣行政、河川行政、農林行政など複数の部局が関係。関係機関・部局が十分に連携して進めていくことが重要
- 個体群管理、生息環境管理、被害防除対策のいずれかのみを実施する場合や、一部の柱が十分に実施されない場合は、適切なゾーニング管理は実施できない



## 個体群管理

野生動物の個体数、分布、密度等を目的に合わせて調整すること

### 目的 1

#### 個体数管理

軋轢の低減と、地域個体群の存続が可能となる個体数に調整すること  
個体数を減少させることだけでなく、一定の個体数に保つことも含まれる

### 目的 2

#### 問題個体

- ① 排除エリアに出没している個体
- ② これまでに人へ危害を与えた個体、農作物等に執着するなど農林水産業への経済的損失を発生させた個体といった、直接的な被害を発生させた個体であって、現時点では排除エリアにいない個体

- 問題個体は、周辺住民の安全確保の観点から迅速に事態を収束させる必要があること、行動がエスカレートして人身被害につながるおそれがあることから、捕殺することが適当
- 地域住民の安全確保の観点から、問題個体を発生させないこと、問題個体による被害が深刻化する前に迅速に対応することが必要
- 自治体はクマの目撃等の情報を収集する体制を整え、排除エリアへの出沒抑制対策や、管理強化エリアでの定着個体の排除、これらのエリアにおける被害防除対策を地域と協力しながら推進することが重要

- クマによる被害は、個体の問題度に影響するところがあり、クマの個体数に比例して単純に増加するわけではない
- しかし、近年、クマの個体数が増加した地域の中には、クマの生息域と人の生活圏が重なり、人の生活圏内へのクマの出没や人身被害が発生。加えて、個体数が著しく増加した地域では、生息環境管理や被害防除対策のみを進めたとしても、軋轢の効果的な低減にはつながりにくい
- 特に、秋季に堅果類等の食物資源が凶作の場合、個体数が著しく増加した地域では大量出没の規模も大きくなると考えられる
- このような地域では、捕獲による人の生活圏の周辺からのクマの排除による個体群の低密度化・個体数の適正化が重要
- 一方で、問題個体をすべて捕獲等しなければならないわけではなく、これまで、追払い等により被害の防止につながっている場合には、引き続き、同様の方法で対応することはあり得る

## クマの生息環境の保全・管理

- 地域個体群の長期にわたる安定的な維持・保護を進めるために、コア生息地及び緩衝地帯において、人工林の針広混交林や広葉樹林への誘導により採餌環境等の改善を目指す

## クマが利用しづらい環境の管理

- クマによる被害を防止するために、管理強化エリアや排除エリアの、里地里山林や耕作放棄地等において、ヤブの刈り払い等を行い、クマが生息及び滞在しづらい環境を整備
- また、市街地等へのクマの侵入ルートとなりうる、森林から市街地等へ続く緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）などにおいて、樹木の伐採や下草の定期的な刈り払い等を行う



緩衝帯の整備

- 排除エリアへのクマの侵入を防止するために、排除エリアや管理強化エリアにおいて被害防除対策を適切に実施
- 排除エリアでは、クマの侵入を防ぐために電気柵や防護柵等を設置するほか、未収穫作物や放任果樹等の誘引物、人家敷地内等へ誘引しないための生ごみやコンポスト、家庭菜園等の適切な管理を行う
- 管理強化エリアでは、生息環境管理の対策に加え、クマが定着する要因となりうるカキやクリ等の誘引物を適切に管理するほか、広域の侵入防止柵等を設置することで排除エリアへのクマの侵入を防止する



放任果樹の伐採

# クマのゾーニング管理と施策の関係

ゾーン/施策		排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
個体群管理	問題個体管理	●	●	●	●
	個体数管理※	実施しない	●	●	実施しない
【捕獲数】年間●～■頭で捕獲する（5年後の推定個体数が目標個体数（○～□頭）の範囲内）					
生息環境管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備</li> <li>・ 耕作放棄地の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排除地域への出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備</li> <li>・ 耕作放棄地の解消</li> <li>・ 里地里山林の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里地里山林の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クマの生息環境の維持・改善（広葉樹林化・針広混交林化等）</li> <li>・ 森林の連続性の確保（鳥獣保護区特別保護区等の配置の見直し・検討）</li> </ul>	
被害防除対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気柵・防護柵等の設置</li> <li>・ 誘引物（放任果樹・未収穫作物等）の管理</li> <li>・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘引物（放任果樹等）の管理</li> <li>・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理</li> <li>・ 追い払いの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理</li> <li>・ 追い払いの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理</li> <li>・ 追い払いの実施</li> </ul>	
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民への注意喚起や対策の指導</li> <li>・ 被害対策に関する指導</li> <li>・ 捕獲に関する安全指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害対策に関する指導</li> <li>・ 捕獲に関する安全指導</li> <li>・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供</li> </ul>	
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定計画の作成・運用に係る人材の確保・育成</li> <li>・ 捕獲技術者の育成・確保</li> <li>・ 人身被害防止に向けた体制整備（関係機関との連携等含む）</li> <li>・ 緊急時の対応体制の整備（緊急銃猟等含む）</li> </ul>				

※個体数管理のための捕獲（数の調整目的での捕獲等）は管理を目的としたの保護管理ユニットで実施される。

- クマが人の日常生活圏に出没した場合には、緊急銃猟制度により、銃器を使用して捕獲等することが可能であるが、本来はクマを人の日常生活圏に出没させないことが重要であることから、緊急銃猟制度による対処のみに安易に頼ることは、行政の姿勢として必ずしも適切ではない
- むしろ、長期的な視点に立った計画的な管理施策を、平時から講ずることによって、市街地等へのクマの出没を防止することを基本とした上で、それでもなおクマが人の日常生活圏に出没した場合に限り、緊急銃猟によって対処することが行政の姿勢として望ましい
- そのうえで、以下のマニュアル、ガイドラインを参考に対応する

クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー  
(2021年3月)



緊急銃猟ガイドライン  
(2026年3月改訂)



- **事前準備**

クマが市街地等に出没した場合には、住民の安全を最優先に確保するとともに、関係機関が連携して速やかに対応することが重要

関係者リストの作成  
役割分担の整理

連絡体制図の作成

マニュアルの作成

模擬訓練の実施



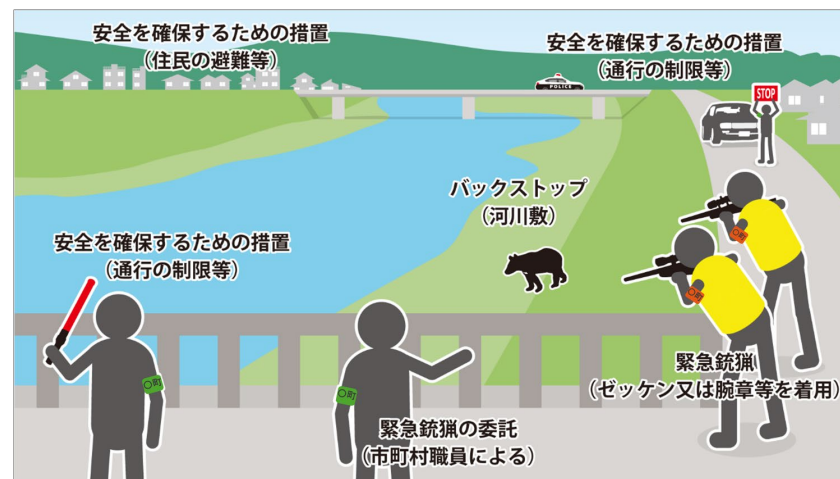
- 2025年の鳥獣保護管理法の改正で制度化
- 人の日常生活圏においてクマ・イノシシが侵入し、一定の条件※を満たす場合に実施可能
- 一定の要件を満たす捕獲者が実施する必要があること、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止する措置をとることなどが法令で定められており、実施するにあたっての条件を正しく理解しておくことが必要
- 緊急銃猟は、実包のみならず、麻酔銃猟も可能

緊急銃猟ガイドライン  
(2026年3月改訂)



## 緊急銃猟を実施するための4つの条件

- 1 クマやイノシシが人の日常生活圏に侵入していること  
※侵入するおそれ大きいことを含む。
- 2 クマやイノシシによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
- 3 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- 4 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと



安全確保措置が実施されているイメージ

- 一般の装薬銃に比べて有効射程距離が短いものが多く、到達範囲の確認が容易
  - 使う薬品の種類や量を状況に応じて、安全に配慮して調節することが可能
  - これらのことから、麻醉銃による捕獲等は、きめ細かな安全対策を講じることにより、一般的な銃猟よりも安全性を高めることが可能
- 一方で、麻醉薬の効力が現れるまでに時間を要し、撃たれたことにより対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性がある
  - 一般的に装薬銃の発射と比べて、より対象個体に近づいたうえで、確実に対象個体の体内に麻醉薬を投薬することが求められるため、従事者が反撃を受ける被害が発生し、かつ、その被害が人命に関わる甚大なものとなる可能性がある
- これらを踏まえたうえで、安全かつ確実に麻醉銃猟を実施することが可能と判断される場合  
にあっては、麻醉銃猟によるクマの捕獲等は実施し得る
  - 吹き矢を使用して行う麻醉は、上記と同様の留意点があるものとして取り扱う

参考：住居集合地域等における

麻醉銃の取扱いについて（平成28年）



- 鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けて、はこわな等を用いてクマを捕獲等することは、制度上可能
- クマを迅速に捕獲等するためには、緊急銃猟により対処することが望ましいが、例えば、建物内に爆発物がある場合や建物の構造等からクマが視認できない場合、その他銃猟が選択できない場合や、銃猟を実施できる人材が直ちに現場に向かえない場合については、はこわなによりクマを捕獲等することはあり得る

## クマをはこわなで捕獲等する際のポイントと留意点（2026年3月）

### <掲載内容>

- ・はこわなの選び方、各地のはこわなの規格
- ・捕獲の手順
- ・誘引餌を選ぶポイント
- ・見回り・管理
- ・捕獲・止めさし

QR  
今後  
貼り付け

# 人身被害発生時の対応

- 人身被害の発生時は、発生状況を正確に把握するため、可能な限り現場の状況を保存し、現場検証と加害個体のサンプル採取を行う
- 人身被害が発生した場合にどのような対応を行うか迅速に判断できるように、関係者（都道府県、市町村、警察、消防、捕獲技術者、学識経験者等）で構成する連絡協議会等を事前に立ち上げておくのが重要
- 人身被害の防止対策を検討する上では、過去の事例の分析（人身被害に至らなかったがクマと遭遇した事例を含む）を行い、クマとの遭遇要因や適切な対策方法について検証することが重要

## 収集する情報の例

項目	内容
基本情報	日時、天候
被害者の情報	年齢、性別、身長、連絡先、怪我の状況（怪我の種類、受傷部位等） 事故時の活動内容、行動人数、対策の有無（内容、装備等）
発生場所	場所（住所、位置情報）、周辺的环境（写真等）、誘引物の有無
加害クマに関する情報	事前の情報の有無（遭遇や事故発生前に目撃情報があったか等） 個体の行動（事故発生前・発生時・発生後）、大きさ、頭数（単独／親子）

- クマの保護・管理を進めるためには、関係機関や団体、地域住民等の理解と協力が必要
- クマに関する正しい知識、被害防止のための必要な情報（電気柵等の設置方法、誘引物の除去等）の発信を行う
- また、クマの生息地内での突発的な遭遇を回避するため、森林内での作業員や登山者・観光客等に遭遇しないための方法や遭遇した際の対処法についての普及啓発を行う



クマと共存するために  
—クマを知って事故を防ごう！



クマに注意  
—思わぬ事故をさけよう—



- 都道府県が作成した特定計画では、計画の運用と立案した計画の適切さをモニタリングによって評価する
- 計画の運用では、
  - ・ 特定計画において設定した施策（アウトプット）が実行されたか
  - ・ 実行された施策が施策目標の達成（例：捕獲数〇頭、誘引物の除去数、刈払いの実施件数等）につながったか
  - ・ アウトカム目標の達成（人身被害件数、農作物被害額、出没情報数の減少、目標個体数の達成など）につながったかを評価する
- 合わせて、特定計画で定めた保護・管理の目標と施策が実現可能なものであったか、また適切な目標であったかを評価し、これらの評価を基に特定計画の見直しを図るなど、順応的に管理することが重要

# 参考：クマの特定計画に係るガイドラインの改定について

## 1 クマの特定計画に係るガイドライン※

※特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)令和7年度版

- 特定計画は、都道府県が鳥獣保護管理法に基づき、特に**保護又は管理が必要な鳥獣の中長期的な目標や対策を取りまとめるもの**(クマについては26道府県で作成済み・3県で作成中)  
管理：鳥獣保護管理法においては、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること
- 環境省は、全国的な見地から都道府県における**特定計画の作成及び実施**に対して、**技術的な支援としてガイドラインを作成**(概ね5年おきに改定。旧ガイドラインは令和3年度策定)

## 2 クマのガイドライン改定のポイント

クマの保護・管理の目的

旧:人との軋轢の軽減を図ること → 新: **ゾーニング管理による人とクマのすみ分け強化**  
**個体数・分布域の適正な管理(減少)**

※クマの個体群を存続させることに変更はない

### ① 個体数の管理方針の見直し(維持・増加 → 維持・減少)

- 成獣個体数が**400頭以上**の個体群は、**軋轢防止につながる目標個体数を設定**して管理する(旧:捕獲上限を個体数の15%以下で設定。  
成獣個体数が800頭以下の個体群は8%以下)
- 成獣個体数が**100~400頭**の個体群は、**人との軋轢が恒常的に発生している場合等は、自然増加率以下の捕獲上限割合で管理**ができる(旧:捕獲上限を個体数の5%以下で設定) ※自然増加率は、ヒグマで16.5%、ツキノワグマで14.5%
- **個体数調査は、国が主導**して都道府県と連携して実施。**広域協議会を設立し、個体群単位で保護管理**する(旧:都道府県ごとに調査・保護管理)

### ② ゾーニングの区分の見直し(個体数管理を強化)

- **市街地等(旧排除地域)と農地等(旧防除地域)を合わせて排除エリア**とし、出沒しているクマは問題個体として捕殺することが適当とした(旧:市街地等は捕獲、農地等は軋轢が生じている場合は捕獲)
- 排除エリアの周辺に**管理強化エリア**を新設し、クマの**定着防止及び排除エリアへのクマの侵入防止**のため捕獲する(旧:管理強化エリアの区分無し)

### ③ 問題個体の定義・取扱いの見直し

- **問題個体の定義**を以下とした
  - ①**排除エリア(市街地等+農地等)に出沒している個体**
  - ②**人へ危害を与えた個体、農作物等に執着するなど農林水産被害を発生させた個体**で、現時点では排除エリアにいない個体(旧:農作物やゴミ等の味を覚え、人間活動域周辺に出沒又は人間を攻撃する個体※)  
※市街地等に出沒しても農作物やゴミに執着しなければ問題個体ではない
- 問題個体は、**捕殺することが適当**(旧:捕獲等。放獣も含む)

### ④ 麻酔による捕獲の考え方

- 安全かつ確実に**麻酔銃猟・吹き矢による麻酔による捕獲**が可能と判断される場合は**実施し得る**(旧:吹き矢の記載なし)
- **緊急銃猟制度**は、鳥獣保護管理法に基づく都道府県知事の許可を受けずに**捕獲可能**(旧:緊急銃猟制度無し)
- 麻酔による捕獲に関する、**関係法令**を追記(旧:関係法令の記載なし)

# 参考：クマの保護管理ユニットの個体数水準の変更点

対象種	保護管理ユニット	関係行政機関	個体数水準	旧ガイドラインの 個体数水準
ヒグマ	1 渡島半島地域	後志総合振興局の一部、渡島総合振興局全域、檜山振興局全域	4	4
	2 積丹・恵庭地域	石狩振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局の一部	3	3
	3 天塩・増毛地域	空知総合振興局・石狩振興局・上川総合振興局の一部、留萌振興局全域	3	3
	4 道東・宗谷地域	上川総合振興局・宗谷総合振興局の一部、オホーツク総合振興局全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局全域、根室振興局全域	4	4
	5 日高・夕張地域	空知総合振興局・胆振総合振興局の一部、日高振興局全域、上川総合振興局・十勝総合振興局の一部	4	4
ツキノ ワグマ	1 下北半島	青森県	2	2
	2 白神山地	青森県、秋田県	4	4
	3 北上山地	青森県、岩手県、宮城県	4	4
	4 北奥羽	青森県、岩手県、秋田県	4	4
	5 鳥海山地	秋田県、山形県	4	4
	6 月山・朝日飯豊	山形県、福島県、新潟県	4	4
	7 南奥羽	宮城県、山形県、福島県	4	4
	8 越後三国	福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	4	4
	9 北アルプス	新潟県、富山県、長野県、岐阜県	4	4
	10 白山・奥美濃	富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県	4	4
	11 関東山地	群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県	4	3
	12 富士・丹沢	神奈川県、山梨県、静岡県	2	1
	13 中央・南アルプス	山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	4	4
	14 近畿北部	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	4	3
	15 東中国	兵庫県、鳥取県、岡山県	3	3
	16 西中国	島根県、広島県、山口県	4	3
	17 紀伊半島	三重県、奈良県、和歌山県	2	2
	18 四国	徳島県、愛媛県、高知県	1	1

# 参考：クマの管理におけるゾーニングの定義の変更点

区分	目的	定義
<b>排除 エリア</b>	人身被害等の発生や経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。 <u>市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。</u>
<b>管理強化 エリア</b>	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入の防止	<u>クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止</u> するために、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防除対策）を実施するゾーン。
<b>緩衝地帯</b>	人間活動とクマの生息の両立	コア生息地を除く <u>クマの生息域</u> となるゾーン。
<b>コア 生息地</b>	クマにとって良好な生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、 <u>クマにとって良好な生息環境を保全</u> するゾーン。

旧ガイドラインの区分
<p>排除地域： 市街地、集落内の住居集落地域等の人間の居住地</p>
<p>防除地域： 農業、林業、水産業など人間活動が盛んな地域</p>
<p>緩衝地帯： コア生息地と防除地域・排除地域との間の地域であり、クマ類の生息地。環境整備や狩猟等の人間活動により、物理的または心理的に人間とクマ類の空間的・時間的な棲み分けを図る</p>
<p>コア生息地： 健全な個体群の維持を担保するうえで重要な奥山等の地域。個体群の保全に不可欠な低山帯を含む</p>

# 第5次ツキノワグマ管理計画

令和4年3月

(令和6年10月一部改定)

岩 手 県

## 目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画策定の背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間等	2
(1)	計画期間	2
(2)	計画の見直し	2
4	対象地域	2
5	ツキノワグマに関する現状	2
(1)	生息環境	2
(2)	地域個体群の区分	3
(3)	生息動向	3
(4)	捕獲状況	7
(5)	人身被害の状況	10
(6)	農林業被害の状況	14
(7)	被害防除の取組状況	14
(8)	モニタリング調査	15
(9)	春季捕獲	16
(10)	その他の取組状況	17
6	管理の目標	18
(1)	基本目標	18
(2)	目標を達成するための施策の基本的な考え方	18
7	管理の実施	18
(1)	個体数管理	18
(2)	生息環境管理	22
(3)	被害防除対策	24
(4)	モニタリング調査	27
8	管理のために必要な事項	28
(1)	各機関・団体等の果たす役割	28
(2)	人材の確保育成	30
(3)	他県との調整	30
(4)	NPO等との連携	30
(5)	情報共有と普及啓発	30
(6)	錯誤捕獲の防止等	30
(7)	毛皮等の流通管理	31

## 1 計画策定の目的及び背景

### (1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するツキノワグマを鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣として、個体数の増加を抑え、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、生物多様性保全の理念の下で地域個体群の長期にわたる安定的な維持並びに人的被害及び農林業被害の軽減を図り、もって人とツキノワグマの共存関係を構築すること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

### (2) 計画策定の背景

#### ア 背景

ツキノワグマは、西アジアからヒマラヤ山脈を含むインド亜大陸北部、東南アジア北部、中国北東部、海南島、極東ロシア、韓国、台湾に分布し、国内では本州以南に生息する森林性哺乳類の最大の種である。

ツキノワグマは地域的な減少が懸念されており、環境省のレッドデータブックでは四国等 5 つの地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定され、九州の個体群は絶滅したと考えられている。また、国際的には、ワシントン条約の附属書 I に掲載され、取引が規制されるとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では国際希少野生動植物種に指定され、譲渡し等が規制されている。

このような状況のなかで、本県を含む東北地方はツキノワグマの生息拠点の一つとなっており、ツキノワグマの安定的な存続を図る上で重要な地域となっている。

本県においては、昭和 62 年度から平成元年度までの 3 か年の間に、ツキノワグマの生息分布、生息数、その他生息実態を総合的に調査し、平成 2 年 4 月に「ニホンツキノワグマ生息実態調査報告書」としてまとめたが、この調査結果では、本県のツキノワグマの個体群は安定型であり、推定年間出産頭数と捕獲数のバランスがとれていることから、短期の間に絶滅するおそれはないものとされている。

しかしながら、ツキノワグマは年によって繁殖率が大きく変動するため、捕獲数と生息域の適切な管理を行わなければ、本県でも生息状況が悪化するおそれがある。

近年では、中山間地域の人口減少や高齢化による人間活動の低下、餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の増加等により、全国的に多くの野生動物が生息域を拡大しており、ツキノワグマにおいても、市街地出没や農林業・人身被害等が発生し、人間との軋轢が増大している。

#### イ 計画策定の趣旨

このような状況の中、平成 11 年 6 月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）が改正され、「保護管理」（Wildlife Management）という概念による特定鳥獣保護管理計画の制度が創設されたことから、個体数管理とともに生息環境の整備や被害防除対策を含む総合的な対策を推進するため、平成 15 年 3 月に「ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間：平成 15～18 年度）（以下、1 次計画）を策定、平成 19 年 3 月には「第 2 次ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間：平成 19 年～24 年度）（以下、2

次計画)を策定、さらに平成25年3月には「第3次ツキノワグマ保護管理計画」(計画期間:平成25~28年度)を策定した。

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)の施行に合わせて計画を一部変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置づけ、第3次ツキノワグマ管理計画(以下「3次計画」という。)とした。平成29年3月には「第4次ツキノワグマ管理計画」(計画期間:平成29年度~令和3年度)(以下「4次計画」という。)を策定した。

1次計画においては、本県における第1期の計画として、県民の理解と協力の下に保護管理対策を実施するとともに、モニタリング調査等の結果に基づく「ツキノワグマの出没に関する注意報」の発表を実施、2次計画においては、生息動向調査手法の進化に伴う推定生息数の見直しや捕獲上限数の毎年度の設定を実施、3次計画においては、春季捕獲の再開や管理年次の見直しを実施、4次計画においては、推定生息数の見直しや狩猟期間の延長を実施したが、依然としてツキノワグマによる人身被害や農業被害が続いている状況にある。

以上から、適切な保護・管理の一層の推進を図るため、「第5次ツキノワグマ管理計画」を策定する。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

本県に生息する野生のツキノワグマ(*Ursus thibetanus*)とする。

## 3 計画の期間等

### (1) 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

## 4 対象地域

県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区(日出島、三貫島)の地域を除く。

なお、北奥羽地域個体群については青森県及び秋田県にまたがるものであることから、相互の情報共有を継続し、将来的には両県と連携し広域的に管理を進めていくことも検討する。

## 5 ツキノワグマに関する現状

### (1) 生息環境

ツキノワグマの本来の生息地はブナ・ミズナラ等の広葉樹林である。本県における民有林(県有林・市町村有林含む)の広葉樹面積は、昭和50年度には約449千haであったのに対し、平成25年度は約373千haと減少したが、平成30年度には約384千haと近年は微増の傾向にある。

国有林の広葉樹面積は平成 13～28 年まで約 178 千 ha とほとんど変化していない<sup>1</sup>。また、奥羽山脈及び北上山地においては、原始的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林について、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」がそれぞれ設定されている。

また、国では木材自給率 50 %以上を目指しており、今後人工林の伐採地が増えることが予想されている。さらに、近年全国的に被害拡大が確認されているナラ枯れによるナラ類堅果の減少や開発行為等、ツキノワグマの生息地環境に大きく影響する事象もある。

一方、人とツキノワグマの緩衝域としての役割を果たしてきた里山周辺の森林は、近年は人の入り込みの減少や利用されなくなったこと等により奥山化し、ツキノワグマの良好な生息域となっている可能性がある。また、大型哺乳類の生息地となりうる耕作放棄地の面積も平成 17 年の 12,574ha から平成 22 年は 13,933ha、平成 27 年には 17,428ha と拡大傾向にあり<sup>2</sup>、人とツキノワグマの棲み分けがなされにくい状況となっており、中山間地の人口減少や高齢化に伴い、今後もこの傾向が続く可能性が高い。

## (2) 地域個体群の区分

環境省の提案する地域個体群の区分によれば、本県のツキノワグマ地域個体群は北上山地地域個体群と北奥羽地域個体群の 2 つに区分される。

本計画では、ツキノワグマにとって大きな移動障害になっていると考えられる馬淵川（平糠川）及び北上川をもって地域個体群の境界とし、以東を北上山地地域個体群、以西を北奥羽地域個体群と区分する（図 1）。



図 1 地域個体群の区分

## (3) 生息動向

### ア 調査方法

生息動向に係る調査を下記により行った。

	2 次計画 (H19. 4～H25. 3)	3 次計画 (H25. 4～H29. 3)	4 次計画 (H29. 4～R4. 3)
調査	任意メッシュ	20 万分の 1 メッシュ	20 万分の 1 メッシュ
区画	※都市部等を除いた県域に	※岩手県鳥獣保護区等位置	※岩手県鳥獣保護区等位置
単位	ついて、稜線や沢筋等によ	図と同じ。都市部等を含む。	図と同じ。都市部等を含む。

<sup>1</sup> 出典：森林管理局統計

<sup>2</sup> 出典：「農林業センサス（岩手県）」

	り区分したもの 1区画面積：約600ha 総区画数：1,902区画 調査対象区画数：1,902区画	1区画面積：約2,484ha 総区画数：770区画 調査対象区画数：409区画	1区画面積：約2,484ha 総区画数：770区画 調査対象区画数：409区画
調査方法 (実施時期)	(a) 生息分布調査(H18) 対象：全県 内容：H14～H17の捕獲位置、目撃位置及び聞き取り情報等の集積 (b) 生息頭数調査(H18.4～6) 対象：(a)における生息域 内容：観察及び痕跡等の確認	(a) 生息分布調査(H22) 対象：全県 内容：H18.4～H22.3の捕獲位置、目撃位置及び聞き取り情報等の集積 (b) 観察調査(H22) 対象：(c)①実施区域 内容：観察及び痕跡等の確認 (c) 生息頭数調査(H21～H28) ① H21～H24 対象：全県 内容：全県総区画(770区画)における調査可能区画(409区画)の約15%(62区画)における大規模ヘア・トラップ*による個体識別調査 実施時期： 北奥羽：H21 北上山地(北部)：H22 北上山地(南部)：H24 ② H25～H28 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘア・トラップによる生息密度調査	(a) 生息頭数調査(H29～R3) ① H30～R2 対象：全県 内容：全県総区画(770区画)における調査可能区画(409区画)の約12%(50区画)における大規模ヘア・トラップによる個体識別調査 実施時期： 北奥羽：H30 北上山地(南部)：R1 北上山地(北部)：R2 ② H29～R3 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘア・トラップによる生息密度調査
個体数推計方法	上記(a)(b)結果及びH16年度内に県内の一部地域で実施したヘア・トラップ調査をもとにした統計処理	上記(c)①大規模ヘア・トラップ調査をもとにした空間明示型再捕獲モデルによるシミュレーション	上記(a)①大規模ヘア・トラップ調査をもとにした空間明示型再捕獲モデルによるシミュレーション

※ ヘア・トラップ調査について

有刺鉄線を利用したトラップでクマの体毛を回収し個体判別をすることで、クマ類の個体数を推定する方法。3年間でトラップを県内のクマ生息地をカバーするように設置し、1トラップ当たり3~4回の体毛の回収を行う。

シミュレーションは空間明示型再捕獲モデルを用いる。トラップの利用状況から推定された個体の行動範囲から、個体数や分布のパラメータを探索的に変化させ、得られたデータと最も当てはまりの良いパラメータを採用することで、個体数の推定を行う。また、シミュレーションに当たっては、行動範囲の雌雄差、季節による体毛の回収率の変化等も考慮し、より当てはまりの良いモデルを採用している。

詳細は「クマ類の個体数推定法の開発に関する研究」 (<http://www.bear-project.org/>) を参照。

イ 生息分布

生息分布調査および観察調査による県内のツキノワグマの生息域は515区画となった。2次計画における調査とは使用区画単位が異なるため単純な比較はできないが、県北等の一部地域を除いて奥山から中山間地、里山への拡大の傾向がある。また、都市部等に近い場所にも出没地域が広がっており、人の生活域近くの山にもツキノワグマが生息する状況となりつつある(図2)。

地域個体群別の生息分布 (3次計画)

2,484ha/区画	総区画数	生息域		非生息域	
北上山地	474	342	(72.2)	132	(27.8)
北奥羽	257	173	(67.3)	84	(32.7)
計	731	515	(70.5)	216	(29.5)

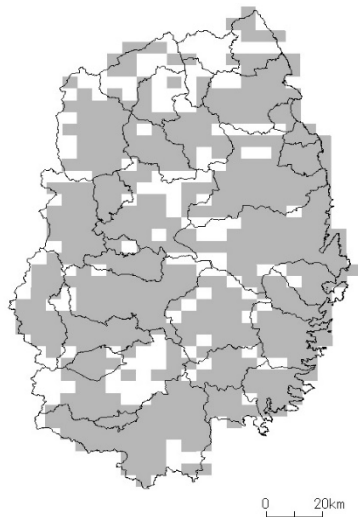
注) 括弧内の数字は、総区画数に占める割合 (%) である。

2次計画 メッシュ換算値 ※5.4km×4.6km=24.84km<sup>2</sup>/区画=2,484ha/区画

地域個体群別の生息分布 (2次計画)

600ha/区画	総区画数	生息域		非生息域	
北上山地	1,329	1,081	(81.3)	248	(18.4)
北奥羽	573	436	(76.1)	137	(23.9)
計	1,902	1,517	(79.8)	385	(20.2)

注) 括弧内の数字は、総区画数に占める割合 (%) である。



平成22年に実施した生息分布調査及び観察調査の結果を20万分の1メッシュ図に示した。着色のメッシュで生息が確認された。

図2 生息分布図

#### ウ 推定個体数

平成30年度から3か年かけて行った大規模ヘア・トラップ調査の結果、令和2年度末時点で、県内に生息する推定個体数はおよそ3,700頭と推計された。

4次計画開始時の推定生息数はおよそ3,400頭であり、約300頭増加しており、これは近年の出没数及び捕獲数の増加と傾向が合致している。

なお、2次計画における推定個体数は、およそ1,720頭(1,343～2,097頭)と推計されていたが、3次計画及び4次計画における個体数は、2次計画よりも精度の高い調査手法により推定されている。

しかし、野生生物の分布や個体数は短期的にも長期的にも変動し続けるという性質を持つこと(非定常性)、野生生物の分布や個体数、生存率や繁殖率等を正確に把握することは極めて困難であること(不確実性)等も考慮に入れる必要がある。

また、北奥羽地域個体群は青森県及び秋田県にもまたがる個体群であるが、上記数値は岩手県内における個体数のみを記載している。

#### エ 地域別の推定個体数

##### (ア) 北上山地地域個体群

県内個体数は、およそ2,000頭(北上山地北部：中央値996頭、95%信頼区間629頭～1,589頭)(北上山地南部：中央値966頭、95%信頼区間646頭～1,439頭)と推定され、地域個体群の長期にわたる安定的な維持が図られる個体数と考えられるが、北上山地地域個体群ではアルビノ(白化)個体の出現が高い頻度で観察されており、地理的に他の個体群と分断された位置にあることから、遺伝的な多様性の低下が生じている可能性も否定できない。

##### (イ) 北奥羽地域個体群

県内個体数は、およそ1,700頭(中央値1,722頭、95%信頼区間：1,308頭～2,272頭)

と推定される。

(4) 捕獲状況

本県のツキノワグマ捕獲実績について、1次計画が施行された平成15年度から令和2年度までの捕獲数を整理した(表1)。

なお、交通事故等による死亡数は除外した。

表1 年度別捕獲数

捕獲区分	個体群名	性別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	
春季	北上山地	雄												7	9	6	13	5	8	7	14	69
		雌												4	7	4	4	5	3	5	5	37
		不明												0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計												11	16	10	17	10	11	12	19	106
有害	北上山地	雄	43	17	26	64	36	41	62	55	32	98	103	121	54	125	106	110	155	169	1,417	
		雌	18	22	16	39	17	12	27	21	9	29	29	46	24	52	44	54	48	90	597	
		不明	0	0	0	2	0	0	4	1	0	0	10	2	3	2	3	2	2	9	40	
		計	61	39	42	105	53	53	93	77	41	127	142	169	81	179	153	166	205	268	2,054	
	北奥羽	雄	16	23	9	77	20	22	31	49	41	90	43	84	16	103	72	53	93	122	964	
		雌	6	9	2	42	11	11	10	30	10	50	13	40	13	44	38	17	39	47	432	
		不明	3	0	0	17	2	2	10	5	11	22	3	21	4	2	4	7	15	3	131	
		計	25	32	11	136	33	35	51	84	62	162	59	145	33	149	114	77	147	172	1,527	
	計	雄	59	40	35	141	56	63	93	104	73	188	146	205	70	228	178	163	248	291	2,381	
		雌	24	31	18	81	28	23	37	51	19	79	42	86	37	96	82	71	87	137	1,029	
		不明	3	0	0	19	2	2	14	6	11	22	13	23	7	4	7	9	17	12	171	
	小計		86	71	53	241	86	88	144	161	103	289	201	314	114	328	267	243	352	440	3,581	
	狩猟	北上山地	雄	33	20	33	15	43	29	33	19	36	19	24	14	24	27	25	35	20	45	494
雌			13	9	18	13	23	19	20	11	15	22	14	11	11	9	17	27	20	40	312	
不明			17	0	0	2	1	0	0	0	0	2	4	3	1	0	5	0	6	1	42	
計			63	29	51	30	67	48	53	30	51	43	42	28	36	36	47	62	46	86	848	
北奥羽		雄	12	4	15	3	11	17	4	17	8	12	16	14	12	4	7	9	5	3	173	
		雌	6	4	9	5	6	5	9	5	7	6	6	3	9	6	6	9	8	7	116	
		不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	3	0	9	
		計	19	8	24	8	17	22	13	22	15	18	24	18	22	10	14	18	16	10	298	
計		雄	45	24	48	18	54	46	37	36	44	31	40	28	36	31	32	44	25	48	667	
		雌	19	13	27	18	29	24	29	16	22	28	20	14	20	15	23	36	28	47	428	
		不明	18	0	0	2	1	0	0	0	0	2	6	4	2	0	6	0	9	1	51	
小計			82	37	75	38	84	70	66	52	66	61	66	46	58	46	61	80	62	96	1,146	
全体		北上山地	雄	76	37	59	79	79	70	95	74	68	117	134	144	84	165	136	153	182	228	1,980
	雌		31	31	34	52	40	31	47	32	24	51	47	64	39	65	66	84	73	135	946	
	不明		17	0	0	4	1	0	4	1	0	2	14	5	4	2	8	2	8	10	82	
	計		124	68	93	135	120	101	146	107	92	170	195	213	127	232	210	239	263	373	3,008	
	北奥羽	雄	28	27	24	80	31	39	35	66	49	102	59	98	28	107	79	62	98	125	1,137	
		雌	12	13	11	47	17	16	19	35	17	56	19	43	22	50	44	26	47	54	548	
		不明	4	0	0	17	2	2	10	5	11	22	5	22	5	2	5	7	18	3	140	
		計	44	40	35	144	50	57	64	106	77	180	83	163	55	159	128	95	163	182	1,825	
	計	雄	104	64	83	159	110	109	130	140	117	219	193	242	112	272	215	215	280	353	3,117	
		雌	43	44	45	99	57	47	66	67	41	107	66	107	61	115	110	110	120	189	1,494	
		不明	21	0	0	21	3	2	14	6	11	24	19	27	9	4	13	9	26	13	222	
	総計		168	108	128	279	170	158	210	213	169	350	278	376	182	391	338	334	426	555	4,833	

## ア 年間捕獲数

平成 15 年度から令和 2 年度までの 18 年間において、年間平均で約 269 頭（雄 173 頭、雌 83 頭、不明 12 頭）となり、全ての年度において雄が雌の捕獲数を上回っている。

個体群別で見ると、北上山地地域個体群は年間平均 161 頭、北奥羽地域個体群は年間平均 101 頭となり北上山地が上回るが、平成 18 年度、平成 24 年度には北奥羽で捕獲数が増加し、逆転している。

また、捕獲数の記録が残っている昭和 53 年度以降、捕獲数はほぼ 5 年を周期とするクマの大量出没と同調する傾向にあったが、近年はほぼ 1 年おきに大量出没が起きておりその年は捕獲数が増加している（図 3、4）。

## イ 有害捕獲数

平成 15 年度から令和 2 年度までの 18 年間において、有害捕獲は年間平均約 199 頭となっている。

個体群別で見ると、北上山地地域個体群は年間平均 114 頭、北奥羽地域個体群は年間 85 頭となり北上山地が上回るが、大量出没のあった平成 18 年度、平成 22 年度、平成 23 年度及び平成 24 年度には北奥羽が逆転している。

平成 28 年度から令和 2 年度までの月別で見ると、有害捕獲数は 8 月が平均 109 頭と最も多く、次いで 9 月が平均 64 頭となっている（図 5）。平成 15 年～23 年までのデータではツキノワグマの被害が出始める 5 月～7 月と狩猟期前の 10 月～11 月は平均 5 頭前後だったものが、平成 28 年～令和 2 年までのデータでは 5～7 月の平均が 42 頭と、有害捕獲が早い時期から行われる傾向があることから、ツキノワグマの里山への定着が示唆される。

また、捕獲数の記録が残っている昭和 53 年度以降、有害捕獲数の最少年は平成 7 年度の 14 頭であり、最多年は令和 2 年度の 440 頭となっているが、有害捕獲数は年間捕獲数と同調して変動する傾向にある。さらに、平成 12 年度以前は、狩猟捕獲数を下回る傾向にあったが、平成 13 年度以降は、逆に有害捕獲数が狩猟捕獲数を上回る状況となっており、特に大量出没年でその傾向が顕著である。

## ウ 狩猟捕獲数

平成 15 年度から令和 2 年度までの 18 年間において、狩猟捕獲は年間平均約 64 頭となっている。平成 30 年度にツキノワグマの狩猟期間を延長して以降、年間平均は約 79 頭となっており、狩猟による捕獲数の増加が認められる。

個体群別で見ると、北上山地地域個体群は年間平均 47 頭、北奥羽地域個体群は年間平均 17 頭となり、北上山地が上回り、その差は有害捕獲数よりも大きい。

狩猟捕獲数は、年間捕獲数や有害捕獲数のような周期的変動は見られない。

平成 12 年度までは狩猟捕獲数が有害捕獲数を上回る状況であったが、平成 13 年度の大量出没による有害捕獲数の激増を契機に、それ以降平成 17 年度以外は常に有害捕獲が狩猟捕獲を上回る状況となっており、差も広がる傾向にある。この要因としては、1 次計画が策定された平成 15 年度以降、捕獲上限数を設定し、平成 15 年度～平成 24 年度まで必要に応じ狩猟自粛要請を実施したことのほか、捕獲数の管理年次の始期を狩猟期としたことで狩猟自粛を行わな

くなった平成 25 年度以降も、狩猟捕獲数の増加が認められないことは、狩猟者登録数の減少や原発事故による野生鳥獣肉出荷制限等の影響もあるものと思われる。一方で総捕獲数は増加傾向にあり、ツキノワグマへの捕獲圧が狩猟から有害捕獲に転じていると言える。

## エ 春季捕獲数

平成 25 年度から再開した春季捕獲については、八幡平市及び西和賀町の 2 市町で実施され、捕獲数は年間平均 13.3 頭となっている。

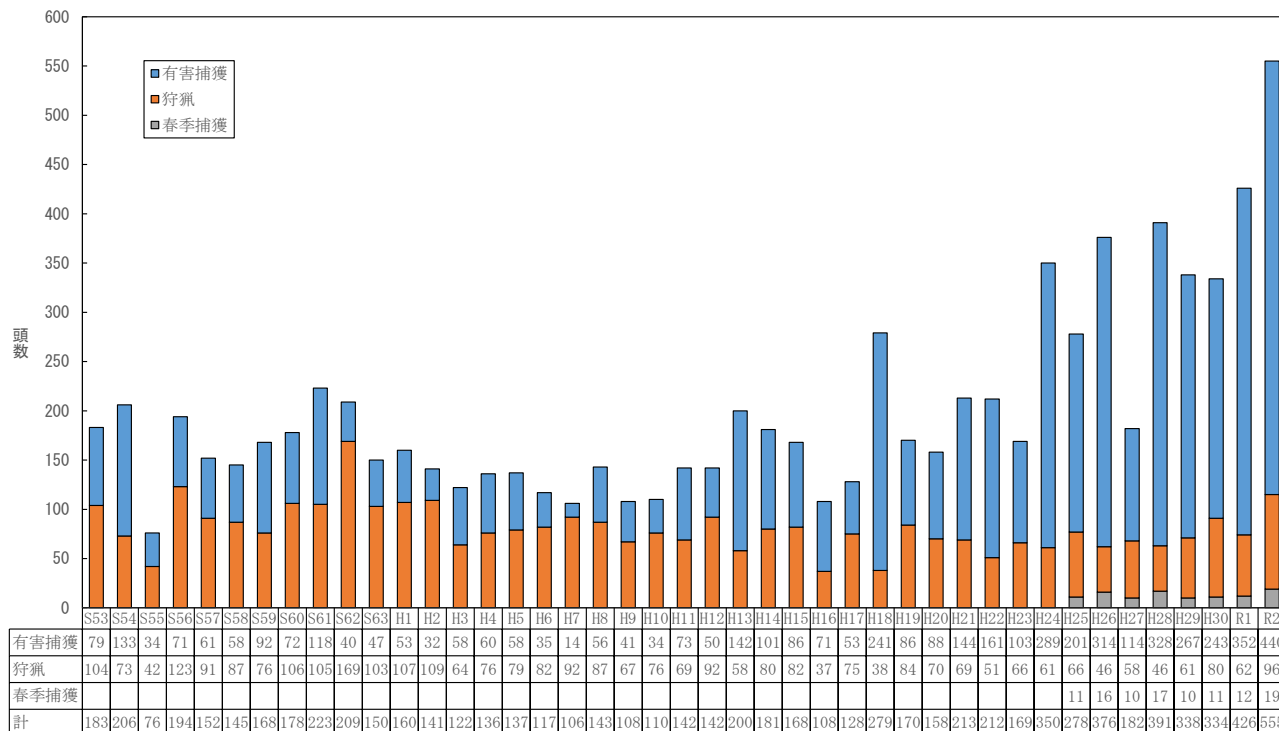
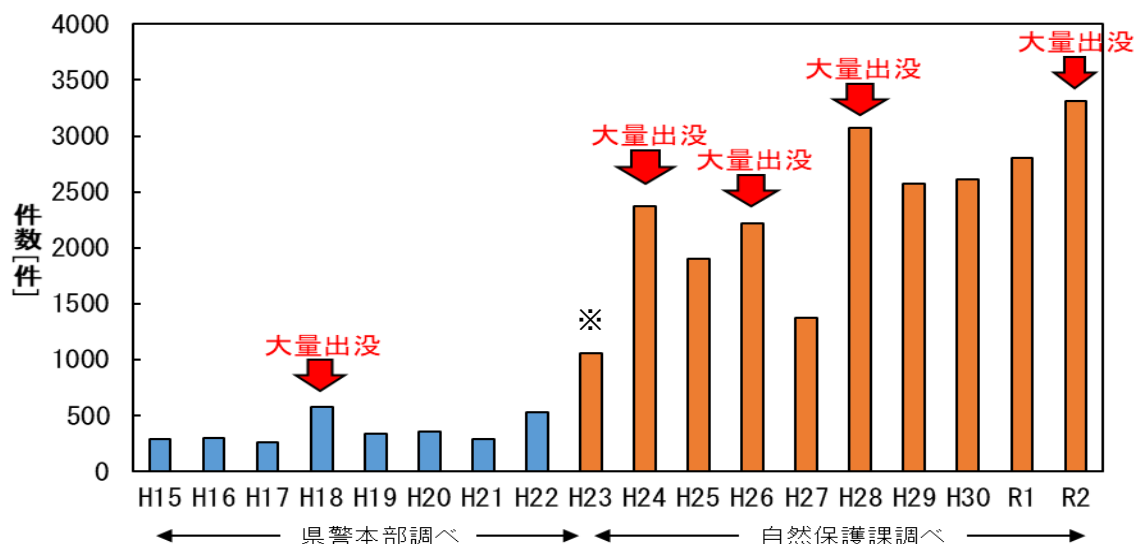


図 3 狩猟・春季捕獲・有害捕獲による年度別捕獲数



※平成 23 年 7 月分から調査方法を変更。  
 ○平成 23 年 6 月分まで：岩手県警察本部調べ（各派出所に寄せられた情報をもとに集計）  
 ○平成 23 年 7 月分以降：岩手県環境生活部自然保護課調べ（各市町村に寄せられた情報をもとに集計）

図 4 年度別出沒件数

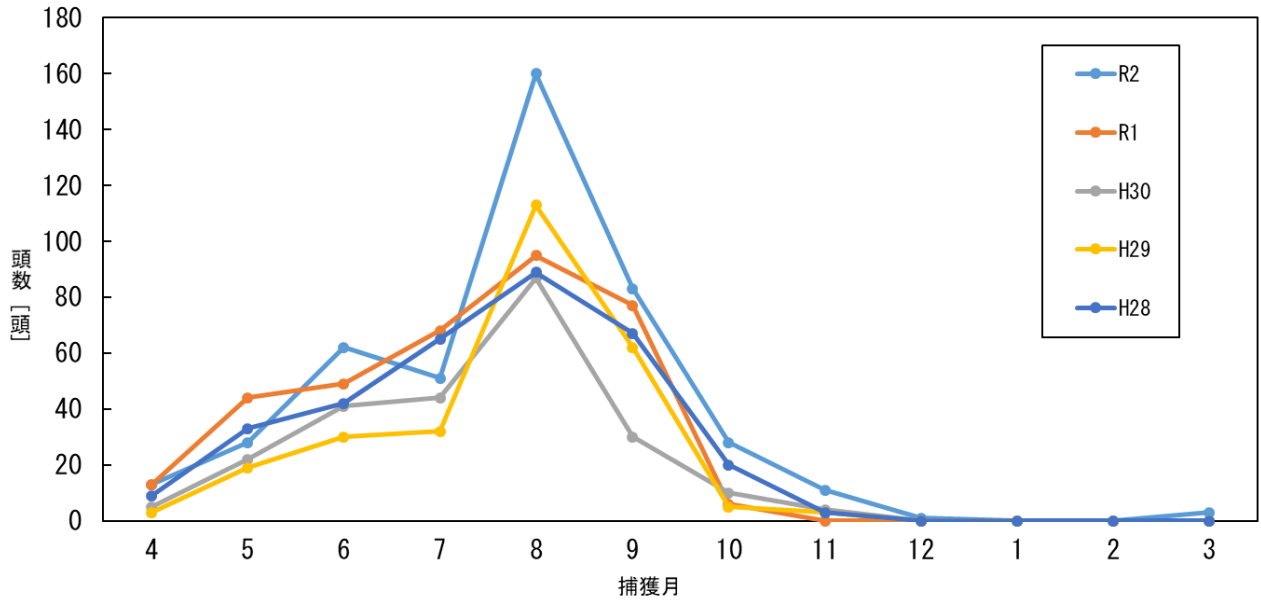


図 5 月別有害捕獲数

(5) 人身被害の状況

本県におけるツキノワグマによる人身被害について、記録が残っている平成5年度から令和2年度までの28年間の発生状況を集計及び分析した。

ア 発生件数

人身被害は毎年発生があり、年平均13件14名、最多発生年は令和2年の27件、最少発生年は平成8年の5件となっている(図6)。

このうち、死亡事故は、平成13年度及び平成21年度にそれぞれ1件(各1名)発生しており、累計では2件(2名)である。

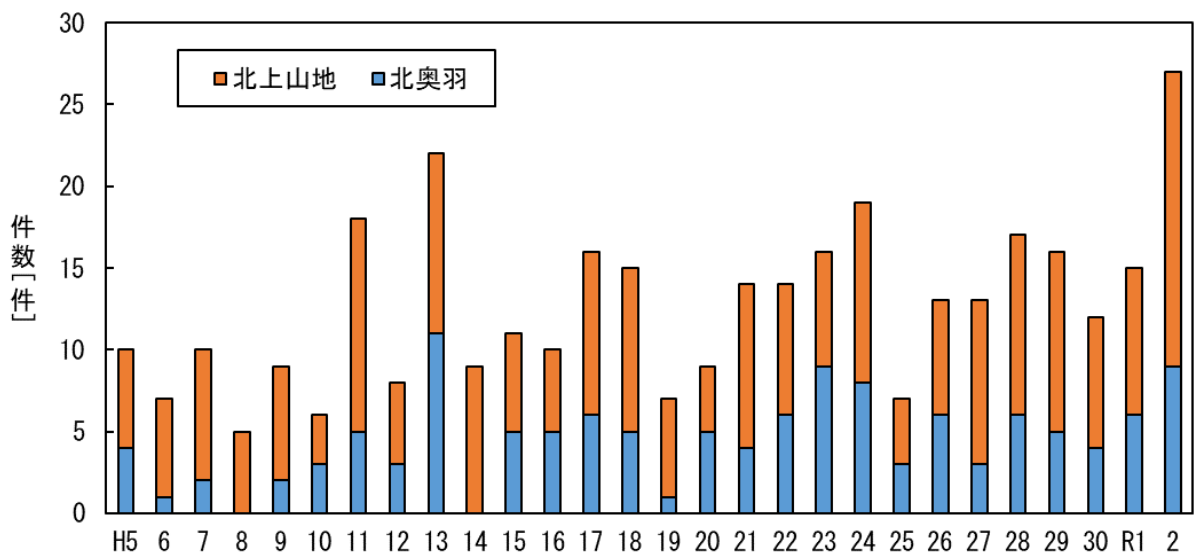


図 6 年度別人身被害発生件数

イ 発生場所

発生場所を地域別に見ると、北上山地が64%（237件）、北奥羽が36%（145件）、環境別ではツキノワグマの本来の生息地である山間地での事故が67%（238件）、人里での事故が32%（114件）となっており、全体の割合では北上山地の山間部での発生が46%と最も多く、全体の半数弱を占める（図7～9）。

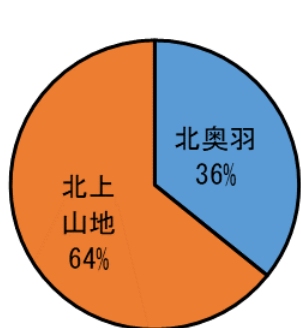


図7 地域別人身被害発生割合

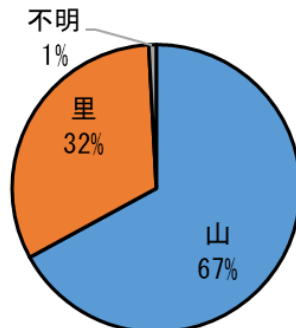


図8 環境別人身被害発生割合

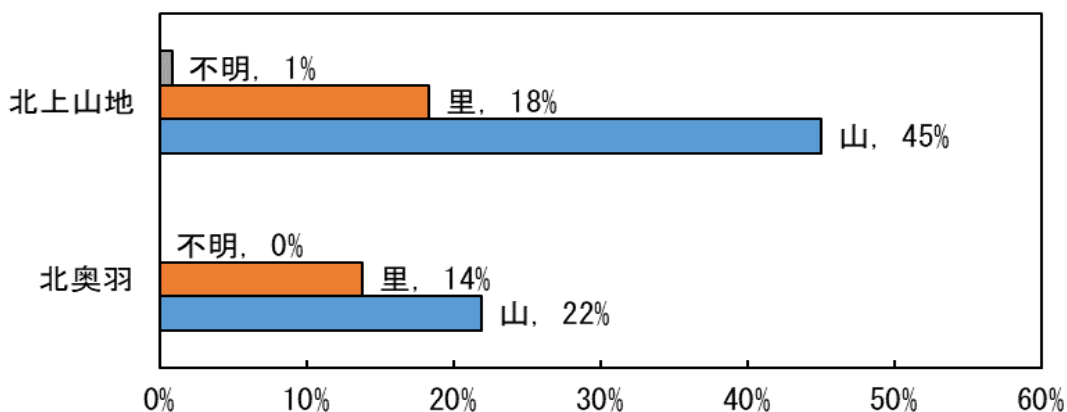


図9 地域ごとの環境別人身被害発生割合

ウ 発生時の状況

発生時の状況別で見ると、山間地では、山菜採り等（キノコ採り、釣り含む）が約6割を占め、人里では、農作業中や日常生活（散歩等）での発生が多い（図10～11）。

特に、人里での発生の場合、北奥羽では日常生活中、北上山地では日常生活に加えて農作業

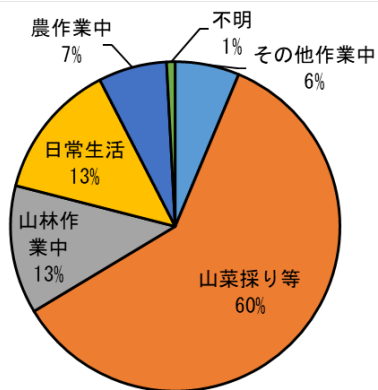


図10 山での被害発生状況

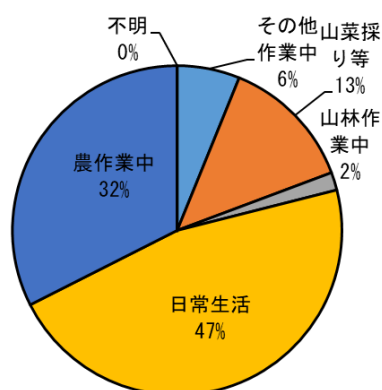


図11 里での被害発生状況

中の発生が多くなっている（図 12～15）。

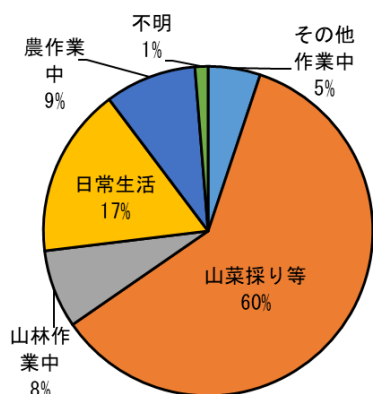


図 12 北奥羽地域における山での被害発生状況

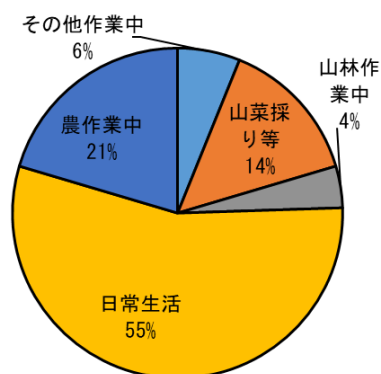


図 13 北奥羽地域における里での被害発生状況

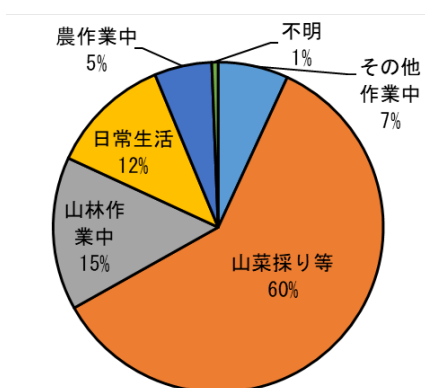


図 14 北上山地地域における山での被害発生状況

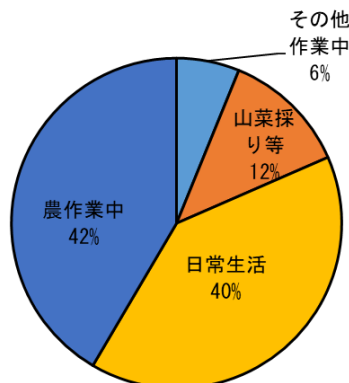


図 15 北上山地地域における里での被害発生状況

### エ 発生時期

全体では5月、8月にピークが認められた（図 16）。

場所別で見ると、人里では8月に最多となり、山間地では北奥羽は6月と10月に、北上山地は5月に大きなピークが認められた（図 17、18）。山間地の事故の発生は春季、秋季ともに人が山菜採りやキノコ採りで山林内に入る時期と重なっていると考えられる。

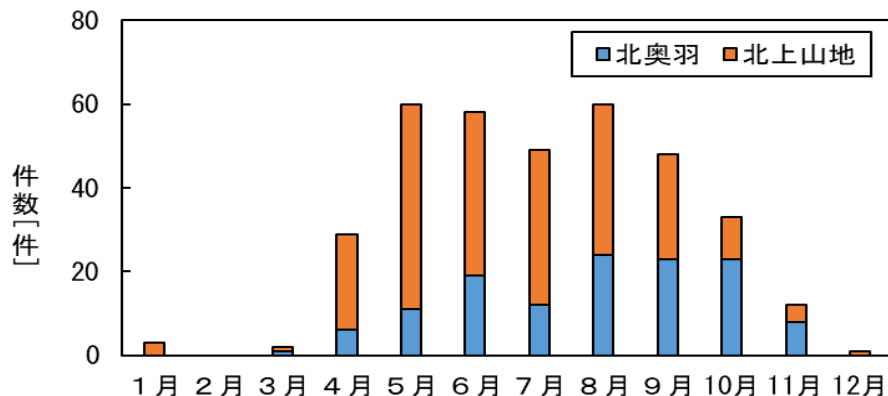


図 16 月別発生件数

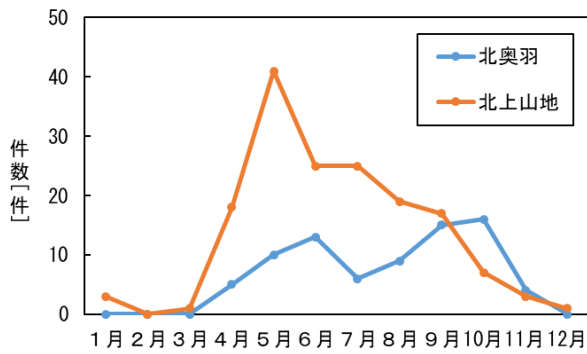


図 17 山での月別人身被害発生件数

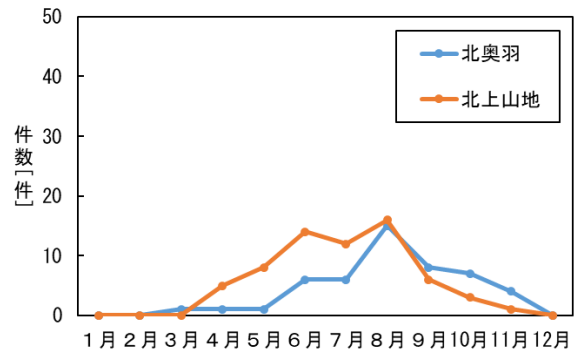


図 18 里での月別人身被害発生件数

オ 被害者の年齢と性別

最も多いのは、60代の男性であり次いで70代男性、50代男性の順に多い（図19）。

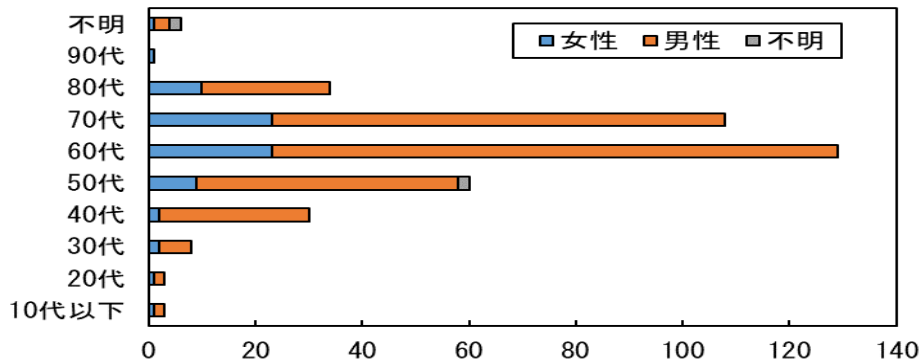


図 19 被害者の年齢と性別

カ 発生時間帯

平成5年度以降のうち発生時間帯を把握できた264件の内訳を見ると、午前10時前後が最も多く、次いで15時前後となっている（図20）。

また、その発生割合から、昼間の時間帯の人身被害は主に山間地で発生しており、早朝や夕方以降は人里での発生が増える傾向が認められた（図21）。

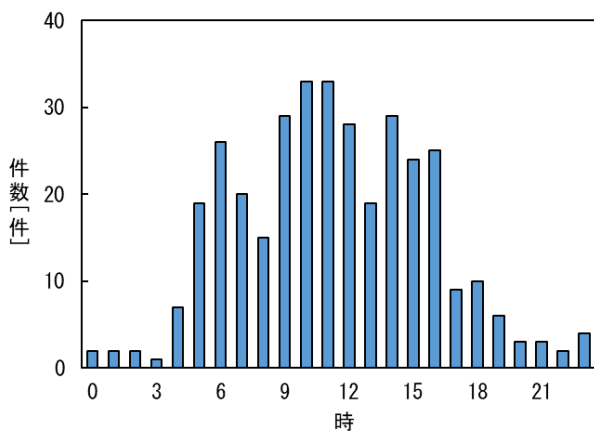


図 20 人身被害発生時間

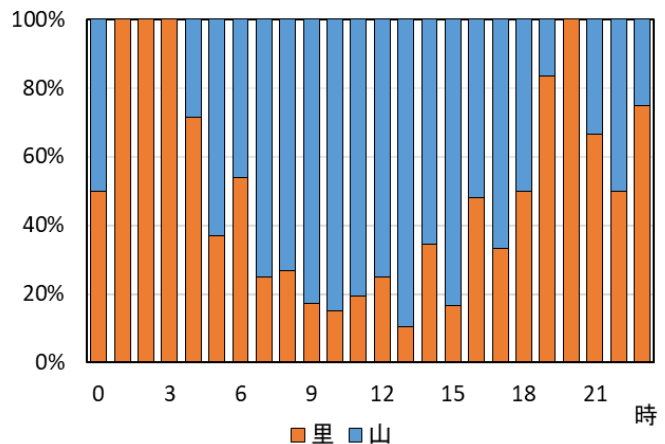


図 21 発生割合（山・里）

## (6) 農林業被害の状況

農業被害については、果樹（主にリンゴ）、野菜（主にスイートコーン）、飼料作物（主に飼料用とうもろこし）及び養蜂等について発生しており、被害額は4,000万円台で推移している（表2、図22）。

林業被害については、いわゆる「クマ剥ぎ」の被害が稀に報告されるのみである。

表2 農業被害発生状況

単位：ha、万円

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
被害面積	133	94	76	222	102	71	43	73	66	107	59	70	26	45	55	39	48	53
被害金額	1,925	1,908	671	4,617	2,315	4,830	4,391	3,980	4,738	7,287	5,466	5,031	2,477	3,467	4,232	4,206	4,427	4,806

※令和2年度は速報値

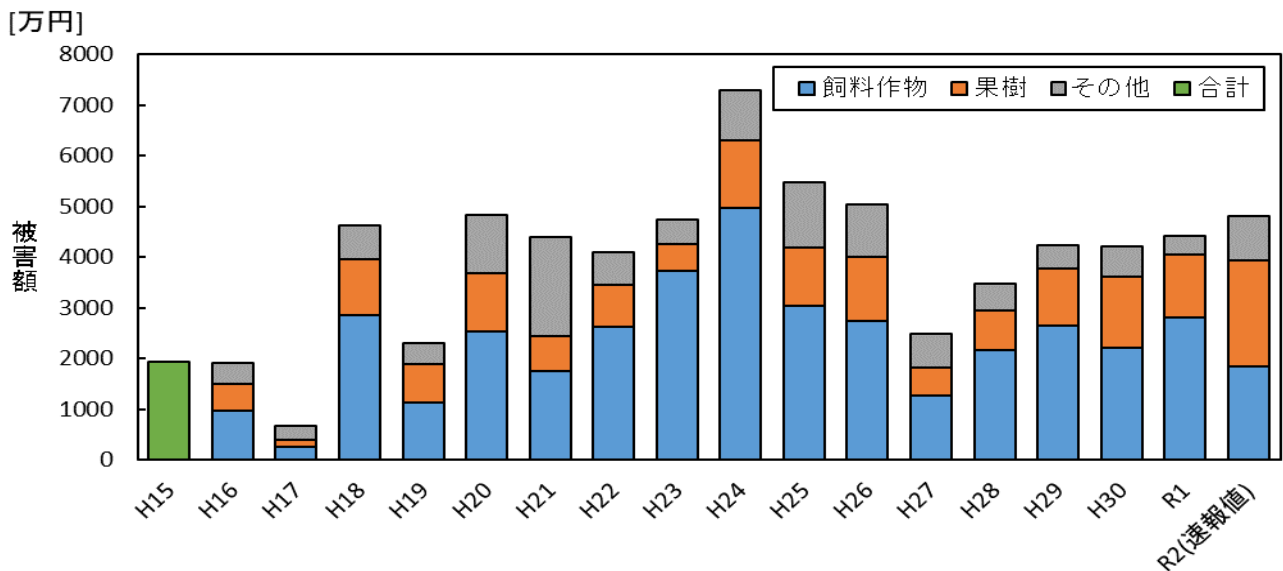


図22 農業被害額の推移

## (7) 被害防除の取組状況

### ア 人身被害防止

人身被害防止について、県では、ホームページ等の広報を活用し、ツキノワグマによる人身被害を防止するための日頃の心構えや入山するときの心構えを示し、住民等への周知啓発を図っている。

また、平成18年2月に全国に先駆け「ツキノワグマの出没に関する注意報等発表要領」を定め、同年3月にはこれまでのモニタリング調査等の研究成果を基に、ツキノワグマの出没前（冬ごもり中）に「ツキノワグマの出没に関する注意報（以下「注意報」という。）」を発表し、関係機関との連携の下、人身被害の防止に努めた。

その後も、大量出没が見込まれる年（平成26年、平成28年、平成29年、令和元年、令和

2年、令和3年)には注意報を公表しているが、平成28年度には春先のクマの大量出沒の状況等を踏まえて6月に要領制定後初となる「ツキノワグマの出沒に関する警報」を公表し、更なる注意喚起を実施した。

また、ホームページに市町村等の取組を掲載する等、意識啓発の促進に取り組んでいる。

市町村においては、ツキノワグマが出沒した際における防災無線や広報車等での地域住民への周知、広報誌やホームページ等による意識啓発の促進、児童等へのクマよけ鈴の配布等、それぞれの市町村で独自の取組を実施している。

## イ 農林業被害防除

農林業被害防除については、市町村等関係機関を通じて、農業者等に対し、廃棄農畜産物や収穫残渣等の適正管理について周知徹底し、ツキノワグマを人里に誘引しないよう注意喚起を図っている。

また、平成19年12月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)が制定され、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための市町村被害防止計画に基づき、必要な財政措置や援助等が受けられることとなったことから、電気柵の設置等のほか、環境整備や捕獲体制整備等の総合的な対策が進められている\*。ただし、同法律では市町村で被害防止計画を作成し、当該鳥獣の捕獲許可権限の委譲に都道府県知事が同意すれば、捕獲許可権限が委譲されることとしているが、ツキノワグマについては広域的な保護・管理の点から、被害防止計画で許可権限の委譲を求められた場合においても、委譲について同意しないこととしている。

※ 盛岡市猪去地区において、自治会が主体となり市が調整役となることで、平成19年から自治会、岩手大学農学部、猟友会、市の官民学協働による緩衝帯整備、電気柵の設置及び維持管理作業を実施。平成26年度、平成27年度にはクマの捕獲頭数は0となり、取組を始めるきっかけとなった平成18年度はリンゴの食害が甚大であったが、平成26年度以降の農作物被害は軽微となっている。

## (8) モニタリング調査

### ア 捕獲個体調査

捕獲個体の有効利用と管理計画へのフィードバックを目的として、平成10年から平成26年まで、捕獲個体の基礎情報の集積、繁殖状況、薬剤耐性菌保有状況等の分析調査を実施した。

#### (ア) 年齢及び体格等

平成10年度から平成23年度の14年間に捕獲された個体のうち、個体情報が収集できた計2,272頭(北上山地個体群1,432頭、北奥羽個体群840頭)を対象として、性別、体格等の情報について集計した結果、近年捕獲される個体は、若齢小型化する傾向にあり、有害捕獲が多くなる8月～9月には、高齢で痩せた雄が多く捕獲される傾向がみられた。雌では、個体群間の体格差が見られるとともに、冬期間の体重が大幅に減少する傾向にあった。

#### (イ) 薬剤耐性菌保有状況

人間生活圏への依存度を示す指標とされる薬剤耐性菌の保有状況については、215検体(雄125、雌88、不明2)について実施した結果、検出率は全体の15.8%となり、調査対

象個体の約1割強が人間生活圏に強く依存した個体であったことが示唆された。また、雌（11.4%）よりも雄（19.2%）で検出率が高く、捕獲された地域間で検出率に差が認められたことに加え、大量出沒翌年の捕獲個体での検出がない等の結果から、出沒頻度と人里近隣への定着との関連性が示唆された。

#### イ 堅果類豊凶状況調査

ツキノワグマの出沒予測及び注意報等発表の判断に資するため、ツキノワグマの出沒と密接に関連するとされるブナ等堅果の豊凶状況について、平成17年度～25年度までシートトラップによる調査、平成26年度からは目視調査を実施しており、この調査結果を基に注意報を発表した（表3）。

表3 ブナ豊凶状況及び注意報等発表状況

	ブナ豊凶	有害捕獲（頭）	人身被害（件）	注意報等状況
H17	豊作	53	16	
H18	皆無	241	15	注意報発表
H19	凶作	86	7	
H20	凶作	88	9	
H21	凶作	144	14	
H22	皆無	161	14	
H23	凶作	103	16	
H24	皆無	289	19	
H25	豊作	201	7	
H26	凶作	314	13	注意報発表
H27	豊作	114	13	警戒情報発表※
H28	不作	328	17	注意報・警報発表
H29	不作	267	16	注意報発表
H30	並作	243	12	
R1	不作	352	15	注意報発表
R2	不作	440	27	注意報発表

※冬眠明けが早まることから発表したもの。

#### (9) 春季捕獲

平成25年度から実施している春季捕獲は、捕獲と併せて痕跡調査等を行っているが、捕獲されなかった目撃個体も多数存在しており、それらについて人への警戒心を付与する効果が期待される。平成26年度は全国的にクマの大量出沒年となっており、本県においても出沒報告件数が多い年であったが、西和賀町においては前年度と出沒報告件数にほぼ差がなく、八幡平市においては前年度よりも減少が認められた（表4、図23）。

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
八幡平市	捕獲数	6	12	8	12	5	6	8	12	
	目撃数	成獣	2	6	7	12	3	5	3	4
		幼獣	0	1	2	5	1	1	0	0
	踏査距離 (km)	53	35	35	54	98	95	180	114	
西和賀町	捕獲数	5	4	2	5	5	5	4	7	
	目撃数	成獣	5	12	6	18	25	5	1	7
		幼獣	2	0	1	9	3	0	10	2
	踏査距離 (km)	109	97	66	268	284	73	63	43.5	

表 4 春季捕獲に係る捕獲・目撃等の状況

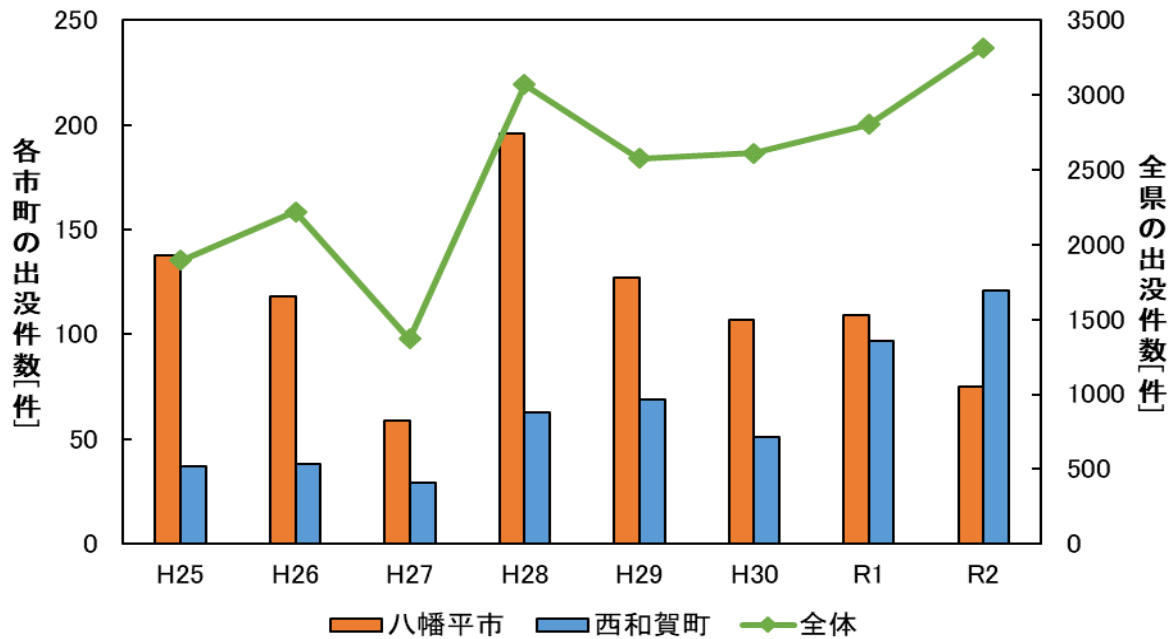


図 23 春季捕獲地域の年間出没状況

(10) その他の取組状況

ア 学習付け移動放獣

ツキノワグマの非捕殺的な侵出防止対策を確立するため、平成 10 年度から平成 12 年度にかけて、学習付け移動放獣の実験調査を行い、その被害再発防止効果を検証し、平成 13 年 3 月にまとめられた「ツキノワグマ保護管理対策事業報告書－移動放獣技術マニュアル」（以下「移動放獣マニュアル」という。）に基づき、移動放獣が可能な個体については、移動放獣を実施している。

イ GPS テレメトリー調査

生息環境管理および被害対策防除の施策検討に資する基礎的資料とするため、平成 29 年から令和 2 年にかけて、雫石町内の集落周辺で捕獲された 14 個体（雄 6 個体、雌 8 個体）について GPS テレメトリー調査を実施した。GPS による位置情報から、夏季には多数の個体(92.9%)が集落付近の山地に滞在する一方で、秋季には集落付近から離散する（最大で約 40km）傾向

が見られ、一部の個体（64.3%）については岩手、秋田両県の往来が確認された。

## 6 管理の目標

### (1) 基本目標

本県における人とツキノワグマの緊張感ある共存関係を構築するため、以下の目標を定める。

- ア 人身被害の防止及び農林業等被害の軽減
- イ 本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持

### (2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

管理の実施に当たっては、「個体数管理」、「生息環境管理」、「被害防除対策」、「モニタリング」に総合的に取り組む。特に人身被害及び農林業被害等の防止に関しては、有害捕獲のみに頼るのではなく、防除対策や生息環境整備等総合的な対策を講じることで、再発防止に努める。

なお、ツキノワグマと人との緊張感ある共存関係を構築するため、狩猟が果たしている役割を評価するとともに、ゾーニング（区域分け）等による棲み分け<sup>3</sup>を図り、総合的な取組への県民の理解を得られるよう積極的に普及啓発を行う。

また、科学的なモニタリングと分析を実施し、その結果をフィードバックすることにより、より効果的な施策推進に努め、必要に応じ見直しを行う。

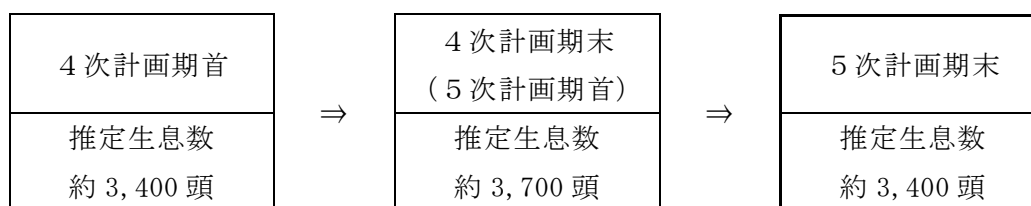
## 7 管理の実施

基本的目標の達成のため、下記の施策を実施する。

### (1) 個体数管理

地域個体群を単位とした生息状況等を勘察し、地域個体群の維持を目標に個体数管理を下記のとおり実施する。

4次計画では、計画策定時点における県内の推定生息数が約3,400頭であったことを踏まえ、本計画期末時点においても県内の生息数を約3,400頭とすることを目安として、狩猟等の捕獲による個体数管理を進める。



#### ア 捕獲数の管理

##### (ア) 管理期間

捕獲数の管理は、4月1日から翌年の3月31日の1年間ごとに行う。

##### (イ) 捕獲上限数の設定

<sup>3</sup> 別々の種が、干渉しあうことなく空間的に別の場所で生息すること。この場合は、空間的のみならず、時間的、生態的（生活上）において人とクマが別々に生息（生活）することを指している。

捕獲上限数は、地域個体群ごとに、「ツキノワグマ管理検討委員会」において、次の事項を勘案の上、毎年度設定する。

- a 推定生息数
- b 生息分布
- c 農林業被害の発生状況
- d 前年度までの捕獲数
- e 前年度までの捕獲上限数
- f 餌となる堅果類の豊凶状況
- g その他自然的社会的状況

また、大量出没が数年に1度の頻度で発生し、それに伴い捕獲数の変動が大きいことから、単年ごとの捕獲上限に加えて、複数年単位での捕獲上限数の設定について検討委員会において検討する。

#### (ウ) 捕獲数の把握

捕獲上限数の設定による個体数管理においては、捕獲数の迅速な把握と周知が必要となることから、図 24 により地域個体群ごとの捕獲許可による捕獲又は狩猟による捕獲の数を常に把握する。

#### (エ) 捕獲自粛要請

それぞれの地域個体群ごとの有害鳥獣捕獲と狩猟による合計捕獲数が捕獲上限数を上回らないよう、市町村、狩猟者、農林業者等の関係者に対し協力を要請することとし、捕獲数が捕獲上限数に達することが予測される時又は達したときは、捕獲関係者等に対し捕獲の自粛を要請する。

ただし、有害捕獲については、その必要性を十分検証した上で実施できることとし、可能な限り追払いや放獣等の非捕殺による方法を検討する。

### イ 県による捕獲許可の方針

ツキノワグマの捕獲許可については、被害を効果的に防除するために必要最小限の範囲で許可することとし、地域個体群を長期にわたり安定的に維持するという観点から、その必要性について十分に審査した上で、被害防除に直結する効果的な捕獲が行われるよう配慮する。

このため、捕獲許可に係る基本的な考え方を次のとおりとする。

#### (ア) 捕獲についての方針

ツキノワグマが、人や農畜産物等への害性を現すときは、原則として追払いの方法により対応する。

ただし、次に掲げるような場合にあっては、捕獲（捕殺を含む。）することを認める。

- a 人の生命又は身体（以下「人身」という。）に対する危害の防止を目的とする場合（原則として、人身への危害が現に発生し、又は発生する可能性が非常に高いとき）
- b 農林業被害等の防止を目的とする場合（原則として現に被害を受け、捕獲等の措置以外に、被害を防ぐ有効な手段がないとき）

#### (イ) 許可の制限

予察的な捕獲は許可しない。

(ウ) 区域

必要最小限の区域とし、原則として、人家、田・畑・果樹園等の農地及び養蜂箱設置箇所等直接の人的、物的被害発生地並びにそれに隣接した地域に限定する。

(エ) 期間

30日を限度とする。ただし、特例許可<sup>4</sup>については90日を限度とする。

(オ) 頭数

被害防除の目的を達成するための必要最小限度の頭数とする。

(カ) 方法

銃器又は箱わなによる。

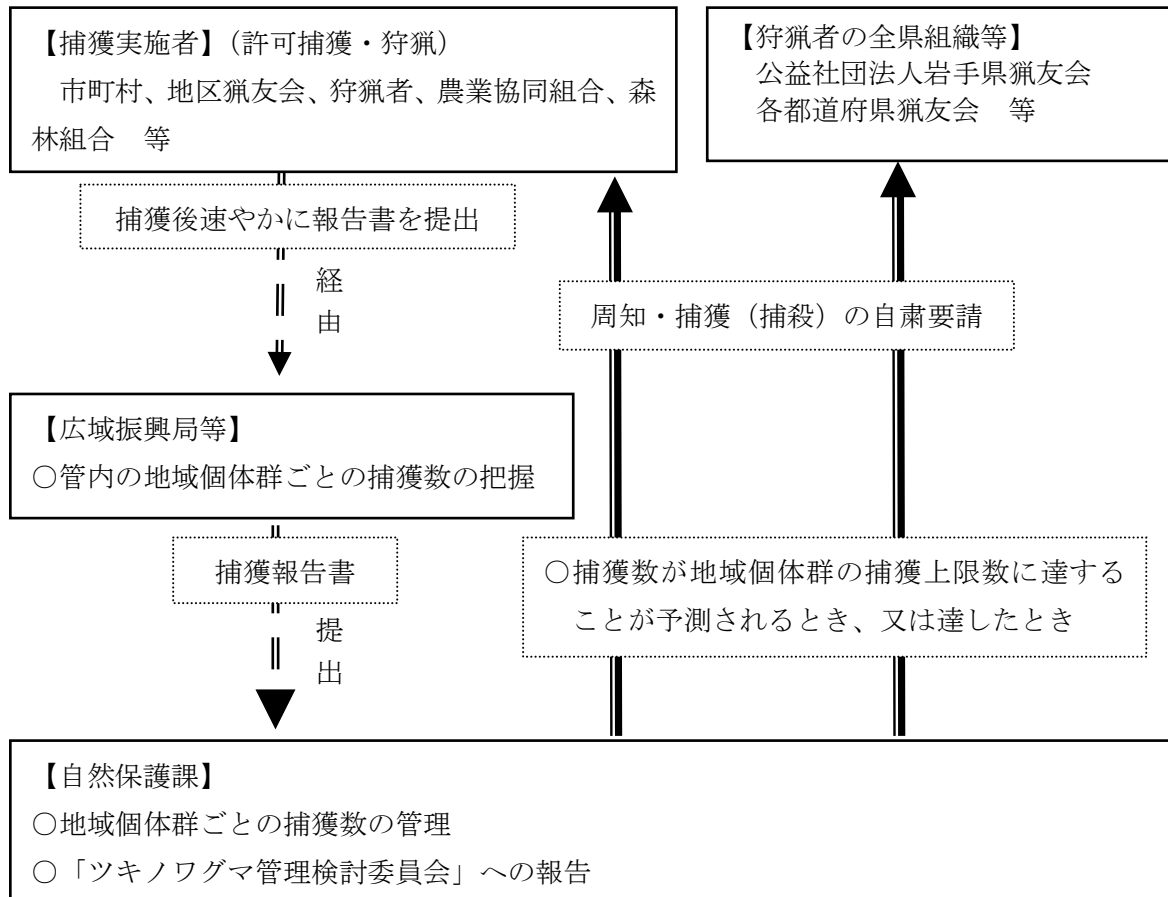


図 24 個体数管理の流れ

ウ 狩猟期間の延長

冬眠前及び冬眠明けのツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人里への出没等の抑制を図ることを目的に、ツキノワグマの狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。

(延長前) 11月15日から翌年2月15日まで

(延長後) 11月1日から翌年2月末日まで

<sup>4</sup> 緊急時等の円滑な対応と許可事務手続きの簡素化を目的として、市町村ごとの配分頭数を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う捕獲許可のこと。

## エ 春季捕獲

春季における捕獲は、伝統的な猟法の存続による狩猟技術の維持、狩猟資源の持続的な利用による個体数調整、銃器による追払い効果による被害の抑制等の効果が期待できる。それらの観点から、地域及び期間を限定して春季捕獲を認めることとし、今後、実施地域の拡大について検討する。

また、許可をする場合には下記の条件を付す。

- (ア) 穴グマ猟は禁止する。
- (イ) 親子連れの捕獲は親子とも認めない。
- (ウ) 捕獲隊を編成して実施し、持続的利用のため生息状況調査等を実施する。
- (エ) 許可の期間は3月15日から5月14日までのうちで必要と認められる期間とする。

## オ 市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理

- (ア) 人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要すると認められる場合の捕獲許可事務については、次に掲げる項目に該当する場合に限り、「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」（平成11年岩手県条例第62号）により処理する。
  - a 日常生活の範囲内で人身に対する危害が発生した場合（山菜等の採取その他の行楽、測量、農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。）
  - b 人家又はその敷地内に侵入している場合
  - c 学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内に侵入している場合
- (イ) 市町村は、捕獲許可した事案について事後に県に報告するものとし、県は「ツキノワグマ管理検討委員会」において必要に応じ当該許可事案について検証する。
- (ウ) 「ツキノワグマ管理検討委員会」での検証の結果、適切な業務の執行を図るうえで必要があると認める場合には、県は市町村に対し助言等を行う。

## カ 放獣

地域住民の理解及び放獣対象地等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた個体については、可能な範囲において柔軟に放獣について検討する。

放獣体制の整備については、放獣適地の検討等、放獣地確保の取組を実施する。また、問題個体を特定し、選択的に捕獲することが人間との軋轢の軽減に有効であることから、捕獲経験のある個体を判別するための個体標識や捕獲時の適切な学習付けを行う技術者の確保等について関係者間で検討する。

## キ 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

### (ア) 目的

ツキノワグマの個体数の増加や生息域の拡大による市街地への出没や人身被害の増加、農林業被害の継続的な発生を踏まえ、捕獲の強化を通じた人身被害の防止及び農林業被害の軽減を目的として実施する。

(イ) 実施期間

令和6年10月17日～令和9年3月31日

(ウ) 実施区域

県内全域

(エ) 事業の目標

ツキノワグマの個体数の増加の抑制、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図るため、有害捕獲、春季捕獲及び狩猟の実施状況を踏まえ、年度ごとに捕獲数を設定する。

(オ) 実施方法

認定事業者等に委託

(カ) 実施結果の把握並びに評価

年度ごとに、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、人身及び農林業被害の情報やヘアトラップ調査等によるモニタリング調査結果とあわせてツキノワグマ管理検討協議会に報告する。

(キ) 実施者

岩手県

(2) 生息環境管理

地域個体群の維持と、人とツキノワグマの「棲み分け」を図るため、良質な広葉樹林の保全や、ゾーニングに応じた環境づくりを中長期的な観点から進める（図 25）。

※ ゾーニングとは、単に区域分けをするものではなく、「それぞれの環境においてどのような対策を行うことが適切か」を関係者間の共通認識とするため、地域を大まかに「ツキノワグマの生息域」「緩衝域」「人の生活域」のように分類するもの。

ア 「ツキノワグマの生息域」における環境管理

概要	イメージ図
<p>【パターン1】</p> <p>ツキノワグマの生息域（奥山）、緩衝域（里地里山）、人の生活域（農耕地や人の居住地）が階層的に存在する。緩衝域に、農耕地等の人の生活域が点在する場合もある。</p>	
<p>【パターン2】</p> <p>ツキノワグマの生息域（奥山）の中に集落があり、農耕地や居住地等の人の生活域が混在する。緩衝域は人の生活域の周辺の非常に狭い地帯となる。</p>	
<p>凡例： <span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> …生息域、 <span style="border: 1px solid yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> …緩衝域、 <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> …生活域</p>	

図 25 ゾーニングパターンの例

ツキノワグマと人との軋轢を解消するためには、本来の生息域がツキノワグマにとって住みよい状態で保全されている必要がある。これらの環境を復元し、保全・維持していくため、以下の取組を推進する。

(ア) 生息地の環境保全

国立・国定及び県立自然公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、鳥獣保護区等については、ツキノワグマの餌資源が豊富な環境であることを踏まえ、その保全や復元等の確かな管理に努める。さらに生育不良な人工林については、「いわての森林づくり県民税」を活用した針広混交林への誘導等環境保全整備を推進する。

(イ) 生息域の連続性の確保

国有林においては奥羽山脈や北上山地における「緑の回廊」の設定、民有林においては

国有林の緑の回廊を補完するために「民有林緑の回廊」を設定し、その連続性を確保するとともに、自然植生の保全の推進に努める。

#### イ 「緩衝域」「人の生活域」における環境管理

ツキノワグマによる農業被害及び人身被害を未然に防ぐためには、人の生活圏へのツキノワグマの侵入を阻止するとともに、お互いの生活圏が近接しない環境をつくる必要がある。「クマの生息域」と「人の生活域」の境界に位置する「緩衝帯」としての役割を果たしてきた里山の利用形態が衰退・変化する中、その環境を再構築するため、市町村及び地域と連携して以下の取組を推進する。

##### (ア) 緩衝帯の整備

人家や耕作地周辺の森林や耕作放棄地等は、ツキノワグマの分布域や侵入路となりうることから、除間伐や刈り払い等の林内整備によって見通しを良くし、緩衝帯として整備、維持することによりツキノワグマの出没しにくい集落環境をつくる。

また、河畔林や段丘林等のうち、「人の生活域」への移動経路となるおそれがある箇所については、緩衝帯として整備し、ツキノワグマの出没を防止する。

その際、リス、ヤマネ等の樹上性小型哺乳類の移動路が確保されるよう配慮する。

##### (イ) 誘引物の除去等

集落等において、農畜産物や廃果、生ゴミ等、ツキノワグマを誘引する要因を検証し、可能な限り移動や除去等により適切に処理するとともに、柿や栗等の庭先果樹についても、収穫の徹底や幹へのトタン巻き等によりツキノワグマを寄せ付けない対策を講じる。

### (3) 被害防除対策

人身被害及び農林業被害の発生を回避するため、盛岡市猪去地区を始めとした優良事例を調査・分析するとともに、その事例を紹介し、情報発信を強化する。併せて、ゾーンごとに被害の発生状況や発生要因を踏まえた適切な対応に努める。

また、市町村及び関係機関の主体的な取組を促進するとともに、地区管理協議会を中心として関係機関が連携して生態及び生息動向等に関する情報を共有しながら、地域の実状に即した効果的な手法について検討し、実施する。

#### ア 人身被害防除

ゾーニングに応じて次のような対策を推進する。

##### (ア) 「ツキノワグマの生息域」における人身被害の回避

ツキノワグマの本来の生息地であり、基本的には入山者等の自己防衛が必要であることを踏まえ、市町村や関係機関と連携して次のような取組を実施する。

##### a 自己防衛意識の啓発

山でツキノワグマに遭遇しないため及び遭遇した場合の心構え等について、各種媒体を通じて周知し、自己防衛意識の啓発を図る。

##### b 誘引物の除去等

登山道、野外施設等では生ゴミ等を残さないよう入山者に対して意識啓発を図るとともに、山地にある観光施設等については施設管理者に対して生ゴミ等の適切な処理を行うよ

う指導する。

c 出沒情報の周知

地域の出沒情報についてホームページ等により広く周知する。

(イ) 「緩衝域」における人身被害の回避

人とツキノワグマとの不慮の遭遇等の可能性が高い地域であることを踏まえ、ツキノワグマの出沒を抑止するよう次のような対策を講じる。

a 誘引物の除去等の促進

不要な柿や栗等の放置果樹はできるだけ伐採する。伐採が困難な場合には、電気柵の設置等によりクマを寄せ付けない対策を講じるか、早期に摘果を行う。

b 出沒防止対策の促進

地域実状を十分考慮した上で鳥獣駆逐用煙火等による追払い等を実施し、ツキノワグマの学習効果を活用した防止対策を講じる。

人の生活域への侵入防止のため、刈払い等による移動経路の遮断や侵入防止柵の設置等の対策を講じる。

c 出沒情報の周知

地域住民に広く情報提供を行い、被害防止に係る普及啓発を図る。

d 迅速な対応

ツキノワグマが出沒した場合には、市町村、警察及び地元猟友会等の関係機関との連携により、被害の発生又は拡大防止のため必要な手段を講じる。

(ウ) 「人の生活域」における人身被害の回避

人間活動の活発な市街地であることを踏まえ、市街地等出沒時対応マニュアルに基づき、人命の保護を第一として各関係機関の協力の下対応する。

a 誘引物の除去等

庭先果樹や家庭菜園についても利用しない場合の早期摘果及び農畜産物の残渣や家庭の残飯等生ゴミの適切な管理や除去を行う。

屋外やツキノワグマが侵入できる納屋に果物、穀物、ペットフード等の食料を保管、放置しない。

b 危機要因の排除

ツキノワグマが市街地に出沒し人身被害の危険性が高い場合には、警察等関係機関が連携の上、出沒個体の追払いや捕獲、住民の避難誘導等、速やかに住民の安全を確保する。

c 出沒情報の周知

防災無線等により地域住民に対して速やかに情報提供し被害防止を図るとともに、二次被害の拡大を防止する。

d 再発防止及び未然防止

市街地出沒の侵入を回避するため、関係機関の協力によりツキノワグマの移動路や誘引物の有無等を検証し、必要に応じ刈り払い等の環境整備を実施する等、ツキノワグマの人の生活域への侵入を遮断するよう努める。

e 出没時対応訓練

ツキノワグマが市街地等に出没した場合に備え、各関係機関の役割を明確化し、麻酔等による不動物措置が迅速に実施できるよう関係機関を対象とした対応訓練を実施する。

イ 農林業被害の防除

農林業被害防除については、市町村を主体として、以下の対策を推進する。

(ア) 被害状況の把握

効果的な被害防除技術に資するため、被害の実態把握に努め、被害発生状況、発生ゾーン及び発生メカニズムの分析等に必要な情報の共有を図る。

(イ) 防除対策の実施

a 効果的な防除方法及び技術情報の収集及び指導

農業被害においては電気柵や鳥獣駆逐用煙火による追払い等地域実状に応じた効果的な技術情報等の収集に努める。特に電気柵については、より効果が発揮されるよう適切な設置を促進する。

b 地域ぐるみの取組の促進

地域内において個々に被害対策を行っても防除の効果は低いことから、地域全体で防除対策を推進できるように努め、併せて活用可能な事業等の情報を共有する等、地域ぐるみの取組を支援する。

なお、鳥獣被害防止特措法による被害防止計画を作成する際には、本計画との整合性を図る。

c 出没防止

地域の環境整備により、ツキノワグマを農地や集落の周辺に呼び寄せない取組を促進する。

ウ 注意報等による注意喚起

ツキノワグマの繁殖や人里への出没は、ブナ等の堅果類の豊凶が関係するとされ、これら堅果類の豊凶状況から大量出没を予想するほか、県内の出没情報等を基に総合的に判断し、適宜注意報等の発表による注意喚起を行う。

表 5 ゾーンごとに取り組むべき対策及び役割分担

ゾーン	被害防除・出没抑制対策(役割分担)	
ツキノワグマの生息域 (山林内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な生息環境の維持・質の向上(国・県)</li> <li>・山林内での自己防衛対策の周知、自己防衛意識の啓発(県・市町村)</li> <li>・ごみ等誘引物管理の徹底を促す等、登山者、野外施設等利用者への被害防止対策の普及啓発(県・市町村)</li> <li>・出没情報の周知(県・市町村)</li> <li>・狩猟による人への警戒心の付与(狩猟者)</li> </ul>	地区管理協議会での対策検討・連携確保
緩衝域 (河畔林や里山付近の耕作放棄地を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人の生活域への侵入防止のため、除間伐や刈払い等の移動経路の遮断や侵入防止柵の設置と管理(県・市町村・地域の自治会)</li> <li>・誘引物の除去(市町村・地域の自治会)</li> <li>・鳥獣駆逐用煙火等による追払い(市町村・狩猟者団体)</li> </ul>	
人の生活域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘引物(放置果樹、廃棄農作物(家庭菜園含む)等)の管理・除去(市町村・地域の自治会)</li> <li>・農耕地等への電気柵の設置と管理(市町村・地域の自治会)</li> <li>・追払いや有害鳥獣捕獲の実施(市町村・狩猟者団体)</li> <li>・市街地における緊急捕獲(市町村・警察)</li> <li>・出没情報の周知、住民への注意喚起(県・市町村・警察)</li> </ul>	

#### (4) モニタリング調査

野生動物の分布や個体数における「非定常性」や「不確実性」を踏まえ、本県ツキノワグマ個体群の科学的・計画的な管理の基礎となる生息動向、生息環境及び被害状況等を把握し、管理計画にフィードバックするため、短期的モニタリングと中長期的モニタリングを実施する。

特に、県内全域におけるツキノワグマの個体数推定を目的とした大規模ヘア・トラップ調査については、個体数管理目標の達成状況の評価に資するため、計画期間内に調査を実施する。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における福島原発事故の影響により、本県で捕獲されたクマの肉から基準値を超える放射性物質が検出され、国から平成 24 年 7 月に本県全域を対象とした出荷制限指示が出されている。これ以降、出荷制限解除のためのモニタリング検査を行っているが、令和 2 年度時点においても、県内の一部地域のクマ肉から基準値を超える放射性物質が検出されていることから、放射性物質の継続的な検査を行い、正しい情報の提供に努める。

ア 短期的モニタリング調査

調査項目		調査内容	調査方法
個体情報	捕獲記録	捕獲の日時・場所、個体の体重・体長・性別・年齢、子の有無、その他	捕獲報告票の収集
生息環境	堅果類の豊凶	結実状況、その他	定点調査 聞き取り
被害状況	人身被害	被害発生の日時・場所、被害者の年齢・性別、被害発生状況、負傷の程度、対策の有無、他	人身被害報告書の収集
	農林業被害	被害発生場所、被害の種目・面積・被害量・金額、その他	聞き取り
出没情報	目撃等の記録	クマの目撃、被害、痕跡等情報	聞き取り

イ 中長期的モニタリング調査

調査項目		調査内容	調査方法
被害防除	実施状況	被害防除実施の場所・方法・規模、その他	聞き取り
	効果	被害防除効果の程度、その他	
生息動向	生息状況	生息頭数調査、生息痕跡及びツキノワグマ個体の目撃場所、その他	観察調査、ヘア・トラップ法による調査
その他	放射性物質汚染状況	ツキノワグマ体内における放射性物質濃度	サンプル分析

8 管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、NPO等の民間団体や大学等の密接な連携の下に各種施策の実施に取り組むことができるよう、次に基づき計画を実施する。

(1) 各機関・団体等の果たす役割

ア 県

県は効果的に管理施策を実施、推進するため、個体数管理及び人身被害防止対策については環境部局、農林業被害防除対策については農林水産部局が主体となり以下の役割を担う。

(ア) 管理計画の作成及び見直し、各種施策やモニタリングの実施、施策の評価

- (イ) 市町村等の関係機関に対する生息環境管理及び農林業被害防除対策等の情報の提供や必要な助言
- (ウ) 管理計画の推進における国、県関係部局、市町村、隣接県及び関係機関等との調整
- (エ) 地区管理協議会における各種施策の取組促進
- (オ) ツキノワグマの生態等に関する啓発
- (カ) 大学や研究機関等との連携並びに各種調査研究の実施
- (キ) 野生鳥獣の被害防除に関する指導・助言ができる普及員の育成

#### イ 市町村

市町村は、管理計画に基づく施策を具体的に実施・推進するため、以下の役割を担う。

- (ア) 地域住民への普及啓発
  - (イ) 各種被害防除対策、生息環境管理等の実施及び推進
  - (ウ) 地域の自治会等の取組に対する協力
  - (エ) 有害鳥獣捕獲・学習放獣の実施
  - (オ) 管理施策全般への協力

#### ウ 地域の自治会等

地域の自治会等は、地域の被害防止のため、集落単位等の地域全体の防除対策について検討を行い、被害を防止するための環境整備等を行う。

#### エ ツキノワグマ管理検討委員会

学識経験者や関係団体等で構成するツキノワグマ管理検討委員会は、管理をよりの確に実施するため、以下の役割を担う。

- (ア) 管理計画の作成、評価及び見直し
- (イ) 管理施策についての必要な検討及び助言
- (ウ) モニタリング結果の評価・分析等

#### オ 地区管理協議会

地区管理協議会は、地域における保護・管理の核となり、関係者間で出没動向等の情報共有を図りながら、被害防除の実施について協議するとともに、専門家を交えた研修会を実施する等、より効果的な被害防除を検討し、地域の取組について助言を行う。

#### カ ツキノワグマによる重大事故発生時における対策会議

ツキノワグマによる人身の食害事故が発生した場合には、発生地を所管する地区管理協議会の構成員に、学識経験者や県自然保護課等を加えて対策会議を設置し、被害拡大及び再発防止の対策について関係機関で協議を行い、その対応を決定する。

#### キ 狩猟者団体

狩猟者団体は鳥獣の生態を熟知する者であると同時に、鳥獣の保護及び管理の担い手として、

管理計画を実施するため、以下の役割を担う。

- (ア) 市町村・県等の要請に基づく捕獲等の必要な措置への協力
- (イ) 行政、関係団体、地域住民等に対する被害防除等についての助言

#### ク 狩猟者

狩猟者は銃器による捕獲や追払い行為により、人の怖さを学習させる効果が期待できること、また、個体数管理に大きな役割を果たしていることから、以下の役割を担う。

- (ア) 銃器による狩猟の実施
- (イ) モニタリングのため、捕獲個体の情報及び検体の提供又は収集協力

### (2) 人材の確保育成

管理施策を適切に推進するためには、専門的な知識や技術等を有する人材が適所に配置されることが求められていることから、関係機関の連携や研修機会の確保等により、有害捕獲等を適正に指導し、被害防除対策の普及等を行うことができる人材の育成及び確保に努める。

また、狩猟者は狩猟及び有害捕獲の重要な担い手となっているが、高齢化等による減少が懸念されることから、講習会及び狩猟免許試験等を適切に実施し、狩猟者の育成・確保に組織的に取り組む。

### (3) 他県との調整

北奥羽地域個体群は青森県及び秋田県とまたがるため、各県と情報を共有し、必要に応じ協議を行いながら、整合性の取れた管理を実施する。

### (4) NPO等との連携

ツキノワグマの学習付け移動放獣や、生息状況の調査や生息環境整備等については、行政のみの取組では限界があることから、NPO等の民間団体や大学等と積極的に連携し、パートナーシップの構築を進める。

### (5) 情報共有と普及啓発

管理計画の主旨及び内容については、広く県民へ周知するため広報等を実施するほか、学校や公民館等との連携を図り、学校教育や生涯学習を通して、ツキノワグマの生態やツキノワグマとの適正な関わり方等についての啓発に努める。

また、モニタリング等の調査結果については捕獲従事者にフィードバックを行うほか、広く県民に情報公開することで管理に対する啓発に努める。

人身被害及び農林業被害防止対策については、各種媒体を利用して、県民に広く周知啓発を行う。

### (6) 錯誤捕獲の防止等

ニホンジカやイノシシを捕獲するためのわなをツキノワグマの生息地域に設置する場合は、見回りを定期的に行い、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、くくりわなの直径の規制

(12cm 以下) の遵守や、クマ用の脱出口を設けた箱わなの使用、クマを誘引しにくい餌にする等、錯誤捕獲の防止に努める。

また、錯誤捕獲が発生した際に備え、民間事業者と連携し、迅速かつ安全な放獣体制の整備を進める。

#### (7) 毛皮等の流通管理

ツキノワグマは「絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律」において国際希少野生動植物に指定されており、原則として、輸出入及び国内における譲渡し等が規制されることとなるが、適法に捕獲されたクマ類については、譲渡し等の規制の適用除外とされている。

しかしながら、輸入された個体の譲渡し等の規制の実効性を高めるためには、国内で適法に捕獲されたクマ類についても、適正な流通の管理を図る必要があることから、捕獲個体の毛皮等を製品化して利用する者から製品化登録申請があった場合、申請者に対し目印票（製品タグ）を交付し、製品への装着を指導する。